

1 議 事 日 程（3日目）

〔令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和8年6月17日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質 問 者 氏 名 (議 席 番 号)	質 問 項 目
1	木 村 彰 人 (10)	1. 行政が市民側に立つ公共交通政策の確立について 西鉄路線バス星ヶ丘線の一部廃止に始まり、本年4月からはコミュニティバス「まほろば号」が大幅に減便された。これら公共交通の再編に至る審議過程においては、交通事業者が提示した変更案が、十分な議論を経ることなく結論づけられたものと承知している。そこで、地域公共交通活性化協議会が事業者案の追認機関とならないよう、行政が主体的に市民の立場に立つ審議プロセスの確立に関して、2点伺う。 (1) 今回の公共交通再編（まほろば号のダイヤ改正等）における、地域公共交通活性化協議会の役割と、本市として果たすべき責務について (2) 協議会の前段階として、行政・有識者・市民等で構成する「変更案策定・検討委員会」を設置し、事業者案の検証や代替案の検討を行う仕組みを導入する考えについて 2. 天満宮参道周辺のごみ対策と、参道店舗との協働による取り組みについて 令和5年頃に報道機関で大きく取り上げられた、オーバーツーリズムに起因する天満宮参道周辺のごみ問題に関して、2点伺う。 (1) これまでに実施された対策と、その効果について (2) 参道店舗によるごみ受け入れ制度の現状と、今後の方針について
2	長谷川 公 成 (16)	1. 高雄地区のインフラ整備について (1) 高尾川の整備について 過去幾度となく要望してきたが、その後の県や筑紫野市との協議の進捗状況を伺う。 (2) 高雄交差点周辺整備について これまで県道筑紫野筑穂線歩道内にある道路案内標識等の支柱が歩行者や自転車の通行の支障となっているとして移設などの要望を行ってきたが、一向に改善されていない。その

		後の県との協議について伺う。 (3) 高雄地区の区画整理事業について 高原市長はこれまで市街化調整区域の変更等について言及されていたと認識しているが、優先すべきは高尾川の整備と高雄交差点の周辺整備だと考える。市長の見解を伺う。
3	堺 (12)	1. 持続可能なまちづくりとベーシックサービスの充実について (1) 市政運営における「ベーシックサービス」の視点について 医療、福祉、教育、交通、防災など、誰もが最低限保障されるべき公共サービスを、所得や居住地域に左右されず持続可能な形で将来世代へどのように継承していくのか市の見解を伺う。 (2) デジタル化と「スマート自治体」の推進について 「書かない窓口」やオンライン申請による行政業務の効率化を進める一方で、高齢者等のデジタル弱者を取り残さない「デジタル支援員制度」や「地域スマホ相談会」などの人的支援のさらなる充実について市の見解を伺う。 (3) 「地域共生社会」と地域コミュニティ支援について 自治会や民生委員への過度な負担を避け、行政が「地域を支える」姿勢を明確にするため、「地域活動支援員制度」の創設や「自治会DX支援」の強化等、横断的な地域共生型まちづくりをどう推進するのか市の見解を伺う。 (4) 公共施設とコンパクトなまちづくりの推進について 公共施設の単純な統廃合ではなく、施設の複合化や地域拠点整備、公共交通網との有機的な連携を進めることで、市民利便性を高める「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」をどう目指していくのか将来ビジョンについて市の見解を伺う。 2. 持続可能なまちづくりと機構改革・中長期戦略について (1) 今後の次期総合計画策定と連動した「機構改革」について スマート自治体への転換と地域共創型行政を連動させるため、以下の4つの専門組織・体制の導入を提案するが、市の見解を伺う。 ① 2040年を見据えた人口・地域課題の分析、EBPM（データに基づく政策立案）、総合計画の進行管理を一体的に担う体制として「未来戦略課（仮称）」の創設。 ② 庁内業務の効率化と誰一人取り残さないデジタル化を横断的に進める専門組織として「DX・スマート自治体推進室（仮称）」の創設。

		③ 中学校校区を単位とした市民に最も近い距離での地域連携を支援する体制として「地域共生・校区まちづくり推進体制」の構築。 ④ 地域団体（自治連、天満宮、観光協会、商工会、九博等）や企業、大学等と定期的に政策協議を行う仕組みとして「公民連携・地域共創会議」の設置。 （２）分野横断的な中長期計画の連動について 各分野の計画（福祉・子育て・教育・観光・交通・防災等）を個別に考えるのではなく、「2040年の太宰府市」という共通理念のもとに再構築し、将来世代へ責任ある持続可能な都市経営を進めていくべきと考えるが、市の見解を伺う。
4	神 武 綾 (14)	1. 施政方針について （１） 水城地域の地域公共交通について 水城地域には大野城市にある駅、スーパー、病院などを利用する方が多いため、地域公共交通を検討するに当たっては大野城市との協議が不可欠と考えるが、見解を伺う。 （２） 人権センター等の整備検討について 人権センター等の対象として市が考える「人権」について見解を伺う 2. 市民の生活と暮らしを守る施策について 国の運営する制度を実施する自治体において独自の運用が可能となる生活保護制度について４点伺う。 （１） 生活保護制度利用者の現状について （２） 生活保護の申請件数について （３） 本市独自の制度について （４） 生活保護受給者の人権について
5	學 田 久美子 (13)	1. 市有地の活用について 令和７年９月定例会で坂本地区の市有地について、公園や広場として活用できないか、また、バスカットを整備する提案をしていた。その後の調査研究の進捗状況について伺う。 2. 牛乳給食について 福岡市では、学校給食において月に一度牛乳の提供を他の飲料に切り替える取り組みが実施されている。牛乳給食による栄養素、特にカルシウム摂取量を考えると義務教育課程の９年間は牛乳給食をなくすべきではないと考える。学校給食において牛乳を提供しない日を設けることについて市長の考えを伺う。
6	馬 場 礼 子 (6)	1. 単身高齢者等の居住支援のための「居住支援協議会」設置と「居住サポート住宅制度」導入について

- (1) 「居住支援協議会」設置と「居住サポート住宅制度」導入に際し、現状と課題について3点伺う。
 - ① 住宅確保要配慮者からの住宅相談件数、主な相談内容及び支援状況について
 - ② 本市には「居住支援協議会」や「居住サポート住宅制度」がないが民間賃貸住宅への入居やその後の生活維持において、現状の体制では対応しきれない課題をどのように認識しているか。
 - ③ 民間の居住支援法人や不動産関係団体との連携状況と今後の組織的な連携の必要性について
 - (2) 「居住支援協議会」の必要性及び連携体制整備について2点伺う。
 - ① 「居住支援協議会」の必要性に対する市の認識について
 - ② 「居住支援協議会」の設置に向けた、現在の具体的な検討状況について
 - (3) 「居住サポート住宅制度」導入について3点伺う。
 - ① 「居住サポート住宅制度」に対する市の認識と制度導入に向けた対応について
 - ② 制度導入を見据え、今後高齢者が安心して暮らすための見守り・安否確認・生活相談・家賃債務保証といった支援体制をどのように構築していくのか。
 - ③ 本制度導入により、単身高齢者の円滑な住み替えを促し、空き家予防対策として連動していく事への見解について
 - (4) 「居住支援協議会」設置と「居住サポート住宅制度」導入について市長の見解を伺う。
2. まほろば号の運賃とまほろば号内山線の運行体制及び受益者負担について
- (1) まほろば号の全区間100円という運賃について、市はどのような考えで維持しているのか。また、今後も継続していく考えなのか伺う。
 - (2) 市全体の公共交通として、市民負担の公平性も踏まえた運賃の平準化、統一化について検討する考えはあるのか伺う。
 - (3) 竈門神社への観光客急増に伴う利用実態の分析について伺う。
 - (4) 観光客に対する一律100円運賃と受益者負担のあり方について伺う。
 - (5) 市民向け便と観光客向け便を切り離す「2台体制」の導入について伺う。

		(6) 運賃適正化で得られた財源の活用について伺う。
7	瀬 筒 義 久 (4)	1. 第二次太宰府市都市計画マスタープラン中間見直しについて (1) 2026年度中間見直しの位置付けと目的について (2) これまでの10年間の社会変化と課題検証について (3) 地域からの声、また、市民参加や請願等による声の反映について (4) 地域拠点形成と西鉄都府楼前駅周辺の位置付けについて (5) 次の10年を見据えた実効性あるまちづくりについて 2. 市民生活を守る水・防災・インフラについて (1) 本市の水資源の現状と将来的な水リスクについて (2) 五ヶ山ダムを含めた渇水対策と安定給水への取り組みについて (3) 気候変動や豪雨災害等を踏まえた防災・危機管理について (4) 水道管、道路、橋梁等のインフラ維持管理について (5) 市民生活を支える基盤整備の方向性について
8	陶 山 良 尚 (15)	1. 今後の自治会のあり方について (1) 本市自治会の現状について 現在全国的に自治会長をはじめ役員の担い手不足や自治会への加入率低下などの課題が浮き彫りとなり、将来的に自治会運営に支障が出ることが危惧されている。本市の現状とその対応について伺う。 (2) 行政区の区域変更について 住宅開発により区域が広がることで、行政区の境が曖昧となる地域もあり、新たに住む住人がどの自治会に属しているのか分かりづらくなることによって、自治会活動への関心が薄れ、そのことが加入率の低下や活動自体に影響を及ぼしているのではないかと聞き及んでいる。また、自治会の規模の違いも本市にとって大きな課題であると認識している。時代の変化に伴い、従来の行政区割では一部現状との乖離が生じていることから、行政区域の見直しや自治会の再編などを検討する必要があると考えるが本市の見解を伺う。 (3) 自治会、校区自治会に対する運営支援について 施政方針で掲げている自治会DXの促進について詳細な取り組み内容を伺う。 (4) 自治会が果たすべき役割や今後の課題について 今後、本市が目指す地域コミュニティのあるべき姿、方向性について見解を伺う。

2 出席議員は次のとおりである（１７名）

1 番	久 和 満 晴 議員	2 番	岡 林 直 人 議員
3 番	原 紳次郎 議員	4 番	瀬 筒 義 久 議員
5 番	川 口 親 丸 議員	6 番	馬 場 礼 子 議員
7 番	タコスキッド 議員	8 番	今 泉 義 文 議員
9 番	笠 利 毅 議員	10 番	木 村 彰 人 議員
12 番	堺 剛 議員	13 番	學 田 久美子 議員
14 番	神 武 綾 議員	15 番	陶 山 良 尚 議員
16 番	長谷川 公 成 議員	17 番	門 田 直 樹 議員
18 番	小 畠 真由美 議員		

3 欠席議員は次のとおりである（１名）

11 番	入 江 寿 議員
------	----------

4 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名（３４名）

市 長	高 原 清	副 市 長	石 田 宏 二
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長 (経営企画担当)	轟 貴 之
総 務 部 理 事 (総務担当)	宮 崎 征 二	市民生活部長	友 添 浩 一
健康福祉部長	大 谷 賢 治	健康福祉部理事 (子ども担当)	添 田 朱 実
都市整備部長 (併公営企業担当)	伊 藤 健 一	観光経済部長	竹 崎 雄一郎
教 育 部 長	添 田 邦 彦	教 育 部 理 事	平 野 善 浩
総 務 課 長 併選挙管理委員会事務局長	鳥 飼 太	経営企画課長	宮 原 竜
総 務 課 秘書担当課長	眞 鍋 達 也	文書情報課長	井 本 正 彦
管財課公共施設整備担当課長併 社会教育課教育施設整備担当課長	福 田 久 博	防災安全課長	糸 山 邦 明
地域コミュニティ課長	高 田 政 樹	市 民 課 長	白 石 康 子
人権政策課長 兼人権センター所長	大 山 清 敬	福 祉 課 長	山 崎 崇
子育て支援課長	松 尾 克 己	都市計画課長	古 賀 千年志
建 設 課 長	堀 修 一朗	上下水道施設課長	清 武 伸 寿
観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	橋 本 典 明	国際・交流課長	渕 上 幸 治
産業振興課長	満 崎 哲 也	社会教育課長	立 石 泰 隆
学校教育課長	田 代 浩	監査委員事務局長	松 尾 誓 志
生活支援課保護係長	山 村 光 司	生活支援課生活支援係長	松 本 透

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（６名）

議会事務局長	杉 山 知 大	議 事 課 長	花 田 敏 浩
議事課庶務係長	大 塚 春 菜	書 記	木 村 幸代志
書 記	陣 内 成 美	書 記	川 口 晃 生

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は15人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日17日8人、18日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（小島真由美議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

木村彰人議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付しておりますのでお知らせいたします。

10番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔10番 木村彰人議員 登壇〕

○10番（木村彰人議員） ただいま、議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件質問いたします。

1件目、行政が市民側に立つ公共交通政策の確立について。

この3年間、西鉄路線バス星ヶ丘線の減便や一部区間の廃止、さらにはコミュニティバス「まほろば号」も減便されるなど、交通事業者からの申出による公共交通の大幅な見直しが続いてきました。そして、これらの変更は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

交通事業者を取り巻く状況は、いわゆる2024年問題への対応や全国的な運転士不足など、非常に厳しいものがあり、事業者側にもやむを得ない事情があることは理解しております。しかしながら、あまりにも急激に公共交通の環境が変化したことで、市民の皆様からは戸惑いの声が多く寄せられています。

今回の協議会における一連の流れを振り返ると、事業者からの提案が段階的に小出しにされたことで、行政は常に後追いの対応を迫られる状況が続きました。その結果、事業者ペースで公共交通の切り崩しが進む一方で、その交通機能の不足分を補うために必要な代替交通については、十分な検証を踏まえて整備することが難しくなってしまったのではないのでしょうか。

そこで、地域公共交通活性化協議会が、単に事業者案を追認するだけの機関とならないように、行政が主体的に市民の立場に立った審議プロセスを確立する必要があると考え、次の2点について伺います。

1 項目め、今回の公共交通再編（まほろば号のダイヤ改正等）における、地域公共交通活性化協議会の役割と、本市として果たすべき責務について。

2 項目め、協議会の前段階として、行政・有識者・市民等で構成する変更案策定・検討委員会を設置し、事業者案の検証や代替案の検討を行う仕組みを導入する考えについて。

2 件目、天満宮参道周辺のごみ対策と、参道店舗との協働による取り組みについて。

令和5年頃に報道機関で大きく取り上げられた、オーバーツーリズムに起因する天満宮参道周辺のごみ問題について、その後の経過を伺います。

天満宮を訪れる来訪者数は、インバウンドを含めてコロナ前を上回る水準に回復しています。あの報道から約3年が経過した現在、国際観光都市を掲げる本市として、ごみ問題をはじめとする観光エリアの環境対策はどのように進んでいるのでしょうか。その後の経過に関して、次の2点について伺います。

1 項目め、これまでに実施された対策と、その効果について。

2 項目め、参道店舗によるごみ受入れ制度の現状と、今後の方針について。

以上、2件について伺います。再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） おはようございます。

それでは、1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、太宰府市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（通称、地域交通法）第6条、道路運送法施行規則第4条の2、道路運送法第9条第4項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき、地域公共交通計画等の作成及び実施に関すること、地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様等に関することなどについて、調査及び協議を行う役割がございます。

また、地域交通法第4条第3項には、市町村の努力義務として、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないと規定されており、本市はこれを受け、主体的に取り組を進めているところであります。

今回のまほろば号のダイヤ改正につきましては、これまでの定例会等でご説明させていただきましたとおり、西鉄路線バスの減便や廃止申出の議論の中でも、運転士不足がバス事業に与える影響は非常に大きいものであると認識しており、市内を運行する路線バスや本市のコミュニティバスにつきましても、これまでの運行体制を可能な限り継続いただけるよう、全力を挙げて様々なレベルで協議を重ねておりましたが、令和7年9月末、西鉄から「運行体制をそのまま維持していくための運転士の確保が困難であること」の申出がなされました。

西鉄からの申出を受け、運転士不足という全国的な課題は理解するものの、まほろば号や路線バスの利用状況、AIオンデマンド交通など新しい交通体系の状況や結果の分析、検証などには多くの時間を要するものであります。

このような中、本市及び西鉄によるバスへの乗り込み調査など利用実態等の把握、分析等を行いつつ、車両台数増加の必要性や実施期間の延長を求め、公共交通体系の再構築を段階的に実施していくことを基本方針として、全力を挙げて再三西鉄と交渉を重ねてまいりました。

しかしながら、11月末に西鉄から「慢性的な運転士不足の中、他自治体におきましても運転士不足に伴う減便、廃止を実施している状況であり、利用状況等を鑑みても運行体制の変更は、令和8年4月1日実施で進める意向である」と改めて回答を受けたところであります。

全体の運行車両台数、運転士人数などに限りがあることに加え、2024年問題とも言われる改善基準告示の遵守など、市民の皆様の移動手段を確保する上での課題も多くございます。

本市の果たすべき責務として、市民の皆様の移動手段を可能な限り確保すべく、路線バスやまほろば号も含め、複数路線が並走している区間については、西鉄都府楼前駅から発着している一定の便を西鉄五条駅発着へと運行経路を短縮化することで運行便数を見直すほか、右回り・左回りいずれもある路線は利用状況を踏まえ、お互いを補完できるような運行とするなど、ダイヤ改正案の検討を行い、最終案ができる令和8年1月中旬まで、西鉄と何度も調整を重ね、運行便数の減少をぎりぎりに抑えて、可能な限り移動手段の確保に努めたものでございます。

しかしながら、今回の西鉄の申出から運行体制変更によるダイヤ改正の検討につきましては、時間の制約がある中での対応となったため、地域のニーズに応じた補完できる交通モードを検討するために必要な調査・分析まで至ることができておりません。

このことから、今回のまほろば号の減便により、利用者の皆様にご負担、ご不便をおかけしていることは、私どもとしましても大きな課題として認識しているところであります。

このような中、まずは、ダイヤ改正後の皆様の利用状況等の把握とともに今後の取組のための調査・分析を行い、鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなどを組み合わせながら、多様な視点から、地域に最適で持続可能な公共交通の体系構築の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、先ほどご説明しましたとおり、本市の地域公共交通活性化協議会は、地域交通法に基づく法定協議会と、道路運送法体系の会議体とを一体的なものとして運用を行っております。

それぞれの会議体の設置目的や対象とする交通モードが異なるものの、地域公共交通計画に基づく事業を具現化するためには、道路運送法上の手続が必要であることが多いため、効率的に会議を開催することができるよう、一つの協議組織で両会議体の機能を併せ持たせているものでございます。

本協議会の委員としましては、国、県、市、交通事業者、校区自治協議会、道路管理者、公安委員会、福祉関係団体、商工関係者、識見を有する方々などで構成しており、地域公共交通計画策定に向けた検討や道路運送法の手続等に関する議論を行っております。

議員ご提案の変更案策定・検討委員会の設置に関しましては、道路運送法上の具体的な手続に入る前段階として、行政主導で市民や有識者とともに交通事業者案を検証し、代替案を検討

するという点や、市民を巻き込みながら地域公共交通を考え、さらには、運営にも関わるといった積極的・継続的関与を行う点において、重要な視点であるものと認識しております。

一方で、路線の減便や廃止など、輸送サービスの変更の申出に対する協議期間にも限りがありますことから、迅速な協議が求められるなど、運営体制の整備が必要になることも課題として挙げられるところです。

そのため、まずは既存の協議会の枠組みの活用を最大限に進めつつ、審議プロセスの強化を図る取組を進めてまいりたいと考えております。また、前段階としての検討組織の設置につきましては、実現可能性も含めて調査研究を進め、今後の仕組みづくりに反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

確かに、交通事業者からの立て続けの交通の変更、減便も含めたところで、これについては限られた時間の中で、時間の制約がある中で本市としては一生懸命これに対応したということはいくぶん分かりました。

しかしながら、まず疑問に持たなければいけないのは、まず時間の制約があるっていうことではないかと思うんですね。これは地域交通活性化協議会の寺町会長もおっしゃってました。交通事業者からの五月雨式の変更を重ねられるとたまったものじゃないという趣旨だったと思います。

それに対して、市としてはしっかり対応できたと思うんですけども、まずそこですよね。限られたでこれ対応しなきゃいけないっていうふうになるに至った、そのところをこれもう少し、もちろん事業者の言うことは分かりますけれども、もっと時間の猶予を本市として、これ我が市だけじゃないですよ、これ市民のためにもしっかり対策、対応をするためには、まず時間の猶予をしっかりと確保しなきゃいけなかったと思います。これ1年間確保したと多分おっしゃるんだと思いますけれども、その間に代替交通の検証まだ続いてますね。これ結果出てないのに、それで1年間頑張ったんですよ、頑張ったんだけど、しっかり代替交通をあてがうことが、これで大丈夫という結論を見たところで、最終的に路線の廃止なり減便をすべきだったんだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどの回答の中でもあったかと思いますが、今回のダイヤ改正につきましては、西鉄からの運転手不足等の理由により減便というような意向を伝えられ、私どもとしましては先ほど申しましたように、再三にわたり西鉄とは協議させていただきました。あらゆるレベルで協議させて、延長等も含めて協議させた結果ですが、先ほど言いましたように令和8年4月1日からの減便はやむを得ないということでしたので、その限られた時間の中で可能な限り市民の皆様の移動手段を確保するというところで頑張ってきた

つもりでございます。その結果が今回のダイヤ改正ということになっております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、しっかり市として頑張ってきた結果だということはよく分かりました。

そしたらまず、最初にお配りしてますこの資料についてご説明したいと思います。

まず、グラフが四つありますけれども、まずグラフ1、運行収支について。運行経費と運行収入の差が運行補助金になります。運行当初から約30年近くが経過し、運行補助金が年々増え続けています。右肩上がりです。グラフに収支比率について、運行開始以来5%程度の上がり下がりはあるものの、一貫して収支比率は減少しています。直近の令和6年度は、収支比率が23%まで減少してしまいました。

グラフ3、利用者数について。路線、便数の増加に伴い、利用者数も増えてきましたが、年間50万人で横ばいとなり、丸囲いの部分なんですけども、平成28年以降は恐らくこれ来訪者、インバウンドの影響で増加していると思われます。乗客1人を運ぶのに300円から400円の経費がかかっている。しかしながら、運賃は100円のまま据え置かれています。

グラフ4、平日便数について。運行開始当初は30便でしたが、徐々に便数が増えてピークは149便となるものの、この3年間で138便から83便に激減です。平成14年以前の便数に逆戻りしたんですね。30年の歴史ありますけども、ほとんど振出しに戻った感じで。138便から83便ということはマイナス55便、40%の減便がこの3年間で行われたということになる。

この便数の大きな現象ですが、交通事業者と行政が勝手に減便を判断したわけではありせんね。これは法定協議会である地域公共交通活性化協議会の審議を経て実施された減便変更ですので、手続上何の問題がないんですよ。果たしてこれでよかったのかというのが今回の私の質問の趣旨。

そこで、先ほど地域公共交通活性化協議会の役割をご説明いただきました。ちょっとまとめさせていただきます。これ私が考えるのは、地域活性化協議会の役割としては、協議会は行政の一存でもなく、事業者の事情を一方的に反映させる場でもなく、また市民の要望を言うところにする場でもないと考えてます。行政、事業者、市民がそれぞれの立場から意見を出し合い、地域の公共交通を利用する市民にとって最も望ましい計画を検討、策定するための公的な協議機関としての役割を担っていると考えています。

そこで、本市の果たすべき責務ですね。先ほどもご回答ありました、これは重要だと思います。行政、市民、事業者の3者の利害を公平に調整し、透明性のある協議体運営を通じて持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向けた合意形成を導くことですよね。本市の役割としては、行政、市民、事業者の3者の要はバランスを取ることでと思っています。

そこで、先般行われた市民と議会の意見交換会のことなんですけども、まほろば号のダイヤ改正に関して市民の方から厳しいお言葉をいただきました。その件についてちょっとご紹介し

たいと思います。意見のポイントは、行政、市民、事業者の3者の利害を公平に調整できていない。市民の利便性が一方的に損なわれているのではないかということでした。

そこで伺います。この案件を審議した協議会の委員構成は適切だったのでしょうか。委員21名中、市民代表は自治協議会を代表する1名だけです。行政、事業者、市民のバランスがあまりにも悪過ぎると私は考えます。いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどもご説明いたしましたが、本市の地域公共交通活性化協議会は、地域交通法に基づく法定協議会と、道路運送法体系の会議体とを一体的なものとして運用を行っております。それぞれの根拠法令によって、地域公共団体、交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者、住民または旅客のほか、地域公共団体が必要と認める者などの構成員が示されておりまして、こちらの規定に合わせてメンバーを決定しておりますので、問題はないものと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、問題ないと私は思っていないんですね。

これ私なりに、これもっと違う委員を入れると言ってるわけではなくて、これは国土交通省が出している地域交通デザインガイドラインですね。ガイドラインの中で委員の構成について記述してある部分があります。今、お答えのあったのは、基本的な構成員は満たしているんですよ、これでいいんです。

しかし、それに加えて、案件に応じて対応した構成員、これ主に市民ですよ。それを加えなさいという形の法定協議会の構成員の例としてありまして、確かに今本市の協議会の構成員は問題ないんですけども、それに加えて多様な意見を反映させなさいというガイドラインに書いてあるんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどもご説明しましたとおり、本市の地域公共交通活性化協議会、こちらの委員につきましては根拠法令に基づき、規定に合わせて決定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そしたら、例えば令和8年1月23日実施の地域公共交通協議会の例をちょっと引っ張りまして、そのときの議題、まほろば号ダイヤ改正、110便から83便に減便した審議会ですね。まほろば号史上最大の減便となったわけですけども、ここでの協議会での議事録の要旨をちょっとご紹介いたします。

令和8年1月28日開催、議題としては公共交通再編まほろば号改正、110便から83便に減便について、委員さんの発言の要旨3ページ分の議事録を読む限り、委員の発言はほぼ全て次の3種類に分類されます。

まず一つが、運転士不足は全国的課題で、対応するのは仕方がない。これは先ほど執行部からご回答があったとおりです。次２番目、事務局はよく頑張っている。私もそう思います。３番目、行政は住民への説明を丁寧にしてくださいと、これだけなんです。何か足りないと思うんです。110便から83便への大幅な減便にもかかわらず、委員の皆さんは21人いらっしゃるんですけど、減便の是非について一切議論していない。110便から83便へ減便したのに発言がなかった。

質問の本题に戻ります。そこで伺います。まほろば号のダイヤが110便から83便への大幅な減便にもかかわらず、委員からの減便の是非について一切発言がありませんでした。減便が妥当か、生活への影響はどうか、代替案は十分かなどの本質的な議論がゼロだったのですが、まずこの協議会の状況は大きな問題があると考えます。ご見解を伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今回のまほろば号のダイヤ改正でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、西鉄から慢性的な運転士不足の中、他自治体においても運転士不足に伴う減便、廃止を実施している状況であり、運行体制をそのまま維持していくための運転士確保が困難であるというような申出を受け、ダイヤ改正に至ったものでございます。

なお、この経過につきましては、議員の皆様のほか、太宰府市自治協議会全体会におきましても、自治会長の皆様に状況のご報告をさせていただいたところでございます。

議員ご指摘の減便の是非について、直接的な委員からの発言はございませんでしたが、減便の要因となりました運転士不足という公共交通の維持そのものが危機的な状況であることに対して、将来の見通しについてのご意見、一つの自治体で考えるのではなく、希望する職種となるような待遇改善についてのご意見、待遇改善の原資となる運賃収入増のための利用促進等につきましてのご意見など、市民の代表委員を含めた各委員からご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、やはりこれ交通事業者、行政の参加者に対して、市民の代表が圧倒的に少ないことが議論にならなかった原因の一つではないかと考えています。

ちなみに、そのメンバーのバランスですけれども、委員21名中、行政が9人、交通事業者が7人、その他が4人、市民代表が1人なんです。これ行政、交通事業者、その他の方たちはある意味プロです。プロの中で市民の1人が手を挙げて市民の代表して意見を述べるというのが非常に厳しい状況であったと思います。

例えばですけれども、この協議会の中でダイヤ改正案においては、北谷回りが46%の減便となっていますが、せめて減便が特に大きい沿線の市民、地区代表を協議会に入れた上でその意見を改正案に反映させる必要があったのではないのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の対象となる地域の自治会長などに協議会に入ってもらふ必要があるのではないかというようなことにつきましては、今回の減便が全市域に及ぶものでありますことから、議員の皆様のほか、先ほど申しましたけど太宰府市自治協議会全体会におきましても、自治会長の皆さんに状況のご報告はさせていただいたところでございます。

今回のダイヤ改正の検討におきまして、時間の制約がある中での対応となったため、各路線の利用状況を見つめつつも可能な限り移動手段の確保に努めたものでございますが、地域のニーズに応じた補完できる交通モードを検討するために必要な調査・分析までは至ることができておりません。

このことから、今回のまほろば号の減便により、利用者の皆様にご負担、ご不便をおかけしていることにつきましては、私どもとしまして大きな課題と認識しているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 確かに、市としては西鉄と交渉するのに当たり、しっかり協議されたと思いますけれども、できれば市民の声をもうちょっと背中に感じたら、この委員の中に市民がもうちょっと多ければ、もっとかなり交渉は有利に働いたんじゃないかと残念に思います。

ちなみに、太宰府市地域公共交通活性化協議会規則の中の組織ですね、これ委員さんの構成を書いてあります。その中でずっと書いてあるんですけども、一番最後に、その他市長が適当と認める者とあります。確かにこの協議会にも、その他市長が適当と認める者の方が数人入ってらっしゃるんですけども、その中には市民っていう形の市民を代表する方は入っていません。

この協議会は21人だったんですよ。しかしながら、この協議会規則では、協議会は25人以内の委員をもって組織し、とあります。まだ4人入れられる余地があったんですよ。これ、このまま市民が少ないまま協議会を進めると、今後もこの協議会重要になってきますけれども、多様な分野の市民の代表を増やす考えはないんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在、策定に向けて検討を進めております地域公共交通計画におきましては、持続可能な地域公共交通の構築を支える仕組みづくりを基本方針の一つとして、その中でみんなで地域公共交通を支える仕組みづくりを目標に掲げているところであります。

このことは、日常生活に必要不可欠な通勤、通学、買物や通院等の移動手段として、安定的に維持・運営し続けられるよう多様な主体な主体が参画し、対話と協働を進めることで連携しながら、新しい地域旅客運送、サービス等について検討していくことを目指したものでございます。

このようなことを踏まえまして、議員ご提案の多様な分野に当たる者といたしまして、これまでは自治協議会からの推選は1名としておりましたが、令和8年6月1付の委員改選におき

ましては、本市の東地域から1名、西側地域から1名の合計2名を推薦していただき、委嘱しているところでございます。

また、新たな多様な分野といたしまして、太宰府市社会福祉協議会から1名の推選をいただき、こちらも委嘱しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） らしいですね。市民の意見を代弁する方が増えたっていうことは、非常に喜ばしいこと。これ市にとっても非常にこれ交通事業者からの要望で、しっかり市民側に立ったところで協議できる体制が整うんじゃないかと私は思います。

しかしながら実のところ、これ単純に協議会に多様な市民の参加を増やすだけでは、もちろんすごいことなんですけれども、市民の意見を協議会に上げさせることはちょっと難しいんじゃないかなと実は思っています。それはなぜかって言ったら先ほど言いました交通事業者、行政っていうのはプロですから、それに対してやっぱり幾ら市民の代表と言っても、なかなかこれしっかりした市民の声を代弁することができないんじゃないかと思って心配しています。

そこで、この協議会とは別に交通にお困りの方や影響を受ける地域の住民など、多様な意見を集約し、公共交通市民会議のような場を協議会とは別に設けるのはいかがでしようかという提案です。この公共交通市民会議の結論をもって、代表者が協議会に参加、提案する仕組みです。協議会に出てから、その場で発言するというんじゃないくて、その前の段階でしっかり意見をしょっていくわけですね。それを持ったところで、その協議会でしっかりとそれを主張すると、この前段階の公共交通市民会議というのが重要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしようか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご提案の地域にお住まいの方々のご意見の集約、こちらにつきましては昨年度の取組にはなりますが、西鉄路線バス星ヶ丘線の廃止申入れを受けた際には、新しい地域公共交通を検討するに当たり、我々が地域に出向き、当該地域の問題や運転手不足といった全国的な課題等も含めて説明を行い、様々なご意見やご提案をいただきました。その後の利用説明会、登録会と合わせますと26回の開催で約750名の方々にご参加いただいたという事例もございます。

議員ご提案の会議につきましては、地域にお住まいの皆様のご意見をいただく手法の一つとしまして、その実現可能性も含めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 地域へ出向いて意見を聴取したというところ、素晴らしいですね。この公共交通市民会議の素地ができているような気がします。それを基にいただいた意見を有識者も含めたところで専門的に分析したところで、市民の声としてまとめていくという作業がこ

の公共交通市民会議の役割のような気がします。素地ができてますので、これもう一歩進めたところでこれを形にすると非常に有効な手段になるんじゃないかなと思っています。

2項目めの協議会の前段階として、行政、有識者、市民等で構成する変更案策定検討委員会を設置し、事業者案の検証や代替案の検討を行う仕組みを導入する考えについてにちょっと進みたいと思います。

また改めて、まほろば号のダイヤ改正で110便から83便への大幅な減便にもかかわらず、委員からは減便の是非について一切発言はなかった協議会に戻ります。

協議会の委員から減便の是非について一切発言がなかったことについて、委員メンバーに市民の代表が圧倒的に少なかったこととともに、もう一つ理由があるのではないかと私は思っています。

実のところ、協議会はそこで議論はするんですけども、実はこれ合意形成の最終段階なんですよね。そこで大きく方針が変わることは実はないです。そこはもう最終的にはゴール確認する協議体になりますので、行政、市民、事業者の3者が納得できる内容の協議資料に基づき協議を行い、最終確認する場となります。言い換えると、おのずと協議資料がそのまま協議会の結論になるわけです。そこで重要となるのが、この協議資料の内容、出来具合ですよね。

そこで、まほろば号の減便を協議した際の協議資料について伺います。

令和8年1月23日の活性化協議会でのまほろば号ダイヤ改正の資料、平日110便だったまほろば号が83便に大幅減便となった際の協議資料は、特に減便の本質的な部分は誰がどのような経緯で策定したのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 減便の本質的な部分ということですので、ダイヤ改正につきまして回答させていただきますが、こちらにつきましては当初西鉄から提案されましたが、その改正案におきましては路線ごとの利用者数とともに、観光客が多くて内山地域の住民や小学生が乗車できないといった課題もあることも踏まえまして、内山線について現状より増便、その他の路線については現状より大きく減便するというような内容でございました。

この提案を受けまして、これまでの定例会でもご説明してまいりましたが、路線バスやまほろば号も含め、複数路線が並走している区間については西鉄都府楼前駅から発着している一定の便を西鉄五条駅発着へと運行経路を短縮化して便数を見直すほか、右回り・左回りいずれもある路線につきましては利用状況を踏まえ、お互いを補完できるような運行とするなど、最終案ができる令和8年1月中旬まで西鉄と何度も調整を重ね、運行便数の減少ぎりぎりまで抑えて可能な限り市民の皆様の移動手段の確保に努めたものでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 分かりました。減便の本質的な部分は、交通事業者である西鉄がこれ提出したもの。それを協議の中で修正してから、それを協議会に上げたというふうな解釈だと

思います。

そこで重ねて質問しますが、策定されたまほろば号のダイヤ改正の協議資料は、これのように市民の意見を反映させたのでしょうか。もしくは、反映されているのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらは、先ほどのご説明と同じような内容になりますが、今回のダイヤ改正の検討につきましては、時間の制約がある中での対応となりました。

このことから、各路線の利用状況を見つめつつも、可能な限り移動手段の確保に努めたところでございますが、地域のニーズに応じた補完できる交通モードを検討するために必要な調査、分析までは至ることができておりません。

このことから、今回のまほろば号の減便により、利用者の皆様にご負担・ご不便をおかけしており、私どもとしても大きな課題として認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、市民の声、要望を反映させるまでには至っていないということで、非常に残念です。

そこでご提案なんですけれども、この協議資料が協議会の結論に直結することから、協議会を形骸化させないためにも、協議会とは別に前段階としてワーキンググループを設ける必要があるというふうに私は考えます。データ分析、路線案の検討、事業案との調整、財政試算、市民ニーズの整理を行い、3者のバランスの取れた完成度の高い協議資料を提出するためには、協議会の外側に専門的に検討するワーキンググループを置くことが効果的ではないかと思っております。

現在の担当課でのプロジェクトチームを大幅に増強、強化するイメージです。ワーキンググループは交通事業者の提案を専門的にチェックしたり、必要に応じて代替案をつくったりするための組織になろうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご提案の会議体につきましては、地域にお住まいの皆様のご意見をいただく手法の一つとしまして、その実現可能性も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） ありがとうございます。これでその協議会の中で、協議会会長の寺町会長が述べられたこと、ちょっと私非常に心に刺さったものですから、ちょっとご紹介します。

令和3年8月5日の協議会で、事務局への提案だが、協議会メンバーに若手を入れてみるのはどうだろうか。今から太宰府を支えるような方から、意見を聞く仕組みをつくっていったほ

うがいいと思いますというふうにおっしゃってますけれども、協議会のメンバーで見ますと専門家ぞろいなんですけれども、やっぱりちょっと若い人っていうのが入ってないと私感じてます。いかがでしょうか。

○議長（小畠真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今のところ、若い方って言われる方はあれかもしれませんが、そういったことも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小畠真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そしたらまとめます。地域公共交通活性化協議会を本来の意味で機能させるためには、二つの改善が必要だと考えます。

第一に、利用者を含む多様な市民の声を協議会に確実に反映させる仕組みを設けること、公共交通市民会議です。

第二に、協議会に提出される協議資料そのものを事業者、行政、市民の3者にとってバランスの取れた内容にするため、事前のワーキンググループで丁寧につくり込むことです。変更案策定検討ワーキンググループです。

これら2点を今後の協議会運営にしっかりと取り入れていただきたいと考えます。

2件目お願いします。

○議長（小畠真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご指摘のとおりコロナ禍を経て、本市への来訪者数はコロナ前の水準に回復しつつあり、令和7年度の観光入込客数は928万9,000人となっております。

また一方で、コロナ禍後のインバウンド増加に伴い、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨て等の課題も同時に発生しておりました。令和5年度には国も本格的なオーバーツーリズム対策を打ち出し、国内の観光地でも様々な対応が取られるようになりました。

本市でも令和6年度にオーバーツーリズム対策につきまして検討すべく、観光関係団体及び当該地区の自治会長、有識者で構成するオーバーツーリズム対策部会を、太宰府ブランド創造協議会に立ち上げ、現状の共有や対策について検討、実施をしてまいりました。

ごみや吸い殻の問題につきましては、これまで特に来訪者の多い正月にクリーンキャンペーンを継続的に実施しておりましたが、年間を通じてマナー啓発や清掃活動も必要であるという現状を踏まえ、令和6年度より、さらに取組を強化してまいりました。

清掃活動については、昨年度より、参道周辺の清掃を週に3回シルバー人材センターに委託し実施しております。同じく昨年度、参道周辺店舗にご協力いただき実証実験として観光ごみ引受け事業、またブランド創造協議会の部会員等による清掃活動を実施いたしました。

マナー啓発につきましては、令和6年度に国の補助金を活用し、ごみやたばこ、トイレのマ

ナーなど観光客に守っていただきたい心構えとして「4つのツーリストシップ」を設定し、チラシ・リーフレットの作成・配布や、観光案内所と太宰府館に設置したデジタルサイネージでの発信のほか、福岡空港国際線のツーリストインフォメーションに太宰府コンシェルジュを設置し、太宰府観光に関する案内や来訪前でのマナー啓発を実施いたしました。

また、令和7年度より、来訪前での啓発を強化すべく、福岡市や交通事業者にもご協力いただき、福岡空港国内線、福岡市観光案内所、一部クルーズ船内などにおきまして、チラシの配布を実施いたしております。

効果につきましてですけれども、参道周辺事業者の方々や地域の方々のご協力もあり、報道があった当初と比較しまして環境改善や、観光客のマナー意識の向上につながっているものと認識いたしております。

次に、2項目めについてですけれども、観光ごみ受入れ制度につきましては、観光客の食べ歩き等で発生したごみを、参道周辺の協力店舗が受入れを行うことで、ポイ捨て防止や環境維持につなげる取組として、令和8年2月1日から3月31日までの2か月間、実証実験として実施いたしました。

本事業では、受入れが可能である協力店舗にごみ受入れ店舗であることを周知するステッカーを掲示していただき、他店舗で購入された食べ歩きごみについても受入れを行っていただきました。

実証実験には、参道周辺の31店舗にご協力いただき、現在、実証実験後のアンケート調査を行っております。この結果を踏まえ、より効果的な事業展開ができるよう本年度からの本格実施向け準備を行っており、また協力店舗の拡大についても併せて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。

まず、効果のほうなんですけれども、これごみ問題で報道のあった当初に比較して、環境改善や観光客のマナー意識の向上につながっているものと認識しているというご回答でした。もうちょっと具体的に言うと、ごみ、ポイ捨てが少なくなったというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） マナー啓発や参道店舗との連携によるごみ受入れ制度の実証実験など、様々な取組を進めてきた結果、参道事業者の方々や地域の方々のご協力もあり、一定の効果はあったというふうに認識をいたしております。

一方で、食べ歩き等に伴うごみにつきましては、観光客や来訪者のマナーにも大きく左右される課題であることから、引き続き普及啓発と受入れ環境整備の両面から取り組む必要があると考えております。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、もうこの数年の市の対応で完璧にもう解消されたというふうになったら、私質問する意味がありませんので続きます。

まず、お配りした資料のご説明をしたいと思います。まず上段の3種類のサインについてです。

太宰府市では、ENJOY RESPECT DAZAIFUというマナー啓発ステッカーとして展開され、ごみ捨て禁止、立入禁止、禁煙などをピクトグラムで示しつつ、楽しみながらまちに敬意をという姿勢を呼びかけていらっしゃいましたね。世界の観光都市と同じメッセージを掲げることで、国際的な一貫性を持たせるという狙いがあると伺っています。素晴らしいです。観光客にとっても海外で見たことがある表現、意味が直観的に分かるという利点があります。私が説明するまでもなく、これ資料見たら何を意味するサインかすぐ分かると思います。この3種類。

一方、これ下段のサインですね。今回取り上げました天満宮参道周辺のお店が相互にごみを引き受ける仕組みですよ。ごみ引受け取り協力店を表示するサインですが、まずはこの仕組み、天満宮参道周辺のお店が相互にごみを引き受けるというこの画期的な仕組みについて、分かりやすくご説明をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） こちらの事業につきましては、太宰府ブランド創造協議会、オーバーツーリズム部会の中で協議をいたしまして、参道周辺の店舗の皆様がお互いのごみを引き受けて地域をきれいにしようという取組で発案された事業でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、すごくこれ先進的な取組だと私は思ってます。

そこでちょっと振り返りまして、これ令和5年にテレビ関係で報道されたときに、市のほうがこれ答えてるんですよ。何と言ってるかと言ったら、報道があった当時、スマートごみ箱の設置を検討するという発言をされています。スマートごみ箱っていうのは、ごみを圧縮してたまったら連絡してあふれる前に取りに行くというようなすばらしいごみ箱なんですけど、これを導入するのを設置を検討するとおっしゃってましたけども、これはその後どうなったんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） スマートごみの導入につきましてはですけども、官公庁の補助金の活用も含め、検討をいたしたところでございます。

課題といたしまして、人通りの多い参道へ設置することで、通行の妨げ、分別や集積場所の確保、ごみ箱の購入費、維持管理費などもございました。特に費用につきましては、当時、想定として太宰府天満宮参道周辺3か所にそれぞれ燃えるごみ用で2台、燃えないごみ用とペッ

トボトル用の各1台で計12台の設置、それとごみの回収、分別、処分場への搬送を平日1回、土曜・祝日は2回で想定をいたしまして、事業費を算出いたしました。その時点での見積りになりますけれども、設置工事費で1,600万強、維持管理費については年間1,500万円程度の経費が必要となることとなるため、現在、導入には至ってないというところでございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、全国的にスマートごみ箱っていうのが設置が進みつつあるように感じますけども、本市においてはやめたほうがいいと思います。かなり経費がかかる、これやめたほうがいいと思う。

それよりも、店舗同士で相互にごみを引き受けるというこのソフト的な対策が、行政としては継続的に実施できるごみ対策じゃないかと、私すごく推しております。

そこで、この制度における本市の役割、今のところこれ太宰府ブランド創造協議会が主になって実証実験進められていると思うんですけども、市もバックアップしなきゃいけないと思うんですね。そこで、この制度における本市の役割は何でしょう。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 議員おっしゃるとおり、本事業は太宰府ブランド創造協議会の事業として実施しております。参道周辺の事業者の皆様の協力により成り立っている取組でございます。

本市といたしましては、協力店舗のごみ袋の提供のほか、事業の実施の状況の確認や円滑な運営についても事業者、それと太宰府ブランド創造協議会と協力して支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そこで、この制度における本市の役割、今お伺いしましたけども、本市は裏方ですよ。あえて本市が前面に出ない意味っていうのがありそうなんですけども、これ市がやってますよということではなくて、これ業者さんが独自にやってて市がバックアップするっていうのは非常に私評価できると思います。あえて市が前面に出ない意味をどういうふうに考えていらっしゃるか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 本制度は、ブランド創造協議会にて検討し、実施している事業であり、参道店舗の皆様が主体となって観光地の環境美化に取り組むことに意義があるというふうに考えております。ごみを受け入れる店舗の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますことから、まずは地域に根差した自主的な取組として定着を図ることが重要であるというふうに考えております。本市はその取組を支援する立場から連携を図ってまいります。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうだと思います。そこで、ごみを処理するためにこの制度っていうところから入ったんですけど、私思うんですよ、これごみを介してやり取りが生じると思います。

コミュニケーションが生じたところで、そこで何かしらのまた会話があったり、もしくはそこでまた買うとかいうところが発展したら、これごみ処理するだけじゃなくてそこで何かしら太宰府参道周辺の観光地の一つの雰囲気づくりになると思っています。

そこでこの同制度のごみ対策としての有効性について、高原市長のご見解を伺いたいんですが。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 私からの見解ということですので、回答させていただきます。

このごみ問題、ごみ対策につきましては、もう皆様もご承知のとおり、太宰府市にとって長年の課題でもございます。私も観光の部署のほうに所属しておりました折には、いろいろなごみ対策をこの事業者の方々、この参道のお店の方々も含め、そして地域の方々の協力も得ながらいろんな対策を講じてきておりました。いろんなことの事業の展開をしておりました。

そして、このたびのこのごみの相互受入れのこの制度、本当にすばらしい制度、こちらもやはり地域、事業者の方々の協力があつてこそできるこういう制度であるというふうに思っております。もう今、議員がおっしゃられたように、やはりごみは自分の地域は自分たちできれいにするという意識、やっぱりその辺りが大切になってくるというふうに思っております。継続する上でもその気持ちが一番大切になってくると思いますので、市といたしましてもそういう地域の方々のその思いを支えていく、そういう支援を今後ともずっと続けていきたいというふうに思っております。

今回の実証実験では、短期間のこういうこの取組でございますが、こちらにつきましてはまた検証をして、できましたら今後継続してできないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 最後にまとめたいと思います。

この参道店舗によるごみ受入れの仕組みは、参道全体で協力し合うとても先進的な取組だと感じています。行政ではなく、店舗の皆さんが自ら動いてこられたことも本当にすばらしいことだと思います。

これからは皆さんの努力に行政の支援も重ねて、参道の環境美化がさらに進むことを期待しております。そして、この取組が太宰府発の環境美化モデルとして全国に広がっていくことを切に願っています。終わります。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川公成議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付しておりますのでお知らせいたします。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました高雄地区のインフラ整備について質問させていただきます。

1項目めは、高尾川の整備についてです。

過去幾度となく高尾川の整備について要望を行ってまいりましたが、一向に進展がありません。福岡県や筑紫野市との協議はこれまで何度行ってこられたのか、どのような協議を行ってこられたのか、協議の進捗状況についてお伺いいたします。

2項目めは、高雄交差点の周辺整備についてです。

これまで県道筑紫野筑穂線歩道内にある道路案内標識等の支柱が、歩行者や自転車の通行の支障となっているとして移設などの要望を行ってまいりましたが、一向にこちらも改善されておられません。その後、県との協議はどのように行ってこられたのかお伺いいたします。

3項目めは、高雄地区の区画整理事業についてです。

高原市長は以前、高雄地区にある市街化調整区域の変更等について言及されたと認識しておりますが、優先すべきは高尾川の整備と高雄交差点の周辺整備だと考えております。高原市長はどのようなお考えをお持ちなのか、見解をお伺いいたします。

以上、1件3項目について質問させていただきます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、高尾川につきましては、これまでも豪雨による溢水や越流などが発生していることから、その整備につきましては本市としても重要な課題であると認識しております。

議員ご指摘の県や筑紫野市との協議につきましては、特に下流側の筑紫野市との間におきまして、昨年度は7月と令和8年3月の2回、担当課長を含めて高尾川の整備、浸水対策の検討に向けた協議を行い、現在の高尾川の状況について共有するとともに、基本的には河川改修の手順として下流側から整備を行う必要があるとの認識を双方で確認しているところであります。今後につきましても、さらに下流側の県管理部分の整備の要望も含めて継続して協議を進めていくこととしております。

また、高尾川の整備促進につきましては、毎年、福岡都市圏広域行政推進協議会を通じて国及び県に対して提言書を提出しているほか、市長会においても同様の要望を行っております。さらに高尾川を含む御笠川水系の改修につきましても、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市と本市の各市長及び議長を構成員とする御笠川水系改修事業促進協議会において毎年、国及び県へ要望活動を行っており、直近では令和7年12月22日に国土交通省九州地方整備局へ、令和

8年2月6日に県に対して改修事業の整備促進について要望書を提出しております。

今後につきましても、様々な機会を捉えて高尾川の整備促進について引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、高雄交差点の周辺整備につきましては、これまでに長谷川議員から令和元年12月議会、令和4年3月議会、そして令和7年9月議会においてご質問をいただいております、機会あるごとに道路管理者であります那珂県土整備事務所へ要望を行ってまいりました。

議員ご指摘の高雄交差点付近の県道筑紫野筑穂線歩道内において電柱等が歩行の妨げになっている件につきましては、市としましても現地を確認し、歩道内に信号機、道路案内標識、電柱等が設置されており、通行しにくい状況であることを認識しております。

これらの電柱等の移設につきましては、管理者である那珂県土整備事務所に対し、現地の写真や具体的な状況等を説明しながら要望を続けておりますが、現在のところ、移設先の選定や移設費用の問題等もあるため、検討を重ねていただいているところであります。

那珂県土整備事務所とは、日頃から情報共有に努めており、令和7年9月議会にて長谷川議員にご指摘いただいた高雄交差点付近の道路側溝の土砂堆積につきましては、市から要望を行い、那珂県土整備事務所にて土砂撤去していただきましたが、引き続き適切な維持管理をお願いしているところでございます。

また、1項目めの回答の中でも申し上げましたが、高雄交差点の周辺整備につきましても、毎年、福岡都市圏広域行政推進協議会を通じて国及び県に対して提言書を提出しているほか、市長会においても同様の要望を行っております。今後につきましても、様々な機会において継続して要望していくとともに、関係機関と連携しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、3項目めについて、市長の見解を伺いたいとのことですが、まず、担当部長として現状や課題等についてご回答させていただきます。

高雄地区の一部で検討されている土地区画整理によるまちづくりにつきましては、土地を所有する権利者の有志の皆様や民間事業者などで準備組織を立ち上げられ、将来のまちづくりの検討がなされておりますが、議員ご指摘のとおり、高尾川の整備や高雄交差点の周辺整備は、土地区画整理事業を進めるに当たっても、重要な課題であると認識しております。

なお、民間施行による土地区画整理事業の進捗により市街化調整区域の区域変更等が必要となる場合には、地元住民の皆様のご意見を伺いながら、関係機関等との協議を重ねて、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほど担当部長から説明・報告がありましたとおり、高尾川の整備、そして高雄交差点周辺整備につきましては、土地区画整理事業を進めるにおいても重要な課題であるというふうに認識しております。

高尾川につきましては、治水や防災の観点から迅速な整備が求められている状況でございます。現在、隣接する筑紫野市、さらに県との間で協議を進めているところでございまして、今後も継続的に話し合いを重ね、適切な事業推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、高雄交差点の周辺につきましては、歩道が狭小な箇所がありまして、通行が困難な現状を十分認識しております。この件に関しましては、先ほど部長からの説明もありましたが、那珂県土整備事務所のほうが管理者となっておりますので、市としましては地域の皆様の声を尊重して、安全性の向上が図られますように管理者であります那珂県土整備事務所のほうにも継続的に改善要望を行っております。

特に、朝晩の通勤・通学時間帯におきましては、車や自転車、歩行者等、交通集中による危険性がないように、那珂県土整備事務所に対しまして引き続き必要な改善要望をしてまいります。

いずれの課題におきましても、様々な関係機関と連携を密にして、この周辺整備が住民の方々の安全安心な生活に寄与できるよう、引き続き尽力してまいりたいというふうに思っております。

最後に、将来的に土地区画整理事業に伴い市街化調整区域の区域変更等が必要となる場合につきましては、先ほど都市整備部長からも申し上げましたとおり、地元住民の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、関係機関との調整を行いながら状況を注視しまして、慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

市といたしましては、地域全体の利益、そして住民の皆様の生活向上を目指しまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。引き続き、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

一つ確認させてください。まず、1項目めからですね。高尾川の協議においては、働きかけはどちらから行っているのか。例えば太宰府市側から筑紫野市側に働きかけを行って協議をしようと言っているのか。それとも筑紫野市側から太宰府市に、どちらかちょっと教えていただいてよろしいですか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） どちらからの申出ということですが、令和7年度におきましては、当初私どものほうから申出を行いましたけど、2回目につきましては筑紫野市さんのほうから筑紫野市内における課題もあるということで、協議の要請がございました。以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 安心しました。一方的にこちらからばかり協議を行ってもやっぱり進まないと思いますので、今回令和8年2月においては筑紫野市側から協議があったというこ

とで、やっぱり互いにやっていけないといけないと思いますからね。特に、やはり下流のほうが大事なんで、下流からしていかないとなかなか上流からやってしまいますと、また下流で氾濫を起こしたりしますので、やはり下流側のほうから言っていただけるというのは非常にありがたいことですね。

また、今後こういった協議をぜひ、今後は県も含めた上でぜひとも協議を行っていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。高尾川内に現在通っててもよく目にするんですが、樹木がものすごく生えたり雑草の伸びがひどい。それで川の流れが悪くなっているということで、豪雨時に氾濫する要因になっているのではないかと懸念しております。

この資料は過去の写真なんですけど、豪雨のときに川が氾濫して、隣の畑等々に水が流れ込んでどこから川なのか、地元の人はずすぐ分かるんですけど、こういった状況にもなってます。これちょっと雨が少しやんだときに写真を撮りに行ったんですが、こういう状況です。とにかく大雨になるとこういう状況が発生するので非常に怖いということですね。

やはりこういったことが起きないように、川の流れがスムーズになるよう樹木の伐採や雑草の撤去、しゅんせつ工事を行うべきだと考えるが、見解をお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在のところ、定期的な高尾川のしゅんせつ計画等についてはございませんが、通常のパトロール時などに樹木の繁茂、繁殖状況や土砂の堆積状況等を確認しながら、必要に応じて対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 逆に樹木によって何か擁壁が守られてるとか、のり面が守られてるってそういったことも何か地元の人に聞くとそういうことをおっしゃられるんですね。もし根こそぎ全部取ってしまうとこれが壊れるんじゃないかと、そういった不安もあるんで、なかなか樹木の伐採と今一口に簡単に言うとは難しいところではあるんですが、今後ちょっとここは見栄えが悪いなっていうところはぜひともチェックしていただきたいと思います。

それとしゅんせつ工事に関しましても、現在そんなに流れがないんですね、今高尾川。あんまりしゅんせつを行うと深くなり過ぎて、例えば児童生徒が万が一事故に巻き込まれる可能性もあるので、そこら辺もちょっとひどいところでは行ってはいただきたいと思いますが、今の段階ではそんなに必要ないかなというふうに思ってます。

ただですね、やはり豪雨時にはこの川がこの資料にあるとおり氾濫してですね、周辺の道路が数か所通行止めになることがあるんですね。

一つ提案というかちょっと考え方なんですけど、この川沿いに例えばその調整池等ですね、整備ができないのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 高尾川につきましては豪雨時にあふれまして、付近の水田や畑が調整池の役割を果たしているような現状もあるかとは思っております。

そういった中で現在のところ、まずは高尾川があふれないようにするため、調整池による流出抑制や河川改修について、関係する筑紫野市、福岡県と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 部長おっしゃるように、今のこの現段階ではやっぱり田んぼや畑がですね、要するに豪雨の受けになっているというか、調整池の役割をさせていただいてるんで、これぐらいで済んでると思うんですね。

これがまた3項目めになりますけど、例えばこれが全部アスファルト化された場合に、非常にこれが懸念される場所です。それはまたちょっと別の話なので、高尾川については今回一定協議も進んでおられることだし、それを期待しながら見守りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2項目めに入ります。この歩道なんですけど、ちょうどコンビニエンスストアから高雄交差点、国道のほうに行くまでに四、五本、太い支柱があるわけですね、電信柱含め。何でこんな狭いところにその歩道内に電信柱やその支柱があるのか。反対車線に行くと、反対車線は意外に歩道が広いんですね。そちらに持っていけばいいんじゃないかっていうふうに思うんですが、何かそれなかなかうまくいかないということで、その支柱を反対側に、広い歩道のほうに移設することはできないのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の支柱につきましては、信号機、道路案内標識、電柱等であると推察いたします。これらの支柱につきまして、改めて管理者である那珂県土整備事務所と現地で立会いをしまして、安全に通行するために改善できないか協議をしたところでございます。

まず、最も高雄交差点側にある電柱につきましては、地下から配線が立ち上がっている箇所であり、先ほども申し上げましたとおり、移設先の選定や移設費用等の問題もあるとともに設置事業者との協議が必要となることから、今は県のほうにおいて検討を重ねていただいているところでございます。

また、案内標識につきましては、走行車線から見やすい場所に設置する必要があるため、反対側の歩道に設置する場合は、現在よりもより大きな支柱が必要になると考えられます。

さらに信号機につきましては、管理者である筑紫野警察署との協議が必要になってまいります。

いずれにしても、議員ご指摘の歩道につきましては、安全な通行空間を確保できますよう、可能な限り支障とならない位置に移設ができないか、継続して関係機関と協議を重ねてま

います。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） なかなか難しいです。地下から配線があつたり案内標識はもちろん見にくくはなる、そこは理解しているところですけど、この電柱においては地下から配線というのは私の認識ではありませんでしたね。

ただ、狭い歩道の場合ですね、歩行者が優先であるべきだと私は考えているんですね。何でその支柱が優先になるのか、ここはちょっと分からないところですね。ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

やっぱり今、僕も詳しくは分からないですけど、道路交通法が変わりまして、やはり歩道は歩行者専用ということで、朝通学・通勤中の自転車が車道に出るんですね。自転車を追い抜くには1.5メートルぐらい避けて車も運転しないとイケない。ちょっとどこまでがどうか僕も分からないんですけど、そういうことがありまして、もう何かせつかく青なのに追い抜けないでいらしている車を何台も見かけます。

ですので、もちろん自転車は歩行者が通る歩道を通行するわけにはいきませんので、できたら何かそこら辺も含めた上で、いかんせん道路が狭いから難しいとは思いますが、やはり歩行者でも実は朝見ると通勤・通学の自転車のほうが多いんですね。あの通りはですね。ですから、そこら辺もやはり今後検討していかなければならないというふうに考えてますので、ぜひともよろしく願いいたします。これで2項目めは終わります。

3項目めに入りますが、区画整理事業について一定めどが立った場合ですね、市街化調整区域から市街化区域に編入が必要となってくると思うんですが、この編入について県の許可が必要と認識しておるんですが、編入に伴う期間は大体どれぐらい必要なのかお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員お見込みのとおり、市街化調整区域や市街化区域などの区域区分の決定や変更、見直しの権限は福岡県にありまして、定期的に見直しが行われております。

区域区分の定期的な見直しの場合は、自治体などの意向把握から住民への説明、市町や県の都市計画審議会を経て、縦覧などの手続を行う必要があるため、編入に伴う期間としましてはおおむね二、三年を要するものと考えられます。

ただしですね、区画整理事業の事業認可や組合設立認可が確実であること等の状況になった場合につきましては、福岡県の区域区分の定期的な見直しの時期との調整なども踏まえまして、別途県と協議を行うことになると考えておりまして、編入に要する期間が短縮されることも想定されます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご丁寧な説明ありがとうございます。なるほどですね、そういうことがあるんです。分かりました、ありがとうございます。

ではですね、これもちょっとさっきと似たような質問になるんですが、市街化調整区域から市街化区域の編入は様々条件がつくとは思いますが、容易にそういうふうにはできるものなのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらは先ほどもご回答させていただきましたが、都市計画の中で市街化調整区域や市街化区域などの区域区分の決定や変更、こちらの件が福岡県になります。福岡県では、市街化区域への編入を検討するに当たりまして、その基本的な考え方の一つとして、今回の高雄地区のように市街化区域内の既成市街地に接する区域であることや、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的とする土地区画整理事業の事業認可や組合設立認可が確実であること等により、事業への着手が見込まれることなどが定められております。

高雄地区につきましては、これから準備組織による土地区画整理事業が県の認可を受けられるような状況になるためには、関係権利者の仮同意率が90%以上になることに加えて、議員からご指摘をいただいております河川や道路、交差点など、土地区画整理事業と関連する公共施設について、その管理者や関係機関との協議・調整を終えることなど、様々な要件を満たす必要がございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。少しずつ分かってきました。

ではですね、現在ですね動きがある民間施行による区画整理事業について、やはりこれは民間で行っていることですからね。やはり市及び議会もそうだと思うんですけど、やはりノータッチでいかないといけないと、要するに見守る必要がある、見守ることが必要だと考えておるんですが、ここで市の見解をお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本市としましては、準備組織からの土地区画整理法に基づく求めにより、技術的援助を行っております。土地区画整理法に基づく技術的な基準への適合や河川、道路など関連する公共施設の課題などについても適宜指導等を行っている状況でございます。

さきにご回答させていただきましたが、議員ご指摘のとおり、現状では河川や道路、交差点など土地区画整理事業と関連する公共施設について、各管理者や関係機関との協議・調整を終える必要があると考えておりますので、議会をはじめ市民の皆様のご意見なども伺いながら、準備組織の動向を注視するとともに、慎重な対応を行ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。大分私も勉強になって分かってきました。

万が一ですね、これに変な話じゃないですけど、ちょっといろいろ騒がれている自治体もありますが、お金等々が絡んでくると罪に問われかねないということもならないので、やっぱり注意すべきだと思っております。

最後になりますけど、民間施行によるこの区画整理事業について、高原市長の見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 区画整理事業そのものは、道路や公園などの公共施設の整備、そして優良な宅地の増進といいますか作成、こういったものを一体的に整備するこのまちづくりについては、重要な役割を果たしてきているものだというふうに思っております。

これまでも私も関わってきました佐野地区の区画整理、そして観世音寺の区画整理ですね、そして直近におきましては民間施行であります但馬賀、そして吉松東の区画整理も行われてきました。

今回の高尾地区につきましては、土地所有者の方々ですね、権利者の有志の皆様、そして民間事業者などによりまして検討されている状況でございますが、基本的な考え方といたしましては、区画整理事業は先ほど申し上げましたとおり、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る事業でございますが、先ほどから私も申し上げましたけど、高尾川の整備、そしてこの高雄交差点の周辺整備、そういうものが土地区画整理事業を進めるにおいても重要な課題であるというふうに私は認識をしております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね。1項目め、2項目めと私も今回絡めて質問させていただいてますが、やはり高尾川の整備と高雄交差点の整備が先だというふうに、優先順位は先だというふうに私も認識しておりますので、ぜひともそれが片づくという言い方はおかしいですけど、それが進んだ上、これで地元住民も安心して生活が送れるというふうになった時点で、その区画整理事業が進んでいけばいいなと思っております。

最後になりますけど、やはりそこに住んで生活してないと、こういった川の状況とか分からないと思うんですね。ただただその人口を増やすために区画整理事業をやる、もう私に言わせれば何を言ってるんだって話で、こうやって地元の地域に住んでいる皆様の安全安心が確保されてからこそ、初めての区画整理事業だと思っておりますので、どうか皆様よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時45分まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時45分

○議長（小畠真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔12番 堺剛議員 登壇〕

○12番（堺 剛議員） ただいま、議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今の日本経済に大きく影響している世界情勢は極めて不安定な状況にあります。とりわけ、緊迫化するイラン情勢をはじめとした中東情勢の混乱は、世界的なエネルギー供給への懸念を一段と強めており、原油価格の予断を許さない高止まりを招いています。これに伴う物流コストの上昇、さらには歴史的な円安基調が追い打ちをかけ、国内の経済動向はエネルギーや原材料、そして食料品に至るまで、あらゆる分野で終わりの見えない物価高騰という形で国民生活に直撃しております。

私たちの太宰府市においても例外ではありません。市民の日々の暮らしを直撃し、子育て世代などへの影響まで出ています。また、高齢者、困窮世帯の家計は限界近くまで圧迫されており、地域経済を支える中小企業や小規模事業者、観光関連産業もまた、経費の格闘の中で大変な苦境に立たされています。

市としても、独自の食料品等物価高騰支援金の給付や子育て応援手当、高齢者施設等への光熱費・食材費支援など、これまで必死の財政措置を講じられてこられたことは評価いたします。しかし、こうした外部環境の不安定さは一過性の危機ではなく、構造的なリスクとして今後も私たちのまちに影を落とし続けることは明白であります。

こうした先行きが見えない物価高騰に加え、地方自治体が本来抱えている構造的課題、すなわち急速な人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化、そして深刻な地域コミュニティの弱体化が今まさに同時に押し寄せています。

今こそ、医療、福祉、教育、交通、防災など、誰もが最低限保障されるべき公共サービスを、所得や居住地域に左右されず維持するベーシックサービスという考え方を、本市の強固な土台として据えるべきではないでしょうか。行政の最大の役割とは、単なる効率化の追求ではなく、いかなる世界情勢の荒波が来ようとも、市民が安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりが肝要であると考えます。

そこで、本市における今後のまちづくりの観点から、以下2件について質問いたします。

1件目は、持続可能なまちづくりとベーシックサービスの充実について伺います。

昨年12月、市民の負託を受け、新たな市長と市議会が誕生いたしました。本年3月定例会において新年度予算並びに施政方針が示され、現在、行政サービスの提供が進められております。私はまず、新市長が掲げる市民生活重視の姿勢に対して大いに賛同するとともに、期待を申し

上げたいと思います。

一方で、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化など、かつてない転換期にあります。総務省の「自治体戦略2040構想研究会」では、2040年頃には従来の行政システムでは立ち行かなくなる可能性が指摘されています。行政の役割とは、単なる効率化ではなく、市民が安心して暮らし続けられる土台を守ることでもあります。そこで、次の4点について質問いたします。

1 項目めは、市政運営におけるベーシックサービスの視点についてです。

ベーシックサービスの視点を今後の市政運営にどのように位置づけ、市民生活を守る最低限必要な行政サービスを将来世代へどう継承していくのか、市の見解をお伺いいたします。

2 項目めは、デジタル化とスマート自治体の推進についてであります。

書かない窓口やオンライン申請などを推進する一方で、高齢者等のデジタル弱者を取り残さないよう、デジタル支援員制度や地域スマホ相談会などをさらに充実させてはどうかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

3 項目めは、地域共生社会と地域コミュニティ支援についてであります。

自治会や民生委員への過度な負担増を避けるため、行政が地域を支える姿勢が必要であります。地域活動支援員制度や自治会DX支援を強化し、横断的な地域共生型まちづくりをどう推進するのか、市の見解をお伺いいたします。

4 項目めは、公共施設とコンパクトなまちづくりの推進についてであります。

単なる統廃合ではなく、公共施設の複合化や公共交通との連携を進めることで、市民生活の利便性を高める歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをどう目指していくのか、市の見解をお伺いいたします。

続いて2件目は、持続可能なまちづくりと機構改革・中長期戦略について伺います。

これからの太宰府市政において最も重要になるのは、2030年、そして高齢化のピークを迎える2040年を見据えた持続可能な都市経営であると思います。

福祉や医療需要の増加、行政人材不足といった複雑化する課題に対し、従来型の縦割り行政では対応できないと思います。市民ニーズに即して横断的に課題解決ができる実効性ある行政組織へと市役所自体がアップデートしていく必要があると認識いたします。

そこで、1 項目め、今後の次期総合計画策定と連動した機構改革について、4つの専門組織・体制の導入を提案いたします。

1 点目は、未来戦略課（仮称）の創設です。

2040年を見据えた人口・地域課題の分析、EBPM（データに基づく政策立案）の推進、総合計画の進行管理を一体的に担う部署であります。

2 点目は、DX・スマート自治体推進室（仮称）の創設です。

業務効率化だけでなく、デジタル弱者への配慮を含めた誰一人取り残さないデジタル化を横断的に進める専門組織です。

3点目は、地域共生・校区まちづくり推進体制の構築です。

市内の一律な行政運営ではなく、中学校校区を単位とした地域連携を支援する体制であります。

4点目は、公民連携・地域共創会議の設置であります。

行政単独ではなく、地域の多様な主体と定期的に政策協議を行う仕組みであります。

以上、これらの専門組織・体制の導入について、市の見解をお伺いいたします。

次に、本市は、太宰府天満宮や九州国立博物館をはじめとする比類なき歴史・文化資源を有しながら、大型都市近郊の住宅都市としての機能も併せ持つ多面的な都市であります。

そこで、2項目め、観光都市としての魅力向上と生活都市としての安心安全なまちを両立させるため、各分野の中長期計画をどのように連動させ、未来へ投資していくのか。私は将来世代へ責任ある持続可能な都市経営を進めていくべきと考えております。市長が目指すスマート自治体への転換、機構改革、そして地域共創型行政の連動と合わせ、市の見解を具体的にお伺いいたします。

以上、2件についてご回答をお願いいたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、ベーシックサービスの視点につきましては、全ての国民が生活の基盤となる部分に不安を抱えることなく、安心して暮らし続けることのできる社会を目指すという考えに基づく社会保障政策であると認識しております。

この理念は、本市が掲げる「未来につなぐまちづくり」や「安全・安心のまちづくり」という方針とも方向性が重なる部分があるものと捉えております。議員が挙げられた、医療、福祉、教育、交通、防災といった公共サービスは、誰もが安心して生活できる基盤として欠かせないものであり、少子高齢化や地域格差など、現代が抱える複雑な社会課題を解消するためにも、重要な役割を果たす分野であると考えております。

その一方で、これらの公共サービスをベーシックサービスとして無償化をするためには、財源という現実的かつ大きな課題について同時に考えていくことを避けては通れません。このような大規模な制度の導入を進めるには、国全体で議論を深め、広くコンセンサスを得ることが必要ではないかと考えております。

本市におきましても、小学校給食の無償化や中学校給食の10割補助、子ども医療費の高校生世代までの助成拡大など、独自の支援策拡充に取り組んでまいりましたが、このような取組の積み重ねをはじめ、これからも市民の皆様や地方の声を国や関係機関にしっかりと届けながら、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、2項目めについてですが、本市におきましては、国の「自治体DX推進計画」を踏まえ、マイナンバーカードの認証機能を活用し、各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスの導入、マイナポータルを通じて転出届の来庁を不要とし、続く転入手続の予約もできる引つ

越しワンストップサービス、子育て・介護の分野における手続の一部におけるオンライン申請などの「行かない窓口」を実施しており、今後につきましてもさらなる拡充を調査研究してまいります。加えて、今年度内にマイナンバーカードに係る各種申請が可能となる「書かない窓口」の運用を行う予定としております。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、オンライン申請等を全国民が利用できるようなデジタル化の基盤構築を行っており、対象としている20業務のうち、健康管理業務を除く19業務を標準準拠システムへ移行したところであります。現在、残っております健康管理業務については、今年度中に移行させる予定としております。

このような「行かない窓口」、「書かない窓口」、標準化に伴うデジタル化を通して、市民サービスのさらなる向上並びにより効率的な行政運営につなげてまいります。

しかしながら、議員ご指摘のように、デジタル化が進むことにより、デジタルディバイド、いわゆるデジタル弱者が出てきているということも否めない事実であると認識しております。

国においては令和3年度より総務省の採択を受けた民間事業者等がデジタル活用支援員となり、住民の身近な場所で、デジタルに関して助言したり、相談に対応したりと取り組まれているところでございます。また、令和4年度からはデジタル庁が本人や所属企業、団体等からの応募に基づき、デジタル推進委員に任命するという制度も整備されております。

本市におきましては、令和6年度に、総務省の地域デジタル基盤活用推進事業を活用しまして、自治会DX事業の一つとして校区自治協議会役員の皆様と協議を行い、現在、自治会におけるホームページ導入支援や高齢者向けスマホ講座事業を行うなど、住民の皆様のデジタルディバイドの解消に向けて取り組んでいるところです。

今後も、国の自治体DX推進計画を踏まえて、本市の実情に合う、人に優しいデジタル化の実現に向け、デジタル化を推進する各種施策に取り組んでまいります。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 次に、3項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、自治会役員の皆様には、会議の回数や職務の多様化等、ご負担をおかけしている現状があります。市といたしましては、毎月の各校区役員会等への職員参加や、各イベントの企画段階から職員を派遣する等の人的支援を行っており、自治会の皆様の負担軽減に努めているところです。議員ご提案の地域活動支援員制度の創設につきましては、全国的な事例等も確認しながら、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

自治会DX支援に関しましては、自治会を対象にスマホ講座を継続して実施し、スマホの基本的な使い方、LINEの使い方、太宰府市公式アカウントの登録、防災・防犯アプリの登録方法などを演習を交えて行っております。また、のるーと太宰府の運行エリアとなっている自治会におきましては、アプリ導入支援やLINEでの予約方法の案内なども含めて実施しております。

さらには、自治会独自のホームページ立ち上げ支援も行っており、アカウントの作り方やデ

デザイン作成などといったアドバイスを行う支援を行っております。

自治会独自で情報を発信することにより、回覧板の電子化、資源回収情報や防災情報等のブッシュ型通知等、効率的で効果的な情報発信が期待できますので、引き続き、自治会DXに関する支援を行ってまいります。

今後も地域の多様な主体と交流、連携しながら、様々な支援を継続して行い、地域コミュニティのさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 次に、4項目めについてですが、公共施設については私からご回答いたします。

施設の複合化に当たっては、単に複数の施設を一つの建物に統合させるのではなく、異なる施設が同じ空間にあることによる多機能化のメリットを生かすとともに施設を利用する市民の利便性の向上など様々な相乗効果を図ることが必要と考えており、また施設間の相乗効果を生み出すために、施設機能相互の親和性、相性の検討が必要と考えております。さらに、同分類施設の機能共用及び管理の一元化、施設の運営方針や管理方式の共有化などの検討も必要と考えております。

また、施設の調達・管理方法については、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、官民連携（PPP・PFIなど）についても積極的に検討してまいります。

○議長（小畠真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） まちづくりの将来ビジョンについては、私からご回答いたします。

本市では、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少や少子高齢化などを迎えるに当たり、安全・安心で持続可能な都市構造への転換を図る都市づくりを目指して、都市全体における都市機能や居住の誘導、公共交通の充実等を図ることによる持続可能なまちづくりの実現に向けて、都市再生特別措置法の改正により制度化された立地適正化計画の策定に平成29年度から取り組んでまいりました。

これまでにコロナ禍による影響を受けて、令和2年度から3年度の2年間は策定に向けた議論を休止することとなりましたが、令和4年度から計画策定に向けての検討や協議とともに都市計画審議会での審議を再開し、令和7年4月から5月にかけて実施したパブリックコメントを経て立地適正化計画の策定が完了し、令和7年10月1日に本計画を公表しております。

この計画では、都市構造の現況、課題を抽出し、まちづくりの目標、まちづくりの方針と施策・誘導方針、誘導施策の方向性、拠点の設定、目指すべき都市の骨格構造を示しており、居住や都市機能に係る施策については、活用が想定される制度等を例示しております。

さらに、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指して、地域公共交通計画の策定にも取り組んでいるところであり、議員ご指摘のとおり公共施設の今後の在

り方や立地適正化計画との整合や連携を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの視点（考え）を踏まえ、安全・安心で持続可能なまちづくりを目指してまいります。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございました。各所管課のほうからご回答いただきまして、本当にありがとうございました。DXに関しては前に進んでるなというふうに感じております。ありがとうございます。

それでは再質問に入させていただきます前に、なぜ今回ベーシックサービスを一般質問に議題として上げたかと、私のちょっと拙い体験を少しだけご紹介したいと思いますが、議員活動をする中で私が最も大事にしているのが市民相談でございます。市民相談では、太宰府市在住で男性のご壮年の方でマンションにお住まいの方でした。この方から数年前にちょっとご相談受けて、経済的な負担、身体的な問題、そしてまた居住地の要するに家賃ですよね、そういったところの問題等々ございまして、ここは所管課と調整させてもらったら、やっぱりセーフティネットサービスを使うべきじゃないかという見地に至りまして、それを再三その方にちょっと私は行政サービスと思って制度化の重要性をお伝えし、これを利用することは国民の権利であるので、どうぞこの制度を使ってくださいと言ったら、もう何回も説得するんですけど頑として受け付けられない。この壁なんだろうと思ったときに、やっぱり社会人としてやっぱり世間の皆様にお世話になることは断じてできないという、要するに内面性の問題でした。そのことに私気づかずに最初は、所管課の方と一緒に何度も何度もお願いしに行って、今社会復帰するための一時的にセーフティネットを利用されたらどうですかと説得しようと思って行ったら、どんどん相手を傷つけてたんですね。今思えば、自分自身の中にちょっとしたそういった驕慢的な心がなかったのかなと、何か助けてやるとか、保護をするとか、そういう思いに立ってたんじゃないかなという反省を、その方から大きく学ばせてもらいました。そこで行政サービスのやっぱ限度枠って申しますか、限界点というか、こういったことを感じた経験があります。

そういった中で、以前から私も実はこのベーシックサービスっていうのは慶應義塾大学の井手英策先生が、教授が取り上げられまして、国会のほうでも参考人招致されて、日本記者クラブでも発表されております。この方の対面での講義を私1回で、あとオンライン会議が1回で、あとは資料等をちょっと頂いたりしたんですけど、本当にすばらしい方向性の考え方、これは太宰府市にとってもふさわしい論点だろうというふうに思いまして、後で市長にはこれ本をお貸ししますので、よかったら一回読んでいただければと思いますが、ここでは表題はベーシックサービスで、貯蓄ゼロでも不安、不安ゼロの社会っていうことで書かれております。

この井手先生の話聞いて私も目からうろこだったんですけど、いわゆるベーシックサービスの概念というのは、助ける、保護をするという行政サービスではなくて、社会的な弱者を生まないまちづくりの形を目指すことをベーシックサービスという概念になります。

そういった反面ですね、先ほどから申し上げてますようにやっぱ2040年問題、これ総務省のほうからいろいろご指摘をいただいておりますが、そういった中で今回、今国会があつてま

すよね。総理のほうからもご答弁、委員会答弁も確か未来にわたって静かなる有事というふうな表現をされた機会がありましたが、私は静かなる脅威だと思っております。これは実質本当にやってくるエビデンス、要するにデータに基づいての問題であると思います。その要素が四つぐらいあるかなというふうに思っております。

一つ目は、歯止めがかからない少子化です。先週でしたか、マスコミかいわいで話題になったのが、昨年の2025年度では出生数が67万1,000人程度ということで、過去最低基準になった。そして、それらの出生率については1.14ということで、本来2.07あたりを目指すべき目標値に対して、本当シリアスな数字が上がってきたなというふうに思っております。要するに歯止めがかからない。

2点目は、単身世帯の急増でございますが、総務省が出してる統計データの中にですね、ちょっと今日はもう私はあんまり資料を提供するのがあんまり得意じゃないので出さなかったんですが、将来にわたっての家族構成がどういうふうに変化していくかというデータの一つなんですけど、ひとり親家庭と高齢者単身世帯と夫婦のみの世帯と夫婦と子の世帯と、様々な形態があるんですよ。この中で一番増えるのはどこかなといったら、単身世帯なんですよ。将来5世帯に2世帯が単身世帯になるということなんですよ。

これは高齢者のみならず、若年層も含めて、いわゆる晩婚化とか婚姻率とかいろいろ影響はあると思いますが、単身世帯が増えていくということが一つ、社会現象としてあります。

それとあと3点目は深刻な人手不足。これさっきからも一般質問でもいろいろ出てますけど、やっぱり運転士不足で公共交通に影響を与えたりとか、職員数が足りないので地域でなかなかアウトリーチかけないという現状があったりとか、もうこれは肌身でお分かりになっていると思いますので、あえてここでもうまたみませんが、人材不足、人手不足ですね、そういった状況を勘案すると、今度地域に目を向けたときにやっぱり自治体の地域力の低下はこれはもうやぶさかじゃない。現状お分かりになっていると思います。

ですので、ここの四つのこういった要素の主要な要素が複合的に絡み合って何が生まれているかということ、今生きている我々、将来の未来を考えたときに、要するに国民的に考えるとやっぱり生きづらさ、将来福祉と将来に対する不安、慢性的な、こういったものが地域福祉を我々はつかさどる立場の役割の議員としてもものすごく感じておりまして、今後やっぱり創造的に社会を創造していく上では、このベーシックサービスっていうのは本当に必要な概念だろうと私は思うんですけど、その辺りをちょっと市長のほうのご認識、もしあればご回答いただければというふうに思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ベーシックサービスというその考え方でございますけど、その前に先ほどですね、このセーフティーネットに係るその方の思いということ、本当にお考えは人様々だと思いますが、その方のこのセーフティーネットを受けることに対する社会的な負担っていうんですかね、自分がそういうふうな迷惑をかけてるんじゃないかなというそういう思い、そうい

う思いはその方だけでなくですね、いろんな方がやっぱり持っていらっしゃるんじゃないかなと、そういう思いがあってなかなかこのセーフティーネットに頼るのをためらう。全国的には体が不自由で病気等を患って家族の方が亡くなられたとか、そういう悲しい報道もございます。

今議員のほうから貴重なご示唆をいただきましたので、この思いというのは私だけでなく職員皆が共有しながらですね、また市民の方々等に対していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それでご質問のベーシックサービスの考え方でございますけど、社会的な弱者をもう生まないというこの考え方、そういう環境を整えるということは本当に大変重要であるというふうに私も思っております。

そして本市といたしましても、未来につなぐまちづくり、安全安心のまちづくりを推進する上でもですね、その考え方は共通しているところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

議員より先ほど挙げられました2040年問題、こちらに関連する社会的な不安の高まり等につきましては、こちら日本全体の問題ということで、今後多くの影響を及ぼしていくんではないかなというふうに捉えております。将来を見据えた長期的な視点で対応する必要があるというふうにも考えております。

現在策定の準備を進めておりますが、総合計画、今準備しておりますけど、そういったところにもこの長期的な展望、そういったものを持って、また市民の皆様のニーズ、そして地域特性なども十分に踏まえつつ、こういったところにも検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長の今言葉をいただきました。ありがとうございます。総合計画にベーシックサービスも入れてくれという話ではなくて、地域にとってどういった、要するに地域これから暮らしを守るために、総合計画の中にこの考え方ですね、概念をしっかりと取り入れていただければと思います。

なぜ私がこれを持ち上げたかと申しますと、もう一つの根拠はやっぱり私、公明党議員でございますので、公明党が一昨年、中間取りまとめ2040に対してビジョンを発表しておりまして、この中にもしっかりとベーシックサービスを取り入れさせていただいていましたので取り上げさせてもらいました。

次にですね、本市の今の現状で申しますと、人口が約7万1,000人から2,000人の皆様がお暮らしになられている現状があります。そういった中で、今まで市の行政というのは太宰府市役所を中心として展開をされてきてあると思いますが、地域はやっぱりいろんな様々な特性がございます、やっぱり歴史的観光地域があったり住宅地域があったり、片や民間活動のために新興住宅地が発生したり農地が含む地域があったり、それぞれ公共交通でもそうなんですけど、

抱える課題、ニーズは大きく地域によって違います。

そういったことを考えると、これから市全体を一律に行政運営をしていくという実情ですけど、今の現状はそうだと思いますが、今後は私は中学校校区を起点としたまちづくりの視点が一つ議論あってしかるべきではないかなというふうに思っております。いろいろいわゆる中学校区というのはやっぱり子どもたちの生活圏、それとあと地域コミュニティの形成の取りやすさ、あとは防災福祉見守り地域活動の情報共有化がしやすいんですね。校区単位で図っていくと。要するに、そこで地域住民の一定の一体感が生まれやすい単位ではなかろうかと思います。

例えば地域で申しますと、地域で懇談会を開くとか課題共有、防災とかいろんなトラブルとか課題ですね、そういったものを共有会議を開くとか、校区別のまちづくりのビジョン各自語っていただくとか、あと防災福祉、子育て関係も横断的に取組ができるような仕組みづくりで、地域ごとの特色を生かしたまちづくり、いわゆるこれが結局自治体戦略、さっき2040問題って申しましたが、総務省がうたい上げている中に、地域共生社会の形成ということをやりたいと上げられてます。ここが起点で、この視点も含めると中学校区の考え方ってありじゃないかなと私は思っております。

この地域主体型のまちづくりの視点について、この校区の考え方について、もし見解があれば伺っておきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 地域の公共交通、それからコミュニティの活性化などですね、その地域の特性に応じた課題は多様でありまして、地域ごとの実情に応じた行政運営につきまして、本当に非常に重要な視点であるというふうに認識をしております。

現在、本市では、もう皆さんご承知のとおり、大体ですけどおおむね小学校単位で6校区で校区自治協議会を組織していただいております、そちらの中でまちづくりを推進をさせていただいているところでございます。

地域や行政がさらなる連携を深めましてまちづくりを進めていく重要性は、今後ますます高まっていくものというふうに考えておりますので、議員のほうからご提案いただきましたこの資料の内容にしましても参考とさせていただきながら、今後引き続き調査研究を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。前向きにご検討いただいたほうが助かります。本当によろしくお願いいたします。市民利益で考えると、どうしてもここはテーマとして持っていく必要があるかなと思っております。

それともう一つ、これ私のほうからまた市長に対するご提案で本当恐縮なんですけど、前市長、前々市長にもこれお伝えをした内容と一緒にです。どういうことかと言いますと、これからのいろんなこの地域福祉をやっていく上で、行政だけで完結できるものっていうのはどんどん少なくなってます、実は地域のことはやっぱり民だったり官だったり学だったり、いろいろ

あると思います。主体者が。

そこで、結局地域の支え方っていうのは、行政だけで今はもう完結できない時代に入っているということを考えると、いろんな市内の主体者である、あんまり名前言うと固有名詞は出せないと思いますので、例えば自治連絡協議会の会長様とか商工会の会長様とかいろいろいらっしゃると思います。要するに、市をつかさどるトップリーダー、この方々とのやっぱり同じテーブルで情報共有できるような市内主体者のトップ会議っていうのがあってしかるべきじゃないかな。なぜかと、まちづくりのビジョンを語るときに、この方が抜けて多分語れないと思いますので、その辺りご認識あったらちょっとご見解をお伺いしときたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） まさに議員ご指摘のとおりですね、もう行政だけではこれは立ち行かないといますか、もう現在も既にですけど、先ほど申し上げました校区ごとの自治協議会の皆様方、それにいろんな関係団体の皆様方のお力を、協力をいただきながらですね、市民の皆様の安全安心のためにも今やっているような状況でございます。

今後とも行政だけでなく、地域の皆様のご協力が本当に必要不可欠になってくるというふう
に思っております。トップ会談ということでございますが、今既にトップ会談というわけでは
ございませんけど、それぞれの各関係団体とかいう会長さんとかですね、そういう方とは私も
いろいろ情報を共有しながらお話もさせていただきながら、できるだけ考えもすり合わせさせ
ていただきながらですね、お願いするところはお願いし、協力できることは協力しということ
で、お互いに協力しながらやっているという実情でございます。

今議員のほうからご提案いただきましたトップ会談でございますけど、今後の推進体制の在
り方も含めまして、今後とも検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。ぜひとも推進していただければと思います。こ
れは非常に歴代の市長に聞いても、なかなか難しいですねというご回答をいただいた記憶がご
ざいでしたが、これは必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、2項目目のデジタルとスマート自治体の観点で一つだけ申し上げておきた
いと思いますが、先日、今回の本定例会で提案説明理由の中で市長のほうに触れられましたD
X推進本部、本当ありがとうございます。市民を代表して本当ありがたいと思います。本当に
DXのこれを設置していただいて、5月19日の初会議をされたということなので、改めてここ
で確認をしておきたいと思います。

DX推進本部の構成人員と組織構成、役割、概要についてお聞きしたいというのと、ただD
Xっていうのは市長にこれは申し上げておきたいと思いますが、あくまでもDXというのは手段
でございますので、市民の福祉向上が大目的ということでございまして、私デジタル化する
そのもののこの目的感というのは二つあると思います。

一つは、市民生活の質の向上、QOLを上げていく、これは当然です。それを支えていく職

員の皆様の業務負担の軽減を図らないと、何のためのD Xかっていう形になってくると思いますので、こういった点も含めて市のほうのちょっとお考えあればご確認をさせていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほど議員からお話ありましたが、本年の5月19日に立ち上げましたD X推進本部でございますが、C I Oであります副市長を本部長に、そして部長及び理事の11名で構成しておる組織でございます。

この推進本部におきましては、重点的にD Xに取り組むべき事項や方向性、方針を決定することとしており、そしてまた下部組織には各課から選出の職員、こちらをD X推進リーダーとして構成されるD X推進検討委員会というのを設置予定でございます。D X推進検討委員会におきましては、より具体的に部署におけるB P Rの取組、そしてシステムの整備、こういうものにつきまして導入に向けて検討いたしまして、年度内に自治体D Xにつきまして試験的な運用等にも取り組みたいというふうに考えております。

D Xの推進につきましては、一部の部署に限らず、全市を挙げて取り組む必要を感じておりますので、職員一人一人の意識醸成に努めまして、デジタル化を通して市民サービスの向上、職員の働き方改革につなげてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） どうぞよろしくお願いいたします。この二つの目的が達成されないと、本当に市民利益が誕生してこないと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、続きまして、これ市民目線から申しますと、スマート自治体という言葉は本当にすばらしいんですけども、先ほど総務部長がおっしゃったように、いろんなオンライン申請とかA Iの議事録とか様々展開されていくと思うんですが、本市独自のシステムをつくる場合は、国との先ほどお示しされた標準化、先ほどは19業務をくつつけるよって話なんですけど、あれは標準基準なやつなのでガバメントクラウドのお話であろうと思うんですが、そうじゃなくてうち独自で例えばこれからD Xを進める上で、いろんなシステムが上がってくると思うんですね、所管のほうから。そのときに国のそういった分の標準化とちゃんとつなげる、スムーズに連携できるようになっていくのかというのが1点。

それと私は市民を代表して申し上げたいんですが、私も含めて意外とデジタル化に弱い年代層といいますか、私もちょっとその辺り弱いんですけども、いかんせん一番知ってもらいたいののが自治会役員の方々なんですよ、まず。自治会役員の方々にまずD Xに対する見識と申しますか、私もそうですけどお願いしたいのは、なぜかというとその方が地域を守ってくださっているスタッフの方々なので、ぜひお願いしたい。

だから、そこらについてもう一步ですね、今頑張ってるのはよくさっき聞きまして分かりました。もう一步踏み込んだところの体制が撮れないか、その辺りご認識があればお伺いしときたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まずは、国の自治体情報システム、先ほどの標準化、こちらの対象20業務については先ほどご説明したとおり、19業務については既に移行しております、残り1項目、健康管理の業務システムにおいては今年度中に完全移行に向けて調整を行っているところでございます。

そのほかのシステムについてもですね、もちろんその辺りと連携しつつですね、うまくスムーズに取り組めるような形で持っていきたいなとは考えておるところでございます。

もう1点、誰一人取り残さないデジタル化、こちらに向けた取組の一つでございますが、まず、スマホ講座につきましては、令和7年度の実績としましては11自治会において開催しまして、118名の皆様にご参加いただいております。

さらに、今年度においても同様に講座を開催することとしておりまして、関係部署と連携しながら支援を継続してまいりたいと考えておるところです。デジタル化を横断的に進めるスマート自治体の実現に向けては、住民サイドに立って広げていくことが重要な視点であると捉えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） 先ほど言われてました回答の中で、今後調査研究していくよと言われたんですけど、勝手にこっちがお願いしたんですけど、地域共生社会を実現していくためには積極的な行政の関わりはこれから本当に不可欠になっていきます。

その中で、ちょっと地域のコア的なところっていうのは、やっぱり自治会とやっぱり民生委員の皆様と児童委員の皆様というソーシャルワーカー的な役割をしっかりとやっていただいている皆様のご負担率を下げていく、これを制度をどっかで市で設けるべきじゃないかなということで、私は地域活動の支援制度を構築してはどうかなということをちょっと申し上げておったんですが、今職員の方のほうには多分担当制があっていろいろ取り組んでいらっしゃると思いますが、その辺り現状も併せてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 自治会長をはじめとした自治会の役員の皆様でありまして、民生委員・児童委員といった地域で活動する皆様に置かれましては、地域課題に日頃からご尽力いただいておりますので、まずちょっとお礼を申し上げたいと思っております。

議員ご提案の地域活動支援員制度につきましては、これから他自治体、先進自治体ございますので、その辺りも十分調査しながら、また地域の皆様とも話し合いをさせていただきながら進めてまいればと思っております。

地域コミュニティ組織の活性化ということで、様々な主体と交流ができるようにしながら、ますます地域コミュニティの活性化を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。部長よろしく申し上げます。市民がついてこない、せっかくの効力も達成がおぼつかなくなってくると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それともう一つあるのがですね、これ市長ご提案、すみません、今日は提案ばかりで、市長との初めてのやり取りなんで、ちょっと厚かましくて申し訳ございません。住民の交流を深めていく上で地域を醸成していく上で、やっぱり地域づくりを進めていくにはやっぱり校区単位って先ほど申しましたが、一つこれ前から私ちょっとお願いしてるんですけど実は、やっぱり地域のコミュニティセンターありますよね、南コミセンもあればいきいき情報センターでやられているのもあると思うんですよ。ただ、ちょっとまだ整備が追いついてないかなと思います。やっぱり具体的なこの校区単位でコミュニティセンターの設置という、この辺りの見解について市長のほうのお考えがあればちょっとお示しいただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 今ですねコミュニティセンターのお話が、これ以前からもいろいろな方からご指摘といいますかご要望等もいただいていることでございますが、このコミュニティセンター自体はやはり住民の皆様の交流を深める、そういう拠点に役割を果たすものだというふうに認識はしております。

また、それともう一つ、自主的な地域づくり、今後ともやっぱり行政が主導ではなく、自主的な地域づくり、こちらについてはやっぱりこういうコミュニティセンターのような拠点というのが果たす役割というのは、ますます重要にはなってくるというふうには思っております。

その上でございますが、コミュニティセンターでございますが、今先ほど議員からご指摘のとおり、南コミュニティセンターもございます。既存の施設も活用しながら、このコミュニティセンターにつきましては整備を今しているような状況でございます。

今後ともですねこのコミュニティセンターの機能につきまして、改めて調査研究を含めまして、センターの設置の可能性につきましては検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

コミュニティセンターになると自治会で公民館機能というよりも、これから地域を活性化していく上でどうしても必要な施設ではないかなというふうに思っておりますので、いわゆる地方自治法で取り扱う施設ですね。公民館機能とはまた変わってくるとは思いますけれども、そういった観点も大事なところだなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4項目めのコンパクトなまちづくりの推進について、1点だけ申し上げておきたいと思いますが、公共施設の複合化、多機能化についてはそのとおりだと思いますが、先ほど答弁いただいたのでありがたかったんですが、目的的な、要するに何のためにやるのかって

う、要するに公共施設をコンパクトにつくるという発想ではなくて、どういう行政サービスが必要かという観点、要するに公共施設というのは建物を更新するというんじゃなくて、行政サービスの再設計をどうやってやるか、そこの地域だけじゃなく。それと立地適正化計画と今、第2次都市計画マスタープランの整合性を担保してないといけないと思いますので、その点と、それとあと地域コミュニティを拡充させていかないといけない、防災、市民協働とか福祉の拠点にしていくという意味合いを持たせることと、いかんせん先ほどから議論してますDX、民間活力取り入れて、行政サービスの機能の維持をお金を抑えながら維持していくという財政負担率もちょっと考えながらやっていくと。

全てにおいて、やっぱり2040年って一つのターゲットを決めて、バックキャストिंगって後で申しますけど、キャストिंगの発想でやっていただく部分が大事じゃないかなと思います。

私が先ほど申しましたいろんな設置についての問題とか、制度についての問題は全部リンクしておりまして、この辺りが効果的に進めるためには先ほどの期間も必要じゃないかなということでも申し上げておりました。

ですので、その辺りを含めて、本市としてどういうふうな今後公共施設を取り入れるに当たって、先ほど答弁以外に何かありましたら、ご見解だけ聞いておきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） それでは、公共施設の整備検討につきましては、今年度新たに公共施設整備検討委員会を立ち上げまして、公共施設等総合管理計画にて提示しておりますいきいき情報センターを含む全世代交流型や南隣保館等を中心とした近接型等のモデルプラン、そのほかの個別施設の現況を基に、委員会においてまずは公共施設整備の全体スケジュールの方針を固めていく予定としておるところでございます。

あわせて、五条地区活性化検討委員会、人権センター等整備検討委員会も立ち上げまして、五条地区活性化や人権センター等に関する整備方針や整備手法の検討、必要機能の整備、管理運営方法の検討等を各委員会にて審議いただく予定としており、公共施設整備検討委員会とも連携を取りながら整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） では、1件目はこれで終わります。2件目の回答をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 2点目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、機構改革につきましては、現在、庁内で検討を進めているところであります。進捗状況としましては、副市長をトップとする行政事務改善委員会を設置し、その下部組織として総務部長を中心として各部門の職員で構成する行政事務改善検討委員会において、詳細な機構案や事務分掌など具体的内容について議論・検討を重ねております。

今回の機構改革に際しては、社会経済情勢の変化や急激な人口減少、頻発する自然災害への

対応、それに伴う市民ニーズの変化を見据え、これに機動的かつ包括的に対応できる施策を進めるための体制整備を基本方針として掲げておるところでございます。

また、公共施設の適切な整備・管理、デジタル化の推進、交通環境の改善、子ども・子育て支援機能の充実など、多岐にわたる課題に対し、質の高い行政サービスを提供することや、今やるべきことを着実に実行することで次世代へ責任をもってつなぎ、安全・安心で誇りを持てるまちづくりを推進することを目指しております。

議員よりご提案いただいた持続可能なまちづくりという観点に基づく組織・体制につきましては、この基本方針とも方向性が一致する部分があるものと受け止めております。将来を見据え、持続可能な形で未来へつなげる太宰府市を構築するためには、重点的に取り組むべき施策を実現する組織の確立と社会の変化に対応できる柔軟性が不可欠であります。本市といたしましては、この観点を十分に考慮しながら、組織体制のあるべき姿について検討を進めてまいります。

次に、2項目めについてですが、本年度の施政方針において掲げておりますとおり、令和8年度から新たな総合計画の策定に取り組んでまいります。総合計画は、市の将来像や目指すべきまちの姿を市民の皆様と共有し、まちづくりを推進するための重要な指針であり、長期的な展望をもって本市の方向性を定めるものであります。

この総合計画を基盤として、各分野の個別計画はそれぞれの施策や事業を具体的に示すものであり、市が目指す理想の未来像を現実のものにしていくための具体的な役割を果たすものと考えております。個別計画においては、市民ニーズを的確に酌み取り、地域課題や社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応することが求められます。一方で、個別計画は総合計画との整合性や連動性を確保していくことが重要であります。このように総合計画と個別計画は計画の実効性を高めるために互いに補完し合う関係であるとも捉えております。

現在、本市ではまずは総合計画審議会を立ち上げる準備を進めており、策定の手法やスケジュールなどについて審議をいただく予定であります。

議員ご指摘のとおり、将来世代へ責任ある持続可能な都市経営という観点は、これからのまちづくりを進める上で非常に重要であり、本市が掲げる基本方針とも一致するものであります。この観点を十分に念頭に置き、総合計画の策定段階において丁寧かつ慎重に議論を深め、太宰府市の目指すべき未来像を明確にしてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。先ほど私もまちづくりの連動した機構改革につきましては、先ほど申しました未来戦略課、これは本当に設置に向けて努力いただきたいというふうに思いますし、そこには総合的な全庁的なその調整できる権限と申しますかね、これはちょっと付与していただきたいというのが1点。

それと先ほどちょっと失礼な言い方で申し訳なかったんですが、持続可能な推進をしていくためにはやっぱり市役所自体がアップデートして更新していかないといけないので、どうい

ふうに更新していくかが具体的にD Xとかスマート自治体で推進されていくと思うんですが、どうしてもですねやっぱりこれデジタル人材っていうのはなかなか地域の中でもそんなにいらっしやらないと思います。ですので、やっぱり高度な専門職の方については、これ前からもお願いしてるんですが、これから情報統括責任者、多分、太宰府市の場合は多分副市長がお担いになるのかなと私は勝手に想像してました、すみません。その方をサポートして、ちゃんとできるような体制づくり、そのための所管課でございますので、どうぞその辺りのご認識について、市のほうの見解があれば聞いておきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） まず、地域戦略課（仮称）ということでございます。そしてそちらについては総合調整権限を持たせるべきではないかというご指摘でございますが、こういうシンクタンク的なセクションではないかなというふうに勝手ながらですね、ちょっと私は考えておりますけど、今後のまちづくりにおきましては、こういうやっぱり分析、エビデンスに基づいた行政というのが今後求められるということに、これはもう実は以前からなんですけど、今に始まったことではないんですけど、ただ、なかなかやはりこういったところに人的費用も策定をなかなかこれまでやっぱり難しいという面がございました。

もう議員もご存じのとおり、今特に1階では窓口、いろんなお客さんを特に福祉部門も含めましてですね、いろんなお客さんが多く、職員本当窓口で一生懸命時間も大分遅くまで頑張っております。そういう中でやっぱりなかなかそこに専門的な職員をそこに割くというのは、なかなか難しい面もございますが、ただ、必要性は私としては感じておりますので、また今後ちょっと検討はさせていただきたいと思っております。

それとD Xにつきましては、先ほど私からも5月19日からの取組も含めまして、ちょっとご報告はさせていただいておりますけど、先ほどおっしゃられました外部人材につきましては、これは実は以前からちょっと検討はしておりました。今回もですね、やっぱり専門性の高い、要するに識見を持ったというか、いろんな技能、知識を持った方、そういった方もですね、できましたらご協力をいただけないかなというふうなところは思っております。

ただ、なかなかそちらの方を登用といいますか、そういうのがなかなか難しいというちょっと現実的な問題もございますので、その辺りは今後ですねいろんなところにもちょっとご協力をお願いしていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） 市長すみません、何かと注文ばかり申し上げて申し訳ないんですが、最後一つ申し上げておきたいのは、総合計画に関するこういった高度な人材の面で、D Xをしていく上でうちの市もそうなんですけど、人事異動があつたり機構改革が行われたりすると、もともといたスキル持ってる人が流動するんですよ。D Xやる場合これやっちゃうと、総合計画を担っている役分なので、これ動かされたら発展しようがなくなっていくんですね。そこいら

を考えると、やっぱり総合計画にうたい込んでおかないと、これ失礼な言い方ですけど、首長が変わられたりそういった人事異動があったり、庁内環境で物事は山が動いていくという、人的な変更によっていろいろ事業が変わってしまうという危険性があります。そのリスク回避はお願いしておきたいなと思います。

最後に、先ほどから申し上げたように、しつこくて申し訳ないんですが、やっぱり2040年度が一つ市長、めどになるかなと私は思ってます。今年入れれば15年後です。ですけど、総合計画を設定する上で大事な時間軸だと思っています。

そこはやっぱり逆算型の思考でやっていただいて、今、行政はどっちかっていうと、フォアキャスティングで積み上げで今の現実の課題に向き合いながら積み上げでやっていく予算ベースの考え方でしょうけど、私が申し上げたいのは2040年はこういうまちづくりビジョンがあると、その逆算型でやっていくと、これバックキャスティングというこれ民間がよく使う手法なんですけど、この辺り含めて最後、市長の思いを聞いて終わりたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 議員のご指摘のこの2040年問題はですね、これは日本全国的な問題であるというふうには認識をしております。

先ほどからお話も上がっております総合計画、こちらにつきましてもですね、やはり将来的なそういういろんな課題等もですね、そういうところも考えながらですね、このまちを今後どういうふうにしていくのか、そういう思いをやっぱりこの計画の中に盛り込んでいかなければいけないというところは思っております。

ただ、個別計画がございますので、総合計画だけでなく、この個別計画との整合性、こちらが重要なところになってくるんじゃないかなというふうに思っております。もう先に今、総合計画はございませんが、個別計画が今先につくって進行している状況でございますので、総合計画が結果的には後追いになるかもしれませんが、しかしながらやはり今おっしゃられたように、この地域を将来的にどういうふうな地域にしたいのか、そういう先を見据えた計画がこの総合計画、重要な計画であると思っておりますので、その思いと個別計画の整合性を図りながら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） 前向きな答弁として受け取らせていただきます。

今後総合計画、本当に大事でありまして、生きた総合計画を本当にしっかり醸成していただいて、市民の利益、地域の福祉向上に、我々とともに協働してやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神武綾議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付いたしておりますのでお知らせいたします。

14番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔14番 神武綾議員 登壇〕

○14番（神武綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について伺います。

1件目、3月議会で市長が述べられた施政方針について、各会派の代表質問が行われました。その施政方針から2点について伺います。

1項目め、水城地域の地域公共交通についてです。

昨年度から公共交通の再構築の取組の中で、まほろば号の減便、A I オンデマンド交通「のるーと太宰府」の実証運行が始まっています。施政方針ではこの「のるーと太宰府」が使いやすなどといった利用者の声から、交通空白となっている水城・国分周辺エリアにおける運行の可能性について分析・検討を進めると述べられています。

水城地域には大野城市にある駅、スーパー、病院などを利用する方が多いため、地域公共交通を検討するに当たっては大野城市との協議が不可欠であると考えます。そこで現在、協議の俎上に上がっているのか、計画等が存在するのか、また、今後の見通しについて伺います。

2項目め、人権センター等の整備検討についてです。

以前からこの施設の老朽化対策、また利活用について条例改正を含め検討することを求めてまいりました。3月議会の代表質問の中で、それらのことについて前向きな回答と取れるやり取りがありました。そこで、今回の整備検討にあたり、市が考える人権とくくる対象について見解を伺います。

2件目、物価の高騰と実質賃金の低下により、働いても暮らせない層の拡大、高齢者においては年金だけでは暮らしていけないなど、暮らしが不安定になり市民が不安を抱いている今日、国民誰もが申請でき利用できる、セーフティーネットの役割を担っている生活保護制度について、4点伺います。

1項目め、当市におけるコロナ禍以降の生活保護制度利用者の現状について、生活実態の分析は行っているのか伺います。

2項目め、生活保護の相談件数と申請件数について伺います。

3項目め、地域性を鑑み自治体ごとの独自設計が可能であるとされていますが、本市独自の制度、また審査基準等を設けているのか伺います。

4 項目め、生活保護利用者の方が、あなたは保護受給者だからなどと不動産業者や病院窓口で対応されることがあったと聞いています。実際にそのような発言を受けた方からの相談はあるのか伺います。

以上、2 件 6 項目について回答をお願いいたします。再質問は議員発言席で行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、水城地域における都市機能といたしましては、商業施設であるスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、金融機関としての郵便局などが立地しており、生活利便性が一定程度確保された地域であると認識しております。

また、近接する鉄道駅といたしましては、大野城市内に位置する西鉄下大利駅、西鉄白木原駅、JR 大野城駅などがあり、いずれの駅周辺につきましても、商業施設や医療施設、金融機関などが立地している状況であります。

議員ご指摘のとおり、水城地域は大野城市と生活圏を共有するところが多く、日常生活の移動におきましても市域を越える往来が頻繁であることは認識しており、このような状況を踏まえ、市域を越えた移動を支える公共交通の在り方を検討するに当たり、広域連携の視点は重要な要素であると考えております。

現在、水城地域の公共交通手段としましては、コミュニティバス、西鉄路線バスなどのバスモードをはじめ、タクシー利用などがございますが、一方で、バス運転士不足という大きな課題や、輸送効率の確保といった問題もございます。

地域の移動手段を可能な限り確保していくためには、路線や車両サイズの最適化、バス以外の交通モードを含めた検討が求められているところであり、水城・国分周辺等のエリアにおきましては、「のるーと太宰府」の実証運行の可能性につきまして、引き続き分析、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、市域を越える移動につきましては、現状としまして、西鉄天神大牟田線等の鉄道路線、西鉄路線バスのバス路線、市内外のタクシー事業者によるタクシー輸送等の交通モードがございましたが、既存の公共交通を継続的・持続的に維持・確保するという観点から、これらの交通モードを可能な限りご利用いただきたいと考えており、その交通結節点までをどのようにつなぐことができるかが重要であるとの考えが基本としてございます。

まずは、水城・国分周辺地域の皆様の市内における移動手段の確保ができるように分析・実証を重ねながら、地域のニーズや広域連携による公共交通の維持・改善の観点から、今後、大野城市との協議、連携を視野に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 次に、2 項目めについてですが、3 月議会におきまして市長による施政方針でも述べさせていただいたように、南隣保館が築51年、南児童館が築45年、南保育所が築48年と人権センター及び南保育所の既存施設が更新時期を迎えていることから、太宰府市

公共施設等総合管理計画の中で、法定耐用年数を迎えるに当たっての長寿命化か建て替えかの検討や、駐車場が狭小などであるから隣接施設との複合化も視野に入れた検討、さらには新たな行政課題を解決するための新しい視点での施設整備が必要であるとされております。

このことに伴い、現在、整備について人権センター等整備検討委員会を立ち上げる準備を進めているところであります。人権センターにつきましては、条例で定められている地域住民及び周辺地域住民に対して、生活の改善向上事業、相談事業など設置目的に係る各種事業を実施しております。

今回、南隣保館、南児童館、いこいの家、近接する南保育所を人権センター等と総じて、公共施設等総合管理計画の中で、各施設の特性や機能を十分に考慮しながら、その再編に向けて検討していくこととしております。

市としましては、人権を特定の課題に限定して捉えるものではなく、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、様々な人権課題を含むものと認識しております。今後、本市の実情や市民ニーズを踏まえながら、検討委員会において、幅広い視点から議論を賜ることとしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 12月市長選挙で高原市長が新しく就任されまして、3月に施政方針が発表されました。その中で、今まで滞っていた市の事業が動き出すという期待を感じました。

その中から、施政方針については3月議会で質問することができませんでしたので、2点について今回取り上げさせていただいております。

1 項目めの水城地区の地域公共交通についてですけれども、4月からまほろば号のダイヤ改正が行われました。このことによって、水城地域、国分・水城ルートになるんですけれども、ここが約50%近くの減便となっております。そのことによって、朝の通勤や夕方への勤め帰りの会社員の方が利用しづらくなった。それから、このルート内での行き来がしづらくなった。これは水城から国分のお友達のところに行かれる方が行きづらくなった。また、ふれあい館での事業などですね、参加するのに行きづらくなったなどの声が聞かれています。利用者の方からいろんな声をいただいている切実な声があります。

先ほどの回答の中にありましたけれども、その水城地域には一定、お買物する場所や病院などもあるというようなことも、金融機関もあるというようなお話がありましたけれども、実際にまほろば号が減ったことによって、皆さんの外出の機会がやっぱり減ってきたというような声が聞こえております。ですので、これをカバーするためのA Iのオンデマンド交通の機会を検討していただくということは、喫緊の課題ではないかというふうに思います。

行政側としては、まほろば号の減便に対してオンデマンド交通を充てるところかもしれませんが、先ほど申しました市民にとっては外出をもっとしやすくする。また、自分の行きたいときに行けるというようなことを求められていることもあります。買物に行くことの楽しみや、また病院に通うことが保障されるような生活を送りたいというような要望をされ

ています。

そういうことを鑑みまして、このまほろば号と同じ便数を確保することは当然行っていただきたいという要望、それと併せてこれまで水城地域では要望が高く上がっておりまして大野城市にあります下大利駅やＪＲ水城駅にアクセスすることも取り組んでもらいたいという声上がるのは、当然のことだと思っています。

実際に水城・国分ルート、この地域で再構築に手をつけるというような施政方針がありましたので、これを聞いた地元の方からは大野城市へのアクセスが可能になるのではないかなという期待が大きくあります。

これまで地域公共交通計画を検討する地域公共交通活性化協議会が開催されていました。この協議会、先ほど木村議員の中でもお話にありましたが、コロナ前の協議会では下大利駅、それから白木原駅につながる案については現道がしっかりあり水城からのアクセスが可能である。広域連携したコミュニティバスでのアクセスが可能であるというような回答がありました。

その後、コロナでこの協議会が休止となり、再開した令和４年度の協議会においては、隣接市、これ大野城市、それから筑紫野市も含めてですけれども、アクセスや市民ニーズに対するダイヤ、路線の検討資料の中で下大利駅にアクセスする地域、それからこれは水城地域のことですけれども、ＪＲ水城駅にアクセスする地域、それからまた西鉄二日市駅へのアクセス、地域を示した資料があります。

この下大利駅につなげる線を、この協議会の中で出てきてますけども、大野城市と協議をしているのかという問いに対して、今後調整していくというふうに回答があっています。その協議が実際にされているのか、実際されていたのであればいかなものだったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘のとおり、コロナ禍前までの協議会における議論内容ではございますが、平成30年度にバス利用者への聞き取り調査を実施しており、最寄りのバス停から直接向きたい駅についてという設問に対しまして、水城回り・国分回りの利用者のご意見としましては、西鉄下大利駅と西鉄都府楼前駅に行きたいという回答が上位になっております。

このような結果からも、隣接市への駅に直接行けるような地域ニーズもあり、広域的な連携の仕組みづくりは重要な視点の一つだと認識しております。

これまでの定例会でもご説明してまいりましたが、コミュニティバスまほろば号につきましては、現在の運行体制をそのまま維持していくための運転士確保が困難であるという西鉄からの申出を受け、大幅な減便となるダイヤ改正に至っております。

現在の公共交通の維持につきましても、危機的な状況でありますことから、まずは水城・国分周辺地域の皆様の市内における移動手段の確保ができるように分析・実証を重ねながら、地

域のニーズや広域連携における公共交通の維持・改善の視点から、今後大野城市と協議・連携を視野に調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 今の部長の回答では、これから協議するということで、今まではまだ協議はされていないということでよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） のる一との乗り入れという形での協議は行ってございません。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） のる一については、ここ一、二年検討されてきたことだと思うんですけども、まほろば号を乗り入れするというようなことでの協議もされてないということでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 当時のことを私ちょっとすみません確認できておりませんが、当時としては地域公共交通を取り巻く環境も大きく変わっておりますので、ちょっと具体的なことは言えませんが、どこまで検討されたかということはちょっと存じておりません。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） でしたら、これからがスタートになるのかなというふうに思います。

現在、地域公共交通計画が素案ができている状況で、パブリックコメントが取られました。この中に地域公共交通の広域連携強化として、周辺市町、周辺市、それからまちの連携や市域を超える移動に向けて検討する。これは今年度は研究を行うというふうに示されています。ですので、この点からも進めていただきたいというふうには思っています。

今部長の回答にありました施政方針の内容からいきますと、市をまたいでの検討は含まず、あくまでもまほろば号の減便、公共交通空白地域、これ国分台という山手のほうだと思うんですけども、この地域の方をオンデマンド交通などを充実させて市内循環を進めていく、これを検討するということがよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在、策定に向けた検討を行っております地域公共交通計画におきまして、施策の方向性に対応した17の事業を掲げており、その中で周辺市町への連絡や市域を超える移動等について、近隣市町等と連携しながら広域的な移動の利便性を高めることを検討していくことを掲げております。

今年度におきましては、まずは水城・国分周辺等地域の皆様の市内における移動手段の確保ができるような交通モードについて分析実証を重ねてまいりたいと考えておりますが、広域連携の視点も重要であると認識しており、今後も研究を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 先ほど部長のほうからお話がありました地域によってどの駅を利用したのかという調査ですけれども、私もこれを先ほどの計画書の中にありましたので見ましたけれども、平成29年から令和2年度に実施された第5回北部九州圏パーソントリップ調査というのがありまして、そこから抽出されたもので、地域別に鉄道利用駅をまとめたものになっていました。

水城地域については、利用した駅、最も多いのが下大利駅で40%、そして西鉄都府楼前駅では19%、J R水城駅が11%というふうになっています。この数字から見ても、大野城市にある駅、下大利駅、それからJ R水城駅を利用したいという水城地域の方が51%いらっしゃるというような数字になるかと思います。この方々が今そこに行きづらくなっているというところでは、この数字も含めて積極的に重点事業としてぜひ研究、早急に手をつけていただきたいというふうに思います。

加えて申し上げますと、大佐野地域では下大利駅を利用したいという方が25%、J R水城駅が36%となっております、こちらの地域でも大野城市の駅を利用したいという方が多いという数字が見えました。これも国分・水城地域だけではないんだなということを気づいたところでもあります。

太宰府市のほうから大野城市の駅のほうを利用するとなると、太宰府市民にはメリットがある、けれども大野城市から太宰府市のほうに来られる方にはメリットがないのではないかというふうに水城の地元の方も言われる方がいらっしゃいます。なので大野城市を越境するっていうのはなかなか進まないんじゃないかというようなお話を市民の方されるんですけれども、逆に、下大利駅から太宰府市のほうに入っていただいて水城跡、それから国分寺跡、ふれあい館などを回遊して楽しんでいただくと、史跡地を楽しんでいただくルートが大野城市とともにつくっていくというようなことをぜひ一緒に提案をしていただいて、帰りは下大利駅周辺で飲食を楽しむというようなことで提案をしていただきたいというふうに思います。

このような提案ですね、考え方っていうのは、この協議会の中でも何回も出てきているのではないかと思います。そういう意味からも水城・国分地域からの下大利駅への接続は意味があると思いますけれども、この点について市長のほうから施政方針に掲げられた内容については市内での循環をとということでしたけれども、今の地域の方の声も含めて市長の考えられる大野城市との連携についてお伺いできればと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほどですね、担当部長のほうからの回答にもありましたが、こちらの水城・国分地域につきましては実は私も地元で、神武議員さんも地元でございますけど私も地元でございます、日常生活の中におきましてこの下大利文化圏といいますか、下大利の駅周辺ですね、こちらについては生活圏を共有するところが多くございます。そして、この交通モ

ード問わずですね、太宰府市から大野城市、大野城市から太宰府市というふうに市域をまたぐこの移動につきましては、地域ニーズもあるというふうには感じております。

太宰府市と大野城市の双方向での行き来といいますか、広域連携の必要性につきましても十分認識をしておりますが、相手があることでございますので、今後前向きな協議、連携を視野に調査研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 近隣との広域連携は、どちらから話を持っていくかっていうことはあると思うんですけども、先ほどの長谷川議員のお話でも筑紫野市との協議があったりだとかいうこともお聞きしましたけれども、どちらから話を持っていくかっていうのはちょっといろいろあるかもしれませんけれども、ぜひ太宰府市民の外出の保障、それから生活を豊かにするという点からですね、ぜひ協議をこちらから働きかけをしていただきたいということをお願いいたしまして、1項目めを終わります。

次に、2項目め、施政方針の中からですけれども、人権センター等の整備についてです。

これまでこの人権センターについては何度か質問をさせていただきました。3月議会での笠利議員の代表質問の中で、公共施設等総合管理計画の中で施設再編の方向性は近接型1として取りまとめているというふうに回答がありました。これは人権センターとしているエリアを一つにしますということと理解をしております。

資料を配付させていただいていますけれども、これが人権センターとしている場所になりますけれども、人権センター条例の中にあるのが南児童館、南隣保館、そして右のほうにあります南体育館になります。この人権センターのエリアを一つにしますというふうに私は受け取っているんですけども、このエリアの位置づけや在り方について、これを再構築する絶好のタイミングだというふうに思います。これまでの人権センターの目的を、市民にとっての施設の価値や位置づけを検討するべきときではないかと思っております。

先ほど三つの施設があるというふうに申し上げましたけれども、南体育館は近接型の1のくくりには入っていないので、今回はちょっと横に置きます。南児童館については、昨年11月の一般質問で取り上げまして、これが児童館を社会福祉法の施設ではなく、こども基本法が制定されて児童館の重要性が取り上げられておりますので、児童福祉法にのっとった施設として見直すべきではないかというふうに要望をしているところです。

そしてもう一つが南隣保館です。この隣保館については、今まで質問等取り上げたことがありませんでしたので、ここで少しお聞きしたいというふうに思います。

隣保館事業は、国の同和対策事業特別措置法がこの同和地域住民の環境改善や福祉向上が進んだことから、この特別措置法が失効をして、平成14年に厚生労働省が隣保館設置運営要綱を定めています。この要綱の目的には、地域社会全体の中で福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のために各種事業を総合的に行うというふうになっております。

この平成14年に厚労省が出した要綱に沿って、このタイミングで南隣保館をコミュニティセンターという位置づけに変更しなかったのはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 本市では、平成14年4月1日からの条例を改正をしております。

これまでの解放センターというところから人権センターというところで現在位置づけているところでございます。

設置目的につきましては、先ほどご回答いたしましたとおり、条例で定められている地域住民及びその周辺地域の住民に対して、生活の改善及び向上を図り、もって社会福祉の増進及び人権同和問題の速やかな解決に資することを目的として、事業の推進を図っているところでございます。

なお、条例に規定しております人権センターの事業といたしまして、地域交流事業等も既に実施をしております。また市が関係する福祉事業、教育委員会が取り組む人権講座「ひまわり」などにおきましては、周辺地域住民及び広く市民にも参加を周知をしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 平成14年4月1日の条例改正の際に、社会福祉の増進及び人権同和問題の速やかな解決に資することを目的として、この人権センターを設置するというふうに改正されたというふうに思います。

ですので、コミュニティセンターとして地域住民の方も利用できるということにはなっていますが、同和地域の方たちを対象とした施設ということは文書上残っているのではないかとこのように解釈をしております。特別措置法が失効して、一般施策に移行する際に残ってしまったのではないかとこのように思います。ここ隣保館では、今もこの地域住民の方が様々な事業を受けています。

先ほど部長からコミュニティセンターとしてというようにお話がありましたけれども、地域限定はしていないとはいえ、利用者の数ですね、利用している人数などから見て、そういうふうにある特定の方が主に利用しているというように施設になっているのではないかとこのように読み取れます。この施設の在り方については議論がされていないというふうに思います。

2024年の一般質問では、一般施策に移行する際、この平成14年のときですけれども、そのときに在り方について議論がされたというふうに認識しているというふうに回答がありましたけれども、それから30年が過ぎようとしています。人権センター、この条例の中にもありますが、運営協議会というのがありますが現在休止中です。長らく開催されていないというふうに思いますけれども、これは市長が諮問することがなかったので開かれなかったのではないかとこのように思いますけれども、このことについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 南隣保館、南児童館の運営におきましては、平成18年度より社会福祉法人に

業務を委託しておりまして、以降、連絡会議など必要に応じまして関係課と協議を行っているところでございます。

今後運営におきまして、諮問の必要が生じた際には、この審議会の開催について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 今も同和問題は人権問題の一つというふうに取り扱っていかねばならない時期ではないかというふうに思います。

先ほど部長の回答にありました人権を特定の課題に限定して捉えるものではなくということ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある方、同等に扱うということが認識しているというような回答がありましたけれども、そういうことであればこの人権センター自体をやはり検討し直す、考え直すときにあるのではないかというふうに思います。

ですので、今回の施設の整備検討については、他の人権問題解決に資する在り方、エリアづくりから検討していただきたいというふうに思います。公共施設等総合管理計画の中で、近接型1としてくくって検討をされています。公共施設再編検討支援業務が昨年度行われまして、業者のほうから報告書が上がってきていましたが、その報告書の中を見ますと、公共施設検討会、これが庁舎内で行われていたようですけれども、この検討会は管財課、人権政策課、保育児童課、これは今人権センター、このエリアに関わる所管課で構成された検討会となっていました。これは集約のイメージを検討するにしても、人権問題の幅は広がらなかったのではないかというふうに思っています。

この報告書が提出をされ、検討委員会がこれから立ち上げるというような施政方針があったんですけれども、この検討委員会の構成ですね、人権問題を抱える様々な市民団体、個人の方に広く呼びかけていただいて、この検討を進めていただきたいというふうに考えますけれども、この委員会の構成について伺いたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 委員会は10人以内の委員をもって組織をいたしまして、識見を有する者が2名、その他市長が適当と認める者が8人という構成でございまして、現在選任について準備を進めているところでございます。

もう少し申し上げますと、識見を有する者は、例えば建築分野は地域政策に精通した学識経験者、その他市長が適当と認める者につきましては、例えば自治会、民生児童委員、市民公募、保健福祉関連、人権関連、福祉分野、地域の大学等を現在想定をしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 市長が適当と考える者ということで、8名枠があるということで中身を示していただきましたけれども、先ほどから申し上げております人権問題に関わる方、団体、女性問題の活動されている方、また障がい者団体の方もいらっしゃると思いますので、そういうところで様々なご意見を聞いた上で、この構成を進めていただきたいというふうに思います。市長

のご回答をいただきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほどの検討委員会の委員の構成でございますが、部長のほうからも説明がありましたとおり、市長枠ということで8名ですね。この意味するところはですね、やっぱり広くいろんな方々に入っていただきたいという思いからそういう構成になっております。

先ほどその構成のメンバーといいますか、そういうどういう方々かっていうのも先ほどありましたけど、専門的分野、地域、福祉、そして一般市民、そしてまた施設をやはり知っている方々、現場の方々といいますかそういった方々のいろんな様々なご意見、視点からですね、議論をいただきたいというふうに思っておりますので、いろんな方々が入っていただいて検討をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） この人権センターエリアですけれども、いろいろ様々な自治体でどういうふうなつくりをしていくかということはあるんですけれども、見ましたけれども、子どもの人権、今条例制定の準備をされていますけれども、やはり権利救済というところでは必要な窓口を設置することを望まれている団体さんもあります。春日市の須玖保育園には児童館が隣接をしてまして、一体化されているというような建物もあります。そこで子どもたちの様子も見ながら、どんな問題があるのかというような聞き取りもできるというような施設にもなっております。

南保育所では、人権保育が長らく続いています。ここで親も人権を学んだ。そして子どもたちも人権というものを体感をして育ってきたという歴史もあります。いこいの家の活用についてはデイサービス施設がありますけれども、これについても高齢者の施設というところでは、どんなふうに地域の方ですね、ここの地域限らず、市民の方がどんなふうに使いたいのかというようなことも検討の中に入れていただきたいというふうに思います。

また、社会福祉協議会、ルミナス、これは福祉分野、そして女性問題分野というところでの統合も考えられなくはないですし、人権エリアとして考えるのであれば、検討する余地はあるのではないかとこのように思います。このようなことを含めて、しっかりと新しい人権センターの在り方について、じっくりと取り組んでいただきたいことを要望いたします。

2件目をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、本市の生活保護受給者の現状につきましては、令和7年度末が785世帯914人であり、令和4年度末の709世帯860人と比較しますと世帯数で約10.7%、人数で約6.3%増加しております。また、生活保護世帯の内訳といたしまして、令和7年度末では、65歳以上のみの方で構成された「高齢者世帯」が374世帯、病気やけがで働くことができ

ない「傷病者世帯」が155世帯、身体や精神に障がいがある「障害者世帯」が119世帯、「母子世帯」が27世帯、「その他の世帯」が110世帯であり、令和4年度末と比較いたしますとそれぞれ、高齢者世帯が10%の増、傷病者世帯が18.3%の増、障害者世帯が5.3%の増、母子世帯が12.9%の減、その他の世帯が17.0%の増、と母子世帯を除き増加している現状であります。

次に、2項目めについてですが、令和7年度の生活保護に関する相談件数につきましては434件、その後保護申請に至った件数は135件となっており、令和4年度の相談件数248件、申請件数112件より相談件数が75%の増、申請件数が20.5%の増となっております。

申請理由につきまして、令和7年度におきましては、世帯主の傷病のためが40件で一番多く、次に預貯金等の減少・喪失のためが32件、次に他市町村からの転入が22件などとなっております。

相談や申請内容の多くは、年金を受給していない、または金額が少ない方が介護が必要となり施設に入所する場合や、病気やけがなどで仕事を継続できなくなった方などからの相談であります。それに加え、本市における個別の事情としましては、市内には精神医療センターがあり、精神疾患などにより就労が困難な方が通院に便利な市内のアパートに居住するという場合がございします。また、市内には保護観察所の委託保護を受けている方が一時的に住まわれる自立準備ホームがあり、その方が退所する際に近隣のアパートに転居する場合などがあります。

次に、3項目めについてですが、生活保護制度につきましては、国の法定受託事務となっておりますので、国が一定の基準を定めており、必要に応じ、基準等の見直しが行われているものと認識しております。本市独自に制度や審査基準を設けることは基本的にできませんが、自動車保有に関する細かな容認基準などにつきましては、事務要領を作成し運用しているところでございます。

次に、4項目めについてですが、議員ご指摘の保護受給者であることだけを理由に不動産業者から不当な扱いを受けたとする相談については現時点で把握しておりませんが、過去に家賃を滞納していた経験のある保護受給者が、保証会社の承認が下りず住居を借りられなかったという事例はございます。

また、病院窓口の対応につきましては、保護受給者は医療扶助が適用され基本的に窓口での負担はございませんが、会計の際に「あなたは生活保護だから支払いはありません」などと、近くの人に聞こえる声で言われ嫌な思いをしたとの相談を受けております。

いずれにいたしましても、生活保護制度につきましては、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記された憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとしておりますことから、生活保護受給者の人権につきましても、様々な機会を通じて、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 太宰府市の今の生活保護受給者、まずそこに至る世帯の方の様子がよく分かりました。憲法25条も読み上げていただきまして、やはりここに影響して生活保護制度を利用して、市民の方への相談にも乗っていただきたいなというふうに改めて思ったところです。

先ほどの相談件数が増えて75%も増えてます。それから利用者も増えている。10%増えたというような回答がありましたけれども、コロナ禍すぐは様々コロナの影響ありましたし、今その物価高でとかですね、いろんな状況も絡み合っこのような数字になってきていると思うんですけども、対応されている生活支援課のほうで、実際に窓口に来られた方のまず聞き取りなど行われると思いますし、その後、受給が決まればその方を定期的に訪問するというようなことをされていると思うんですけども、実際に今そのケースワーカーの配置がどのようになっているかということをお聞きしたいんですが、社会福祉法においては太宰府市支部においては、80世帯に1人ということが国の標準と定められていますけれども、太宰府市では国基準で対応できているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ケースワーカーの数についてでございますが、議員ご指摘のとおり、社会福祉法第16条において、市に設置する福祉事務所にしましてはケースワーカー1人につき80世帯となっておりますが、現在標準数には達していない状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 今1人当たり何世帯持つてあるっていう数字は出ますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 失礼しました。令和7年度末現在はですね、平均いたしまして約98世帯となっております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） ケースワーカー1人、職員さん1人当たり98世帯持たれているというように、国基準を大きく上回っています。全国的にこのケースワーカーの方の負担、精神的にもやはり重たいご相談を受けることもありますので、なかなか仕事も続かないというようなことも言われています。

この人員配置については、国が補償をしています。社会福祉法の標準数を踏まえて必要な交付税措置が行われていますので、この点については国基準の1人80世帯に近づくような人員配置を求めたいと思います。これは要望しておきます。

2項目めです。窓口相談にこられた方が令和7年度の3月末の時点で434件、そして申請が135件というふうに加えてありますけれども、申請数が少ないんじゃないかと、相談数に対してっていうふうにも見れるんですけども、生活保護申請は生活保護を利用したいという方であれば誰でも申請をすることができますし、その際の審査書類について必要書類の添付は要らないということを厚生労働省のホームページでも広報されています。このことが市民の方が

知られているのかっていうところですけども、実際に窓口でこのような申請を受け付けられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 生活保護の申請についてでございますが、生活保護の実施要領でありますとか、各種通知に基づき申請のほうを行っている状況でございます。

必要書類につきましては、申請時に必ず提出しなければならないということはありません。審査を迅速かつ正確に行い生活保護の決定ができるように、審査時に必要な書類につきましては、申請以降できるだけ早い時期にご提出をお願いするようにしております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 3項目めです。自治体ごとの独自設計ができるのかということなんですけれども、国の事業ですので、なかなか自治体で上乗せっていうところは難しいところではあるかと思いますが、先ほどの自動車の保有については自治体ごとそれぞれ相談の内容についてですね、きちんと聞き取りを行った上で必要であればそのまま保有が可能であるというような判断をされているというところも増えてきているようです。

市民の方が生活が苦しくなって、経済的に逼迫したときにですね、生活保護の窓口で相談を試みようと思うときにハードルになってることがあります。先ほどの自動車を手放さないといけないのではないかということ、それから親族に知られることになるのではないかと、連絡がいくのではないかとということ、それから持家を処分しないといけないのではないかというようなことがあると思います。自動車については先ほどご回答いただきましたけれども、親族への照会を実際行っているのか。それからもう一つ、持家の処分について、このことについて市民から相談があったときに、私がお伝えするとしたらどのようにお話をしたらいいのか、簡潔に教えていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） まずはですね、扶養親族に対する調査につきましてでございますが、生活保護の実施要領でありますとか各種通知に基づきましてその分は行っております。

その中でも未成熟なお子さんの親などにつきましては、「重点的扶養義務者」というふうにされておまして、毎年、年1回、扶養義務調査をすることになっております。

また、暴力や虐待を受けられた相手方や相続を巡り対立している方、生活保護受給者の方など、特別な事情がありまして明らかに扶養することが期待できない方につきましては調査を行わないことができることとなっております。

また、持家についてでございますが、持家があるということで保護の申請ができないという実態は特にはございませんが、借家の方に支給されている家賃等で住宅扶助というのがございますが、持家の方については住宅扶助の対象とはなりません。

また、住宅ローンが残っている場合につきましては、結果として生活に充てるべき保護費か

らローンの返済を行ってしまうことになりますので、原則として生活保護の適用とはなりません。

また、65歳以上の方で、ある一定以上の固定資産評価額がある物件をお持ちの方につきましては、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度に、いわゆる要保護世帯向けの不動産担保型生活資金、いわゆるリバースモーゲージの申請を促すことになるということになります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） ありがとうございます。

この生活保護を申請するに当たって、太宰府市のホームページを見たりされている方がやはり多いです。ホームページにはこう書いてあるんだけど載ってなくて、これはどうなのかなというようなお話を聞くことがあるんですけども、実際に窓口に行くと生活保護のしおりっていうのをいただけるんですけども、このしおりまでホームページに載せて、そこで理解していただくと。そして、これだったら相談にちょっと行けそうだなというふうにしていたきたいなというふうに思います。これは要望です。これが結局相談件数が増えるということにはなると思うんですけども、ケースワーカーさんを増やしていただきたいとします。

4件目についてですけども、生活保護を受けるということは、やはりその方にとってはまだまだスティグマを感じて烙印を押されたというような意識にもなりますし、また負い目を感じているという方が少なくありません。

先ほど病院でとか不動産屋さんとかいうようなお話、窓口でもあつてるっていうようなことでしたけれども、人権講座「ひまわり」が毎年取り組まれていますけれども、今年も始まるようにご案内いただいております。いま一度、企業さんやそれから事業者向けの研修ですね。人権問題の正しい理解と認識についても力を入れていただくということでお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番學田久美子議員の一般質問を許可します。

〔13番 學田久美子議員 登壇〕

○13番（學田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問いたします。

1件目は、市有地の活用についてです。

令和7年9月定例会で、坂本地区にあります市有地を公園や広場として、また、バスカットを整備して活用してはどうかと質問をいたしました。その際、都市整備部長からは、公園の設置に関して、行政区からの要望等を踏まえながら市内全体の公園の設置状況、バランスに配慮しつつ検討していく。また、バスカットについても、渋滞緩和策の効果なども検討しながら調査研究をしていきたいとの回答でございました。

その後、公園やバスカットについて調査研究はどのように進められたのでしょうか。進捗状況をお伺いいたします。

2件目は、牛乳給食についてです。

福岡市教育委員会が、令和8年度中に市立小中学校の給食で提供している牛乳を月に1回、2回、お茶などの別の飲料に替える、牛乳を提供しない日を導入するという新聞記事を拝見しました。

現在、月に1回牛乳に替えてお茶の提供を実施されているようです。しかし、義務教育である9年間においては、栄養素、特にカルシウムの摂取量を考慮すると、牛乳給食はなくすべきではないと考え、今回の質問をさせていただきます。

そこで、市長は学校給食において牛乳を提供しない日を設けることについてどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

以上、再質問は、議員発言席で行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは1件目についてご回答いたします。

令和7年9月定例会で議員よりご提案がありました坂本地区の市有地につきましては、公園や広場としての活用の可能性を検討するため、土地の形状や面積、周辺環境などを踏まえた整備に必要な調査を進めてまいりました。

その中で、道路との高さを合わせるための地上げや隣接地との境界に擁壁の設置等が必要になりますので、それらの概算費用の算出を行ったところ多くの予算が必要となることが判明いたしました。

一方で、公園や広場を新設する際には、市内全域の公園等の設置状況を考慮する必要があります。特に坂本区につきましては、既に3か所の都市公園があり、その中でも令和7年度に令和の都小正府公園が供用開始されたばかりですので、他の自治会とのバランスも考慮しながら、慎重に検討を進めてまいります。

また、バスカットの整備につきましては、県道の坂本1丁目交差点から国道の洗出交差点までの信号間の距離が約130メートルと短く、片側のみの整備では渋滞対策の効果が限定的であるため、費用対効果の面からも厳しい状況ではないかと考えているところであります。

今後は、地元自治会の意向を確認しながら、様々な利用方法も含めて引き続き調査研究してまいります。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 13番學田久美子議員。

○13番（靱田久美子議員） ご回答ありがとうございます。

先ほど今部長からできない理由をお聞きしましたが、予算を必要とするということだったんですけれども、私がこの市有地については狭い市有地でございまして、その地域のところには空き地っていうのがありませんので、その観点から公園や空き地をつくってくださいということで要望をしておりました。

回答には、もうとにかく予算がない。それとか、そこの坂本地区には三つの大きな都市公園があるとか、私は大きな公園をつくってほしいということではなくて、その場所をご存じですかね。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の市有地につきましては、坂本1丁目の洗出の交差点から坂本1丁目の交差点のところですね、ちょっと低くなっているところの場所ということは認識しております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 13番學田久美子議員。

○13番（靱田久美子議員） あの周辺の地元の方からずっと要望がございまして、あの近くには空き地っていう空き地もないし、あそこが市有地だということで草がもう刈れてなかったんですよ。私が一般質問したときの何日か後にあそこきれいになりました。言って市有地を草を刈り取るようなことだったので、よく調査をされてないんだろうな、草をもう刈り終わったので動くかもしれないなと思いながらしょっちゅうあそこを通っておりました。私はあそこを通るたびにですね、西鉄大牟田線、昔で言えば太宰府3号線はこっちですから、バイパスの高架の下になりますからバイパスだろうと思いますけど、もう旧バイパスだろうと思いますけど、その部分と3号線に当たるところに、結局信号機が踏切も踏まえますと三つあるわけですよ。それを、間をバスが路線が通ってるんです。

左側の3号線に向かったら、左側はバスが停留所がもう本当、路側帯も狭いんです。右側にも歩道はありますけれども、本当に車が離合できない。あそこはもう本当に踏切が開かずの踏切ではないんですけれども、西鉄大牟田線の信号機で車は渋滞してる。そういうところであの市有地はもったいないと思ったんですよ。市有地をそのまま草を刈らずに置いとくのか。それとも、そういうのはバスカットにして少しでも広くしていただきたいなということで、私は一般質問をさせていただきました。

もうとにかく予算がないともう言うことばかりで回答になっておりますけれども、私は都市公園、あそこの近くにそういうふうに広場があれば、私は今回の一般質問にはならなかったんですけれども、防災の観点から言いますと私も防災士をしておりますのでいろんなところで講話をするときに、地震が起きたら家のことがもう安定したら外に出て行きなさいと。家が潰れてはもう困りますので、まずはマンションにおられる方も一回外に出ましようって。地震が起

きたらすぐに出入口は開けて、そして広い敷地に行きなさいということを言ってるんですけど、やっぱり坂本公園、先ほども部長もおっしゃったように、もう分かってあると思いますけれども、あの辺はもう空き地がないんですよ。空き地がないから私はそういうふうな公園を広場として人が集められるような広場をつくってほしいということでお願いしたわけです。

もう結果はもうできないということですので、この結果につきましては、またしつこく質問させていただきたいと思いますが、最近ですね、山火事とか地震はもちろんですけども、もう何かあるときに地震があったときは特にですね、広い広場に行きましょう、あっちに行きましょう、グラウンドに行きましょうっていうことを言ってるから、住民の方たちは広い場所がないということをもう一度ここで住民の立場にかえて言うておきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、バスカットにつきましても本当にあそこが渋滞しているということはよく分かってあると思いますが、市有地をとにかく利用していかないと、そのまま置いとったってもったいないじゃないですか。それと私が今回あのときに質問してなかったんですけど、そのときに部長が防災力も含めて公園を向上にも効果があるように考えているということを言われました。

そこでですね、そこに私は今回ですね、今月の1月から太宰府市をはじめとして雨も降らず、2024年2月以来、約2年振りのダムの貯水率が27.2%、24年の最低値の30.7%を既に下回りました今回。15日は国や県の連絡会が行われて、福岡地区水道企業団では15%にも減らすなど方針が決められて、筑後川水系渇水対策本部が設置されましたことはご存じかと思います。

市役所でもですね、市民の節水にご協力をお願いされて、広報車も本当に出されておりました。どうかですね本当に恵みの雨と思いましたがけれども、断水には至らなかったことはよかったと思っております。

そこでですね、その部分を空き地でもできない、バスカットもできないっていうのであれば、こういうふうな火事とかあった場合にはですね、防災力にはやっぱり水が一番必要だと思っております。

それで、私たちの生活に欠かせない多機能な存在の水でございます。そのためにその広場に防火水槽等をつくってはみてはどうかと提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（小畠真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 防火水槽という点で、私のほうからちょっとご回答させていただきたいと思ひます。

まず、議員おっしゃってます防火水槽ということなんですけれども、防災の観点から言うと、どちらかと言うと消火栓の補助的な位置づけとされております。

ただ、災害等で消火栓が利用できなくなった場合なども想定されますので、そういった場合は防火水槽の水が非常に重要な役割を担ってくるのではないかと考えられております。

なおですね、新たに設置するということになりますと、かなり広いスペースが実は必要とな

ってまいりまして、そういったことも含めて市内に計画的に位置等を見ながら配置していく必要があるというものだというふうに考えております。

議員ご提案の当該地への市有地への設置ということですが、その現地も大きさ等も見まして、設置に当たりましては防火水槽そのもののスペースに加えて、いわゆる工事をするための作業スペースというのにも必要になってまいります。

ということでいろいろ計算をしますとですね、そのまま防火水槽を設置するっていうのはちょっと当該地ではちょっと難しいものがあるかなというふうにちょっと考えておるところです。

○議長（小島真由美議員） 13番學田久美子議員。

○13番（靫田久美子議員） ちょっと非常に残念でございます。

防災力、先ほどから何回も言いますが、あの近辺で火事があったら消火栓で賄うっていうことをされてますけど、今回みたいにまた湧水が出た場合にどうして水を得ることができるでしょうか。やはりそういうふうな小さい防火水槽でもいいので、何かあったときにはその市有地を何か活用していただきたいと思ったので、今回検討してみますという答えが出るかなと思ったけれども、もうあの場所には設置できないということを聞きました。

やはり市民の生活、市民の安全安心を守っていくのが防災力の中にも一つであると思います。私も消防を消防団として20何年間頑張っております。そうした場合に火事があった場合には、やはり水が一番大事なんです。人も要りますけれども、機械も要りますけども、水が一番大事なんです。こういうふうな今回の湧水もありましたので、水はやっぱ貯蓄、貯水しておかなきゃいけないと思っておりますので、できないではなくてどうにか考えていただきたいと思っております。

今回副市長、総務におられたときのことをよく覚えておりますけども、今回私の防火水槽についてはどういうふうな考えをお持ちか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 副市長。

○副市長（石田宏二） ご提案ありがとうございます。防火水槽につきましてはですね、この今學田議員がご提案いただいている場所の近くに防火水槽があるということが1点と、先ほど来から担当部長がお話ししておりますように、その防火水槽を掘るに当たっての作業スペースがどうしても取れないと、技術的なことで設置できないというところがございますので、そこら辺のところはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 13番學田久美子議員。

○13番（靫田久美子議員） ということは、あの市有地については、もう今から草が生えてもう何もしないということで、そういうふうな受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） あの市有地につきましては、先ほどの回答の中でも申し上げましたが、今後とも地元自治会の意向を確認しながら様々な利用方法も含めてで

すね、引き続き調査研究してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 13番學田久美子議員。

○13番（靱田久美子議員） 1件目は残念な回答でございましたけれども、1件目はこれで終わりたいと思います。

2件目をお願いします。

○教育長（井上和信） 2件目について、市長の考えをとということでしたけれども、学校給食に関することですので、私からご回答させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、福岡市においては今年の4月から中学校で、6月から小学校で、月に1回、牛乳の代わりに緑茶を提供するという報道がありました。これは、牛乳の提供を月に1回減らすことで不足するエネルギーやカルシウムについては、月全体の給食で必要とされる栄養を摂取するということになります。

本市における学校給食の献立は、学校給食法に基づき学校給食の標準的な栄養価を示した学校給食摂取基準を基に各学校に勤務している栄養教諭が協力して作成しております。その学校給食摂取基準には、カルシウムの栄養補給源として牛乳が位置づけられており、給食に組み込むことが推奨されているため、本市における小中学校の給食には必ず牛乳を提供しております。

以上のことから、今後も国の学校給食摂取基準にのっとり、栄養バランス、食品の調達、予算、アレルギー対応など様々な状況を考慮した上で、牛乳を含むおいしい学校給食を提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 13番學田久美子議員。

○13番（靱田久美子議員） 前向きな回答ありがとうございました。安心しました。

先ほども言いましたように、この牛乳なしの導入ってということで、福岡市の市長が一声でこの牛乳なしの日をつくるということで、その新聞を見たときにそのときは前市長の楠田市長でございました。もうこのときに楠田市長に一般質問と思いましたが、これがもう12月だったから改選時期だったので、質問をできずに今になってしまいました。新市長はそんなことはないと思ったんですけども、もう一度確認のために今回この質問をさせていただきました。

それで市長の一声で牛乳がなくなる日がある、できるんだということをこの新聞で見ましたが、今現在も実施されておりますので、もう心配で心配でたまらなかったんですね。私は自分のことになりますけれども、兄妹5人おります。5人目の一番末っ子でございます。ゼロ歳から私は牛乳を飲んで、母の乳が足らなくて今牛乳で育ったと言えます。だからこういうふうな体になりました。

やっぱ牛乳というのは、もう小学校から私もずっと今も飲んでます。でもやはり今の子どもたちは学校給食でカルシウムを本当に摂っていると思います。やっぱり牛乳も摂れない、家庭の冷蔵庫にも牛乳がない子どもたちもいるかと思います。やはりそういうようなところは9年間

の義務教育でこのカルシウムを補充していただけると本当にその子どもたちが大人になって、私も今大人になって本当に牛乳のありがたさというのが分かりました。

その一番初めの、去年の新聞にですね、昨年の10月の牛乳なしの日の導入をここの私たち今、太宰府で取っております永利牛乳のほうに福岡市の教育委員会から連絡があったそうです。それで、酪農農家も生産業界もこの言葉を聞いて、もう簡単に和食に合わないから要らないとか言われたのでは、やはりもう残念でしたというコメントが出ておりました。それで私のところも太宰府市も永利牛乳だったので、これがもしも太宰府の前の前市長でまた変えられたら困るなと思いつつも、この記事についてはもう何回も新聞に出まして、今日の朝の新聞にも朝刊に載っておりました。

やはりその結果は、お茶の飲み残しがものすごくあるということで、コストも牛乳のほうが高い、お茶は高いということで、結果はどんどん何か私から見たらやっぱし牛乳が良かったんだという結果になりましたけれども、これはよその市の問題ですけれども、これを太宰府市に持ってきてもらったら困るなと思って今回の質問をさせていただきました。

ぜひですね市長、いろんな問題がかかってくると思いますけれども、子どもたちのためにはですね、やはり小学校、中学校の今度も完全給食になったのは、誰ももう子ども1人が給食を同じものを食べさせてあげたかったからこそ、学校給食をしてほしいというのが私の一つの意見でございました。今度また牛乳給食につきましても、またこういうふうなものを講じられると困りますので、今、スムーズにいつても学校給食、完全給食ですので、その中身をもう今先ほど言われたように、栄養士さんやら学校の先生とかいろんな市の教育委員会も本当に頑張られてますので、何かありましたときにはこういうふうなことがないようにですね、されないと分かっていますけれども、もしかしてという場合もありますので、もう本当にコストも高いということで牛乳が一番安全だということでカルシウムも摂取されますので、変えられないようにほかの市に先導されないようにお願いしたいと思います。

市長すみません、最後をお願いします。大丈夫だと思いますけど。

○議長（小畠真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ありがとうございます。ご指名をいただきました。

まず、決してですね、お茶を否定するわけではございませんが、先ほど教育長が言われたとおり、学校給食においてはやはり栄養基準、学校給食摂取基準がございますけど、こういうやっぱり栄養というところにやっぱり一番に重点を置いて考えていかなければいけないと思っています。

これは私の個人的な見解でございますが、私としてはこういうものにつきましては、現場、学校のほうですね、教育委員会をはじめ、そして学校の現場の方々の意見を一番に尊重させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小畠真由美議員） 13番學田久美子議員。

○13番（靱田久美子議員） 安心しました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 13番靱田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場礼子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付いたしておりますのでお知らせいたします。

6番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔6番 馬場礼子議員 登壇〕

○6番（馬場礼子議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件質問いたします。

1件目、単身高齢者等の居住支援のための居住支援協議会設置と居住サポート住宅制度導入について。

最近、市民の皆様から、あそこもここもあちらも単身高齢者が暮らしている。買物や簡単な作業は近隣住民で支え合っているが、いつまでも続けられるものではない。単身高齢者が安心して暮らせる住まいを整備してほしいといった切実な声を伺う機会が増えております。

こうした課題に対応するため、国は平成19年（2007年）住宅セーフティネット法を制定し、高齢者や障がい者、低所得者、ひとり親世帯など、住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援するため、自治体や不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等が連携する居住支援協議会を制度化しました。

さらに、令和7年（2025年）の法改正では、住宅の提供に加え、見守りや安否確認、生活相談などを一体的に行う居住サポート住宅制度が創設され、超高齢社会における重要な受皿として期待されております。

つまり国は、20年近く前から住宅確保要配慮者への支援の必要性を認識し、制度整備を進めてきましたが、本市では居住支援協議会は設置されておらず、居住サポート住宅についても具体的な受皿がこれからの状況であります。

また、単身高齢者が住み続ける住宅は、将来的には管理不全空き家や空き家予備軍となる可能性もあります。空き家対策の観点からも、居住者が要介護状態になる前や生活に不安を感じ始めた段階で見守り、生活支援を受けられる住宅へ円滑に住み替えて、空き家減少につながる仕組みを整えていくことが重要ではないでしょうか。

これからの時代は、住まいと福祉を別々に考えるのではなく、一体的に支援していく視点が必要です。居住支援協議会を核として、居住サポート住宅の整備や支援体制の構築を進めるこ

とは、高齢者福祉の充実と空き家対策の両面から重要な施策であると考えます。

以上を踏まえ、4項目質問いたします。

1項目め、居住支援協議会設置と居住サポート住宅制度導入に際し、現状と課題について3点伺います。

1点目、住宅確保要配慮者からの住宅相談の件数、内容、支援の現状について伺います。

2点目、民間賃貸への入居や生活費に対する現行体制の課題認識について伺います。

3点目、民間居住支援法人や不動産関係団体との連携の現状、今後の組織的連携の必要性について伺います。

2項目め、居住支援協議会の必要性と連携ほか、体制整備について2点伺います。

1点目、居住支援協議会設置の必要性に対する市の認識について伺います。

2点目、居住支援協議会設置に向けた現在の具体的な検討状況について伺います。

3項目め、居住サポート住宅制度導入について3点伺います。

1点目、居住サポート住宅制度に対する市の認識と導入に向けた対応について伺います。

2点目、制度導入を見据え、今後、高齢者が安心して暮らすための見守り、安否確認、生活相談、家賃債務保証などの支援体制構築について伺います。

3点目、本制度導入により、単身高齢者の円滑な住み替え促進及び空き家予防対策との連動について伺います。

4項目め、居住支援協議会の設置と、居住サポート住宅制度の導入に関する市長の見解について伺います。

2点目、まほろば号の運賃と、まほろば号内山線の運行体制及び受益者負担について。

まほろば号は平成10年（1998年）に運行が開始されました。平成14年（2002年）に運賃が改定され、以後24年にわたり現在の全区間100円運賃が維持されています。

しかしこの間、燃料費や人件費、車両維持費など、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、市の負担も年々増加しております。持続可能な公共交通という観点から、運賃の在り方について検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。

また、市ではA I オンデマンド交通「のるーと太宰府」の実証運行も進められておりますが、市民からは300円という運賃は高いとの声も聞かれます。一方で、まほろば号は距離に関係なく100円で利用できる状況であるため、利用者負担の在り方についての議論も必要ではないかと考えます。

さらに、まほろば号内山線については、竈門神社への観光利用が大きく影響しているものと考えております。現在のまほろば号内山線は、市民利用と観光利用が同じ路線、同じ車両で運行されており、利用実態を踏まえた受益者負担や運行体制の検討が必要であると考えます。

観光利用によって路線が支えられているのであれば、観光客向け運賃の設定や、市民向け便と観光客向け便を分離する2台体制なども検討の余地があるのではないのでしょうか。公共交通は市民の移動手段を守る重要な社会基盤であり、同時に利用者にも適切な負担をお願いすると

いう視点が必要です。

以上を踏まえ、6項目伺います。

1項目め、現在の全区間100円運賃について、市はどのような考えで維持しているのか。また今後も継続していく考えなのか伺います。

2項目め、市全体の公共交通として、市民負担の公平性も踏まえた運賃の平準化・統一化について検討する考えがあるのか伺います。

3項目め、竈門神社への観光客急増に伴う利用実態をどのように分析しているのか伺います。

4項目め、観光客に対する一律100円運賃と受益者負担の在り方についてどのように考えているのか伺います。

5項目め、市民向け便と観光客向け便を切り離す2台体制の導入について、見解を伺います。

6項目め、運賃適正化で得られた財源を公共交通の維持や利便性向上に活用することへの見解を伺います。

以上、ご回答よろしくお願いいたします。再質問は、発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めの1点目についてですが、障がい者やひとり親世帯の住宅に関する市へのご相談はほとんどあっていない状況です。高齢者世帯については、高齢者やそのご家族などから年間1万件以上、様々な相談があっており、その中から住宅に関するご相談を抽出するのは困難なため、正確な件数の把握はできておりませんが、相談事例として、家賃滞納やそれに伴う退去要請、アパート解約に当たっての家財処分、認知機能に問題を抱える方の転居、行方が分からなくなった入居者やその近親者の連絡先の照会などのご相談が年間数件程度寄せられており、法律相談や弁護士相談のご案内、介護保険サービスや介護施設のご案内、居住支援法人のご紹介等による対応を行っております。

また、低額所得者世帯については、直近5年間において年間1件から10件程度の家賃に関するご相談、公営住宅への入居希望、居所を失ったことなどのご相談があっており、家計相談や居住支援法人のご紹介による対応を行っております。

次に、2点目についてですが、本市において、住宅確保要配慮者のお困り事は相談に至らない潜在的なニーズも一定程度存在すると認識しており、単身高齢者の増加、ひとり親や障がいのある方、外国人住民、就労や収入が不安定な若年層など、入居支援と入居後の生活維持の双方に支えを要する層は、今後も増加が見込まれます。入居前の段階では、物件情報や制度情報へのアクセス、入居忌避、連帯保証人や緊急連絡先の確保、初期費用や保証料の負担、審査ハードルの高さ、外国人の方においては、手続における言語の壁などが存在し、また、入居後は見守りや相談先の不明確さ、家賃管理や滞納予防、ごみ出しなどの生活ルールの定着、近隣トラブル対応、孤立やセルフネグレクトへの早期介入、退去時における原状回復、孤独死リスクへの備えなど、様々な課題が想定されます。

次に、3点目についてですが、1点目でも触れましたが、何かしらの理由で転居が必要な時などに居住支援法人を紹介し、連携して対応をした事例もあり、今後、住宅確保要配慮者のお困り事が増加するに当たっては、組織的な連携を検討していく必要があるものと認識しております。

次に、2項目めの1点目についてですが、居住支援協議会とは、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携し、地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進するために、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体、自治体の住宅部局・福祉部局等で構成される会議体で、令和7年10月に施行された「改正住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により、市区町村による設置が努力義務化されたものです。窓口の一本化、住まいの確保、リスク対策、制度の普及や啓発などにおいて効果があるものと認識しております。

次に、2点目についてですが、その効果について認識はしているものの、キーパーソンとなる居住支援法人や不動産業者、福祉事業所の存在、事務局体制の確保という点で課題があり、まだ具体的な検討には至っていない状況でございます。

次に、3項目めの1点目についてですが、居住サポート住宅とは、居住支援法人などが家主と連携し、入居者の日常の安否確認や訪問等による見守り、生活や心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅として、令和7年10月施行の法改正で創設された新たな制度です。家主や居住支援法人、不動産事業者などの賃貸人とサポートの提供を行う社会福祉法人やNPO法人などが策定した居住安定援助計画を市区町村に申請し、市区町村は国土交通省・厚生労働省の共通省令に基づき計画を認定することになりますが、本市においては、現在のところ申請は1件もあっておりません。令和8年5月末現在、認定されている居住サポート住宅は全国で277部屋、福岡県で82部屋とまだ事例が少なく、今後、課題等を見極めていく必要があるものと考えております。

次に、2点目についてですが、ご指摘のとおり全国で単身高齢者世帯が2030年に900万世帯に迫ると見通される中、居住サポート住宅に期待するところもありますが、まだまだこの新たな制度は全国的に浸透しておらず、家主や不動産業者、安否確認や見守りなどのサポートを主に提供する役割と想定されている社会福祉法人やNPO法人等も理解が不足している状況と感じており、今後、事例を通じた課題等を見極めていく必要がある段階と考えております。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、3点目についてですが、本市が進めている空き家等の予防・管理・流通・活用を促進する取組におきましても、高齢者などの住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を確保していくことは、適切な管理などが行われていない空き家等の発生を予防していくことにつながる効果的な取組であると考えております。

そういった中、本市におきましては、現在のところ福祉部局と住宅部局が連携して、県や関係団体とともに住宅セーフティネット制度に係る情報等を共有する取組などを行っているところ

ろです。

今後も引き続き、空き家等の予防・管理・流通・活用を促進する取組について関係団体とのさらなる連携を図りながら、住宅セーフティネット制度について調査研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 次に、4項目めについてですが、居住支援協議会の設立と居住サポート住宅の拡充に関するご提案は、住まいの確保にお困りの方々の安心につながる重要な視点であり、趣旨は十分に理解し、重く受け止めております。入居前後の切れ目ない支援、空き家の活用、地域理解の醸成は、本市にとっても避けて通れない課題です。一方で、拙速な立ち上げによる機能不全は避けなければなりません。

居住支援協議会については、常設の事務局体制やコーディネーター人材の確保、家主・不動産・医療・福祉など多様な関係者の参画、個人情報取り扱いルールなどの課題もございます。

また、居住サポート住宅の拡充に当たっても、見守りや生活支援の担い手、夜間や緊急時の対応、保証や原状回復といったリスク分担、近隣住民の合意や品質管理の仕組みが整ってこそ、入居後の定着につながると認識しております。現時点では、直ちに協議会の設置や居住サポート住宅の拡充に踏み切るのではなく、実効性を担保できるよう段階的な進め方を検討してまいりたいと考えております。

議員ご提案の趣旨は十分に踏まえ、引き続きご意見を伺いながら丁寧に検討を深めてまいりますので、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。思いのほかご丁寧にたくさんご回答いただきましたので、ちょっとスピーディーにいきたいと思います。

まず、今回再質問の際に、昨年神武議員が住まいの保障という一般質問をされており、その議事録を引用した質問を幾つかさせていただきます。

まず、1項目、1点目の再質問をいたします。昨年、高齢者世帯の66%が入居に拒否感を持たれており、民間賃貸の貸手の8割が高齢者の入居を拒否しているというデータがあります。そこで質問ですけれども、本市に寄せられる相談の中でも、実際に何件も不動産会社を回ったが断られたといった切実な相談はどのくらい含まれているのでしょうか。

また、そうした物件が見つからないという強い拒否感の壁に対して、現在の紹介するだけという支援状況で本当にミスマッチは解消できているとお考えなのか、市の認識を伺います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 切実なご相談ということで、現在のところ貸し渋りなどで困っているなどの相談というのはこちらのほうにはあっていないものと認識をしているところでございます。

また、ミスマッチにつきまして、今までこちらのほうにご相談をいただき、おつなぎしたケ

ースにおいては、ミスマッチが生じた事例というのは把握をしていない状況でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。私の元には、もうかなり高齢者の方からこういうふうな住まい、単身高齢者の方からの心配、それとかこれからどうしたらいいかという質問とか苦情がいっぱい来てるので、市のほうにあまり来てないというのがちょっとびっくりでございました。

次に2点目、本市における課題認識について伺います。

昨年的一般質問において、総務部長から長寿命化計画の推計を根拠に、市営住宅の戸数は現在の36戸を維持する方針であるとのことご答弁でした。しかし、一方で民間賃貸住宅市場は、高齢者等入居拒否感が依然として根強く存在しているのが現実です。市営住宅を増やす予定はない、民間の壁も厚いともなれば、そもそも住む場所が見つからないということが、今後さらに増えるのは必然的です。

そこで、この公的住宅の限界と民間市場の壁の間に挟まれた現状を、市は現行体制のまま乗り切れるとお考えなのでしょうか。それとも、決定的な課題として危機感を持たれているのでしょうか、お願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、市営住宅についてでございますが、令和6年3月に太宰府市公営住宅長寿命化計画を策定しており、その中で国土交通省より公表された住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムに基づき、要支援世帯数の推計、その世帯の受皿となる住宅数の推計を行っておるところでございます。

このプログラムの手引につきましては、その中でどうしてもやはり近年の国及び地方公共団体の厳しい財政状況の下では、公営住宅ストックの量的拡大は困難となっておるところで、公営住宅等の供給に当たっては真に住宅に困窮する者への的確な供給が強く求められるようになっているというようなことで記載がございます。

なおかつ、このプログラムが令和3年9月に公表されたものでございますので、住宅セーフティネット法設立後のプログラムになっておるところでございます。そういった中でこのプログラムに基づきまして推計したところ、住宅数につきましては、市営住宅等民間賃貸住宅のうち、低廉な家賃かつ一定の質が確保された住宅を対象としておりまして、推計の結果、要支援世帯数に対して受皿住宅数のほうが上回っているため、まず市営住宅の戸数につきましては現状を維持する方針となっておるところでございます。

あとは民間との連携といったところにつきましては、先ほど健康福祉部長からの回答がございましたが、今後、住宅確保要配慮者のお困り事が増幅するに当たっては、組織的な居住支援法人などとの連携を検討していく必要があるものと認識しておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） どうもありがとうございます。

課題の2点目としてさらに質問します。通告に含めました入居後の生活維持についての再質問です。

大家さんが単身高齢者等を拒む最大の理由は、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納への不安があるということをして市のほうで自ら認められておりました。ですが、現在の市役所の各相談窓口や既存の空き家対策の枠組みでは、大家さんが最も不安視している入居後の見守り、万が一の際の残置物処理、そして家賃保証に対して市が直接的なセーフティネットを提供することができていないというのは、今の現状です。

そこで再質問ですけれども、この入居後のリスクに対する担保がないという点こそが現行体制の最大の限界であり、課題だと考えます。市はこの点をどのように認識し、これまで限界を感じた事例はなかったか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 居住サポート住宅におきましては、居住支援法人などが大家と連携し、安否確認や見守り、福祉サービスへのつながりを行う住宅であり、同住宅の認定を受けるためには、大家や居住支援法人等が居住安定援助計画を策定し、市に認定申請する必要があると思います。

1問目の回答でも述べさせていただきましたが、住宅確保要配慮者の方の入居後は見守り相談先の不明確さ、家賃管理や滞納予防、ごみ出しなどの生活ルールの定着、近隣トラブル対応、孤立やネグレクトへの早期介入、退去時における原状回復、孤独死リスクへの備えなど様々な課題は想定されますが、現時点で関係課のほうで限界を感じたといったところまでの事例は把握をしていない状況でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ありがとうございます。さらに再質問いたします。

昨年、居住支援協議会設立のプロジェクトチームをと神武議員が提案された際も、部局連携を図りながら調査研究する旨の答弁でした。

そこで再質問ですが、現在のように福祉部局と都市整備部局はそれぞれの所管の範囲内だけで相談を受け、情報を処理している現状の体制では、課題に対してのスピーディーな対応は限界があると考えます。市は現在の縦割り体制による限界をどのように認識されてますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 居住に関するご相談につきましては、相談内容が家族内の問題によるもの、生活困窮や高齢化によるもの、財産管理によるものなど様々な要因がございます。相談内容の種類によって可能な部分につきましては部署同士で連携することもできますが、現在、居住支援に関して直ちに組織的に統合した管理体制に移行することは、相談の性質上困難な状

況ではないかと考えており、また、拙速な一元化による機能不全は避ける必要があることから、実効性が担保できるような段階的な進め方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

次3点目、民間団体との連携状況について伺います。

昨年の答弁では、本市が宅建協会をはじめとする4団体と協定を締結し、空き家対策を総合的に進めているとのことでした。確かこの協定は、平成30年に締結していたと認識をしております。

そこで伺いますけれども、この既存の空き家対策の協定の枠組みの中だけで、具体的な物件紹介とか入居支援につながった実績はありますでしょうか。これが単なる空き家の適正管理とか処分という相談にとどまっていたら、要配慮者の住まい探しという居住支援には連動されないんじゃないかと思えますけれども、そうするとせっかくの民間との結びつきというものは宝の持ち腐れになるんだと思います。

連携条項の2点目として、県が指定する居住支援法人についての関係性について伺います。

昨年、市内に2か所の居住支援法人があるとの答弁があり、市役所の窓口もそこを紹介しているとのことでした。しかし、市が単にパンフレットを渡して紹介するだけの関係であれば、それは組織的な連携ではありません。市がこれから地元の居住支援法人と定期的な情報交換とか、個別の困難事例に対する一緒にケース会議を開いたりするような日常的な協力体制とかは、現在構築されているのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 相談が発生した場合の窓口の受付、対応につきましては、それぞれの所管課にて受け付け対応しており、必要に応じて関係課とのケース会議の開催や居住支援法人との連携を図っているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。居住支援法人との連携も図っていらっしゃるということですね、ありがとうございます。

さらに今後の組織的な連携の必要性について伺います。ここまで質問してきましたけれども、市役所の中には複数の福祉窓口があって、外には宅建協会、不動産団体、専門的な居住支援法人が存在しております。それぞれが個別に動いている現状では、高齢者などの住まいの問題には対応し切れないと思います。だからこそ、行政と福祉建築と民間、不動産業者、支援法人がばらばらではなくて、全員が一つのテーブルに着いて情報やリスクを共有する居住支援協議会という組織的なプラットフォームが絶対に不可欠だと考えます。

そこで再質問ですけれども、ばらばらの今現状ではあると思いますが、これらを組織的に統合した協議会をつくらなければ、今後の高齢化社会における居住支援は立ち行かなくなるとい

う必要性について、市はどのように認識されていますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 繰り返しになりますが、居住に関するご相談につきましては、相談内容が家族内の問題によるもの、生活困窮や高齢化によるもの、財産管理によるものなどの様々な要因がございます。相談内容の種類によって可能な部分については、部署同士で連携することも可能ですけれども、現在、居住支援に関して直ちに組織的に統合した管理体制に移行することは、相談の性質上、困難な状況ではないかというふうに考えており、また拙速な一元化による機能不全は避ける必要があることから、実効性が担保できるよう、段階的な進め方を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。先ほどからちょっとそういった直接、居住支援法人に結びつくような、何か相談がないというふうな形で聞こえてくるんですけども、やはりそもそもこういった居住支援協議会とかそういうものが立ち上がってないので、市民の方っていうのはそういう場づくりというんですか、そういったものをご存じないから相談をされないとは私は判断します。

そこで、1 点目の居住支援協議会の必要性に対する認識についての再質問なんですけれども、昨年、県や近隣自治体の取組を参考にしながら調査研究を進めると答弁されておりました。あれから 1 年経過しました。この 1 年間でどのような調査研究が行われたのでしょうか。例えば、住宅部局と福祉部局の間で協議会設置に向けた具体的な合同会議、実務者レベルの会議というものは一体何回開催されたのでしょうか。そして、どのような結論に至ったか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 居住支援協議会の設置に向けましては、筑紫地区や福岡地区内の近隣市の動向を調査したところでございます。

いずれの自治体も居住に関する相談等を含めて、内容は広範囲にわたること、協議会設置のメリット・デメリットを含め、協議会の運営が機能不全とならないよう実行する必要があることなど、そういった理由から、協議会の設置については慎重にならざるを得ないとの状況でございました。

このような状況から本市におきましても、現時点では直ちに協議会の設置に踏み切るのではなく、実効性を担保できるよう段階的な進め方を検討してまいりたいというふうに考えております。また、住宅部局と福祉部局とのお話、関係会議ということですが、実務者担当レベルの間では時期を見ながら定期的にお話を実施をさせていただいて、今後の本市の機構まで含めたところで考えていまいしょうというふうなところでお話が終わっている状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

あと一つ重要なのは、本市が居住支援協議会を必要とする最大の理由は、本市に先ほど申し上げたような特有の公的住宅の少なさです。本市の市営住宅は僅か36戸、そして今後も増やす予定はないという断言されてます。つまり、国やほかの自治体のように、困ったら公営住宅に入れるというような物理的受皿が本市には圧倒的に不足しております。

ハードウェアとしての公的住宅を増やせない本市だからこそ、民間賃貸住宅を安心して活用できるようにするためのソフトウェア、すなわち居住支援協議会というネットワークがほかの自治体以上になくはないと思われまますので、真剣にスピード感を持って私は悩んでということじゃなくて進めていただきたいと思っております。

それと、2点目の居住支援協議会の設置に向けた現在の具体的な検討状況についてですが、受皿っていうかそういうような土台がしっかりしてないと、先ほどからおっしゃいますけれども、本市は既に平成30年から宅建協会とか司法書士会など4団体と空き家対策の協定を結んでおりまして、民間とのパイプ自体は構築されてきたはずですよ。

つまり、協議会の土台となる民間との関係性は今からつくるのではなく、もう既に何年も前から存在しているはずですよ。土台となる協定を結んでからこれほど長い歳月がたって、さらに去年は調査研究しますという経過にもかかわらず、いまだに具体的な設置のめどというか設置の重要性ってというのが示されない、それは何が障壁になっているんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小畠真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 福祉部局の中におきましては、先ほどからもお話をしておりましたとおりですね、居住に関するご相談というのがやはり家族内の問題になるものでありますとか、生活困窮や高齢化によるもの、財産管理によるものなど様々な要因があるところでございます。そういった中で一元化っていう形で組織を整えるというのはなかなか難しい状況、福祉の中では福祉に関する専門的な知見というのも必要になりますし、居住サポート住宅の認定に関しましては住宅に関する知見というのも必要になってまいりますので、住宅部局の中でもやっぱりある一定の検討する必要があるかと思っております。

そういったところもいろいろ様々なメリット・デメリット等もありますもんですから、その中で今段階を追って検討してまいりましょうというふうなご回答になろうかと思っております。

○議長（小畠真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ありがとうございます。さらに私は強く「検討してします」ではなくて、もう今後いつ立ち上げるかという段階に来てると思っていますので、設立時期をちょっと明確にして本当に検討を進めていただきたいと思います。

次に、3項目めの1点目ですね、居住サポート住宅制度導入ですが、居住サポート住宅は単に入居を仲介するだけでなく、福祉による見守りとか生活支援が一体になった、まさに本市が抱える入居後の大家さんの不安を解消するための画期的な制度です。

先ほど、居住支援協議会の設置の必要性は重々にご依頼しました。そして最後、昨年の答弁にはまだ出てきていないこの新しい国の制度の居住サポート住宅について、市はこの居住サポート住宅という制度を今後の高齢者の住まいを保障するための有効な手段になり得ると考えられているのでしょうか、教えてください。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 議員おっしゃられるとおりですね、将来にわたりましては有効な手段になり得るものというふうに考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） 将来ではなくて、近い将来でお願いします。

先ほど言ったように、居住支援協議会と居住サポート住宅というのは両輪だと思ってますので、どちらか一方だけを検討するのではなくて、まず、居住支援協議会の設置とサポート住宅を一体的なパッケージとして本市の福祉、住宅政策としてスピード感を持って導入を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、3 項目めの空き家予防に関することに関してなんですけれども、空き家予防に関しては先ほどから申し上げているように、高齢者の方がもう施設に入所してしまっただけで最終的には死亡して空家になるケースの増加が確実に起こり得るので、もうそういったサポート住宅のような安心して自分の今の生活をダウンサイジングしてもう住み替える、そうするとそこに起こり得る空家というのも空き家予防につながるかと思います。そういう取組に必ずつながると思いますので、併せて居住サポート住宅についても、そこも連動して考えていただけたらと思います。

今までのをまとめさせていただきますと、単身高齢者の今の生活に関して困っている人がいますよ。そしてただし、本市の今の取組では限界があるんじゃないか。だから協議会が必要ではないでしょうか。そして、協議会を使って居住サポート住宅を導入してほしい。そうすると、高齢者が安心して住み替えられる、空き家予防にもつながるということを今まで質問してまいりました。

そして最後に、市長にご見解を伺いたいと思いますけれども、これまで申し上げてきたように、現場の課題、必要な手段がこれだけ明確に出そろっている今、これを具体的な政策として動かせるかどうかは、市長のトップダウンの決断にかかっております。

先ほどの議論でもありましたとおり、居住支援協議会の設置は近隣の筑紫地区ではまだこの自治体も成し遂げておりません。だからこそ、本市がトップランナーとして先陣を切って、慎重に、かつスピーディーに立ち上げていただきたい、それこそ非常に大きな意義があると考えます。そこで再度、今までの質問を通して、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） こちらの住宅にお困りの方々の住宅支援ということで、こちらについてはマ

スコミ等でも取り上げられておりまして、私も何度もテレビ等でも拝見させていただいております。

先日も朝の具体的にはNHKと言っていていいかどうか分かりませんが、ニュースのほうでも流れておりました。そこではですね、やはりもちろん住宅にお困りなんですけど、ただしやはり今まで住み慣れたところ、周りにやっぱり知り合いの方々がいる、こういう地域コミュニティの中でその方が生活している。ですから、逆に引っ越ししたくないという方も中にはいらっしゃいますし、人それぞれ様々ではないかなと思います。

にしてもですね、先ほどから議員もご指摘のとおり、やはり高齢者の方々の住宅取得困難とかですね、やっぱり課題は出ておりますので、その点は十二分に認識をしておりますが、1項目で回答させていただきましたとおり、現時点におきましては住宅の支援ということで、趣旨は十分に理解し、重く受けておりますけど、その拙速な立ち上げによる機能不全はやっぱり避けなければいけないというふうに思っておりますので、まずはコーディネート人材の確保や多様な関係者の参画などのですね、その辺りの課題解決をした上で今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） 一言申し添えたいのは、やっぱり単身高齢者のこの住まいの問題は待たなしというところです。市長からも前向きなご回答というふうに受け取っておりますので、住む場所の安心なくしては本市の持続可能な発展も市民の皆様の幸せもあり得ませんので、ぜひこの居住支援モデルが一日も早く実現することを強く要望しまして、1件目を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、まほろば号の運賃体系につきましては、運行開始の平成10年4月から平成13年12月までは、初乗り180円、最高200円で運行しておりましたが、平成14年1月からは、さらなる利便性の向上と利用促進、また費用対効果を踏まえ、行政サービスとして市民の皆様に還元していくことを目的に全区間100円の均一運賃制を導入したものであります。まほろば号は運行開始から30年近くが経過しましたが、市民の皆様に親しまれながら、大切な地域公共交通の一つとして、その役割を担ってきたものと認識しております。

なお、議員ご指摘の全区間100円という運賃につきましては、現在策定に向けて検討を進めている地域公共交通計画の目標の一つである「みんなで地域公共交通を支える仕組みづくり」において、利用者負担・公的負担の均衡化を施策の方向性として掲げ、持続可能な公共交通体系を構築するため、コミュニティバス等の料金体系の検討の必要性もお示ししていることから、当該計画の進捗の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、公共交通は、地域全体の公共交通として可能な限り移動手段を確保すること、また、持続可能であることが大変重要であるものと認識しております。

また、同じ市域におきましても、地域ごとの交通ニーズや周辺環境、利用実態等は様々であり、限りある運転士、車両、運行を担っていただく交通事業者、交通モードなどを効果的かつ有効に組み合わせることで、それぞれの地域に最適で持続可能な交通体系の構築が必要であると考えております。

現在、市民の皆様にご利用いただいております、鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなど、あらゆる交通手段や交通資源がある中、その特性や利便性、サービス内容、運行経費、輸送量等に応じた運賃設定がなされているとともに、地域ごとの交通ニーズ、周辺環境、利用実態などが異なるため、その運賃について一律の基準で統一化を図ることは一定の難しさが伴うものと認識しております。

そのため、持続可能な地域公共交通体系の再構築を目指すに当たり、様々な交通モードが共存共栄できるよう、また、利用者負担や公的負担のバランスを総合的に勘案しながら、今後も検討を継続してまいりたいと考えております。

次に、3項目めについてですが、竈門神社を含む内山地区への来訪者につきましては、以前より、春の桜時期、秋の紅葉時期にかけて多くの来訪者がある中、令和元年の秋頃を契機に、SNSや各種メディアなど、様々な要因によりさらに増加しているものと推察しております。

まほろば号内山線におきましても、平日、土日を問わず多くの方々にご利用いただき、まほろば号の年間利用者数のおおむね半数がこの内山線をご利用いただいている状況となっております。

次に、4項目めについてですが、本市におきましては様々な公共交通が運行されておりますが、まほろば号に限らず、鉄道、路線バス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなどのご利用に際し、地域住民なのか、市民なのか、市民以外であるものの通勤や通学で日常的に利用されている方なのか、観光客なのか、といった乗客の区別が難しく、その利用割合等を正確に把握することは現状困難であるものと認識しております。

日常生活を送る上で、サービス利用者が対価を負担する受益者負担の原則を基本としつつも、公共交通の運賃設定に関しましては、その維持に寄与することはもとより、地域住民の移動手段の確保、地域全体の活性化、住みよい魅力ある地域社会の形成など、利用者以外の皆様にも影響をもたらすものと考えております。

そのため、先ほどもご説明いたしましたが、「みんなで地域公共交通を支える仕組みづくり」の一つとして、利用者負担や公的負担のバランスを総合的に考慮しながら料金体系等の検討を行ってまいりたいと考えております。また、その際には、市民生活への負担軽減を最重点課題と位置づけながら、観光促進との両立を図ることが重要であると認識しております。

次に、5項目めについてですが、これまでの定例会等でもご説明してまいりましたが、地域公共交通を取り巻く環境は、全国的な課題と同様に、深刻な運転士不足など厳しさを増しており、市域及び近隣地域を運行する路線バスの廃止や減便、コミュニティバス「まほろば号」の減便など、バス路線そのものの維持につきましても困難な状況となっております。

現在のまほろば号は、平日ベースといたしまして、6台の車両を7人の運転士で運行しており、2024年問題ともいわれる改善基準告示を遵守しつつも、ぎりぎりの時間まで運行業務に従事いただきながら、市民の皆様の移動手段を可能な限り確保しているところであるため、車両や運転士を増やす2台体制につきましては、かなりの課題や障壁があるものと想定されます。

また、議員ご提案の市民と観光客を切り離す体制につきましては、路線バスやコミュニティバスのような一般乗合旅客自動車運送事業におきましては、道路運送法において不特定多数の利用を想定しているため、特定の旅客を区別することも同様に難しいものではないかと考えているところです。

現在、国におきましては、観光施設・サービス等の料金設定等に関する調査研究会において、各種事例研究等もなされておりますことから、その動向も注視しつつ検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、6項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、地域公共交通は住民の豊かな暮らしの実現や社会経済活動に不可欠であり、その維持・確保を図ることは地域活性化の視点からも極めて重要であるものと認識しております。同時に、利用者負担や公的負担のバランスを総合的に考慮しながら、料金体系等の検討を行う必要もございます。

5項目めの回答と重複いたしますが、現在、国におきましては、観光施設・サービス等の料金設定等に関する調査研究会において、各種事例研究等もなされておりますことから、その動向も注視しつつ検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。

100円運賃についてなんですけれども、長年議論されながらも運賃改定に至っていないわけなんですけれども、もし今後、運賃改定を検討する際の判断基準というのはどこに置いておかれるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） バス事業におきましては、人件費の上昇や燃料費などをはじめとした物価全般の高騰、設備投資など、事業運営に係る経費は年々増加傾向にあります。持続可能な地域公共交通体系の再構築を目指すに当たり、様々な交通モードが共存共栄できるよう、また、利用者負担や公的負担のバランスも総合的に勘案しながら運賃設定につきましても検討を継続してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

2項目めの運賃の平準化なんですけれども、私が運賃改定を申し上げているのは、単なる値上げではないんですね。現在のるーととの運賃の格差が大きいからです。今年4月からのるーとは片道300円、市民からは往復600円は高い、利用を控えているという声を本当に数多くいた

だいております。統計上把握は難しいと思いますが、市としても有料化による潜在的な利用控えについては、ある程度認識されているかと思います。

実際、私、先日、市民の方から五条から高雄のファミマ行くのにまほろば号で往復200円で本当は行きたいけれども、帰りが14時台しかないので、やむを得ず帰りはのるーとを利用して。しかし、往復のるーとを乗るのは、もう本当に経済的に逼迫してしまうというお話も伺っております。これは付け加えておきます。

そこで再質問ですけれども、利用形態が違うというのは重々理解してはいますけれども、のるーとはよくタクシーと比較対照されますけれども、タクシーに比べると比較的安い、近くまで運んでくれますけれども、私たち市民はそもそもタクシーは日常利用はいたしません。そのための公共交通機関がコミュニティバスであり、のるーとなわけです。

だから、市民からすれば、まほろば号もののるーとも市が支える公共交通です。100円と300円という3倍の差について、市民の不公平感が生じているという認識があるのか伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどご説明いたしましたとおり、市民の皆様にご利用いただいております様々な交通手段や交通資源がある中、その特性や利便性、サービス内容、運行経費等に応じて運賃設定がなされております。

また、議員ご指摘のとおり、地域ごとの交通ニーズ、周辺環境、利用実態などが異なるため、運賃を一律の基準で統一化を図ることは、一定の難しさを伴うものと認識しております。公共交通は可能な限り移動手段を確保すること、また、持続可能であることが大変重要であります。利用者負担や公的負担のバランスを総合的に勘案しながら、今後も運賃体系につきまして検討を継続してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） 資料のほうを出させていただけてます。簡単に説明しますと、これはもうあくまで本当に試算です。確定数字ではありません。

何が申し上げたいかというと、まほろば号を50円上げたら2,495万円の増収、そしてのるーとを300円から150円にした場合に470万円の減収、差引き2,023万円の財政余力というか効果が出てまいりますという試算になりますので、単なる値上げではなくて、市全体の公共交通を平準化するという考えの中で、こういった資料も付け加えさせていただいております。

そしてあと1点、やっぱり料金の平準化・統一化になれば、今、まほろば号で行われている乗り継ぎ制度っていうのもスムーズになるんじゃないかと思います。今後、のるーとも普及されていくわけなので、まほろば号からのるーと、のるーとからまほろば号、その乗り継ぎ制度に関しても、かなり両者を使い分けるネットワークづくりという観点から、運賃統一、乗り継ぎ制度についても考慮いただければと思います。

次の3項目め、内山線についてなんですけれども、まほろば号の内山線についてですね、そもそもデータがないのはもう当然だと思います。おっしゃったとおりだと思います。なかなか

見分けが利かないと思いますけれども、ただ確実に内山線は1便当たり17.7人と突出しております。観光客による利用実態を把握するために、今後できたら属性調査というのも行われたらと思いますけれども、ただ、今年4月の減便の状況におきまして、内山線だけは観光客対応という意味合いがあり、減便も大幅に抑えられております。だからこそ内山線は生活路線というよりは、観光路線として位置づけているのだと思いますので、そこで観光客の受益者負担について質問いたします。

内山線が観光事業を多く抱える路線であるならば、市民の税金で観光客まで100円で運んでいる現状について検討が必要だと私は思います。市民負担軽減の観点から、観光客にも一定の受益者負担を求める考えについて先ほど見解を伺いましたけれども、同路線で同サービスということであれば、二重運賃ということで厳しいかと思いますが、市民向けの便、市民向けのコミュニティバスと観光客向けのシャトルバスを分けて運行するという考え方だと、少し運賃格差が法的にもちょっとスムーズにいくんじゃないかなと思います。その2台体制になることによって、市民が満員で乗れない問題の解消にもなります。定時制の運行の向上にもつながります。そして、観光需要への対応にもつながるかと思います。将来的に検討課題として対象にもならないでしょうか。それとも条件が整えば検討する余地があるとお考えでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今回のまほろば号の減便がそもそも運転手不足といったことに端を発しているというようなこともございます。そのことを踏まえまして、車両や運転士を増やす2台体制ということにつきましては、かなりの課題や障壁があるものと想定はしております。

ただしですね、先ほどの回答の中でも申し上げましたが、市民の負担軽減という観点から観光客に一定の負担を求めるようなことにつきましてはですね、今、国において観光施設サービス等の料金設定等に関する調査研究会において、各種事例研究等がなされておりますことから、その動向も注視しつつ、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） どうもありがとうございます。

そして最後ですね。今まで運賃改定、まほろば号、のる一と、運賃の平準化、そして内山線まほろば号の観光客の運賃設定と2台体制について、ご要望というかご質問をしてみいました。

最後、市長に、これら提案に関してのご見解をいただいて、そしてこの質問を終わらせたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ご質問ありがとうございます。まほろば号につきましてはその料金ですね100円、これ長い間100円を市としても頑張って維持させていただいておりました。昨今の物価

高騰ですね、ガソリン代の値上がり等も含めまして、やはりなかなか厳しい状況、それはやはり以前からこの料金を値上げしたらどうかというご意見もいただいておりますが、やはりどうしても市民の皆様のやっぱり交通手段というところで、なかなかやっぱりそれに対する反対意見もございました。正直言うとそういう意見もございましたので、なかなか難しいところはありました。

ただし、今後でございますが、まず私以前から言っておりましたけど、やっぱり地域に適したっていうか、その地域地域でやっぱり課題が違いますので、その地域に一番最適な地域公共交通システム、こちらの構築というのを私は選挙のときから訴えておりました。

まほろば号だけでは、やはりなかなかもう運転士不足という状況もございますので、やはり限界があるんじゃないかなと私は思っております。ですから今のひとつとかなですね、いろんな交通手段を検討していくということで今進めておりますが、さらに近隣におきましては地域の協力に基づいてのシャトルバスじゃありませんけど、そういう乗合バスのことも運行してあるところもございます。

やはりそこその地域で最適な公共交通システム、地域公共交通システムを今後とも検討していきたいというふうに思っております。それに含めまして、この料金体系につきましても今後の検討課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩いたします。

休憩 午後4時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時25分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議時間は午後5時までとなっておりますが、会議規則第8条第2項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

4 番瀬筒義久議員の一般質問を許可します。

〔4 番 瀬筒義久議員 登壇〕

○4 番（瀬筒義久議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2件について質問いたします。

太宰府市は歴史と文化、そして観光資源に恵まれた全国的にも有数の魅力あるまちです。一方で、そこに暮らす市民の日常生活、防災、公共交通、地域コミュニティ、子育て、高齢化対策など、生活都市としての視点も非常に重要であると感じております。

第二次太宰府市都市計画マスタープランは、平成29年度を初年度とした20年間にわたる計画であり、令和18年度（2036年度）を目標年次としております。さらに、10年目をめどに見直しを行うことが明記されており、2026年はまさにその中間見直しの重要な時期であります。

この10年間で本市を取り巻く環境も大きく変化しました。人口減少や高齢化、防災意識の高まり、地域コミュニティの変化、公共交通や駅周辺の在り方など、市民がまちに求めるものも変わってきていると感じております。また、今回、市民からも請願も提出されております。私はこれを単なる地域要望ではなく、市民が自らの地域や将来のまちづくりに関心を持ち、声を上げ始めているという大変重要な動きだと受け止めております。都市計画マスタープランは単なる行政計画ではなく、太宰府市の未来そのものであると私は考えております。

そこで1件目は、都市計画マスタープランの中間見直しを単なる形式的改定に終わらせず、市民参加型の実効性あるまちづくりをどうつなげていくのか。その考えについて質問します。

1 項目め、2026年度中間見直しの位置づけと目的について伺います。

本年2026年度は、マスタープランの中間見直し時期に当たりまして、市は今回の中間見直しをどのような位置づけ、目的を持って進めようとしているのか伺います。

2 項目め、これまでの10年間の社会変化と課題検証について伺います。

2017年の策定以降これまでの10年間で、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。人口減少や高齢化、防災意識、公共交通、地域コミュニティ、駅周辺を取り巻く環境変化など、当時と現在では課題認識も変わってきております。市はこの10年間の社会変化に対してどのように検証し、現在どのような課題認識を持っているのかを伺います。

3 項目め、地域からの声、また市民参加や請願などによる声の反映について伺います。

2017年の計画策定時には、市民アンケート、わがまちウォッチング、小学生未来予想図、パブリックコメントなど、多様な市民参加が行われております。私は、この都市計画マスタープランは行政だけがつくるものではなく、市民とともに未来を描く計画であるべきだと考えております。また今回、市民から請願も出されるなど、地域から様々な声が上がっております。私はこれを単なる個別要望ではなく、本当に市民が地域のことを考えた象徴的な動きだと受け止めております。今回の中間見直しにおいて、市民参加や市民の声をどのように反映していくか伺います。

4 項目め、地域拠点形成と西鉄都府楼前駅周辺の位置づけについて伺います。

第2次都市計画マスタープランでは、公共交通や地域拠点形成を重視した都市構造が示されております。その中で、西鉄都府楼前駅周辺において、市は今後どのような地域拠点として位置づけているかを伺います。私はこの西鉄都府楼前駅を単なる通過駅とするのではなく、人が歩き、人が集い、市民や来訪者が地域の魅力を感じられる空間づくりがこれからの太宰府市に

は重要でないかと考えております。

5 項目め、次のこの10年を見据えた実効性まちづくりについて伺います。

都市計画マスタープランを策定して終わりではなく、実行につなげてこそ意味があると考えております。今回の中間見直しを単なる計画書の修正にとどめるのではなく、次の10年を見据えた具体的なまちづくりへどうつなげていくのか。また、市民がその進捗や方向性を実感できるよう、どのように分かりやすく共有し、見える化していく考えかを伺います。

2 件目です。2 件目は、市民生活を守る水・防災・インフラについてです。

1 件目に都市計画マスタープランについて質問いたしましたが、私はどんなまちを目指すのかを考えることは非常に重要だと考えております。しかしながら、その一方で、そのまちを支える土台が揺らいでしまえば、安心して暮らせるまちは成り立ちません。水が使えること、災害から命を守ること、道路やインフラが安全に維持されること、これらは行政にとって最も基本的であり、最も重要な責任だと考えております。

毎年のように豪雨災害が発生し、全国各地では断水や水不足、インフラ老朽化の問題も深刻化しております。太宰府市においても、問題が起きてから対応するのではなく、問題が起きる前に備える、その視点がこれまで以上に重要になっているのではないのでしょうか。

そこで2 件目は、市民生活を守る水・防災・インフラについて5 点伺います。

1 項目め、本市の水資源の現状と将来的な水リスクについて伺います。

私自身10年ほど前から、この福岡都市圏のダムの貯水率を確認するのが割と習慣になっておりまして、特に最近はこの水不足や異常気象への不安から、気にされている市民もたくさんいらっしゃるのではないかと考えております。太宰府市の水道水は、筑後川水系、それから大佐野ダム、松川ダム、複数の水源によって支えられていると認識しております。

そこで現在、本市の水源構成の割合について、それぞれどの程度の割合となっているのか、現状をお示しください。また、福岡都市圏は全国的にも慢性的な水不足を抱える地域と言われております。人口増加や都市化の進行に加え、近年は異常気象による降雨の偏りも指摘されています。太宰府市として福岡都市圏全体の水需給構造におきまして、どのような課題認識を持っているのかお伺いします。

2 項目め、五ヶ山ダムを含めた渇水対策と安定供給への取組について伺います。

2018年の五ヶ山ダム建設時には、福岡都市圏の渇水対策として大きな期待が寄せられました。本市においても、安定給水への重要な役割を担っているものと認識しております。一方で、市民感覚としては、「大きなダムができたから安心」という印象を持たれている方も多いと思います。しかし、気候変動による降雨の変化や福岡都市圏全体の需要増加など、新たな課題も出てきております。

そこで、本市における五ヶ山ダムの位置づけと安定給水への取組について、見解をお伺いします。

3 項目め、気候変動や豪雨災害等を踏まえた防災・危機管理について伺います。

近年は少雨や猛暑、そして災害級の豪雨など、水を取り巻く環境が大きく変化しております。水道事業においても、渇水、停電、豪雨災害、施設被害など、様々なリスクへの対応が求められる時代となっております。

そこで、市民生活に欠かすことのできないライフラインである水を供給する水道事業において、気候変動や自然災害を踏まえ、本市はどのような危機管理体制を整えているのかお伺いします。

4項目め、水道管、道路、橋梁等のインフラ維持管理について伺います。

水道管の老朽化対策、道路や橋梁の維持補修など、市民生活に直結するインフラの整備が全国的な課題となっています。今後、人口構造の変化や気候変動を踏まえ、本市として将来的な渇水リスクやインフラの維持管理についてどのように分析し、備えていこうとしているのか、見解をお伺いします。

最後に5項目め、市民生活を支える基盤整備の方向性についてお伺いします。

これからは、「災害は起きる前提」で備える時代に入っています。想定外でしたでは済まされない時代です。気候変動による豪雨や少雨、水リスク、そしてインフラ老朽化など、市民生活を取り巻く環境は今後さらに大きく変化していきます。

その中で、市民が安心して暮らし続けられるまちを維持していくためには、水・防災・インフラ、これらを単独で考えるのではなく、市民生活を支える基盤として総合的に備える視点が重要ではないでしょうか。本市として今後どのような方向性で基盤整備と危機管理を進めていこうとしているのか、お伺いします。

以上、回答をお願いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、第二次太宰府市都市計画マスタープランは、本市の長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするため、都市計画法上の上位計画である「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランに即するとともに、本市の都市計画に関する基本的な方針を示すものであります。

議員ご指摘のとおり、当該計画は平成29年7月に策定された20年間計画であります。10年目をめどに見直しを行うこと、また急激な社会経済状況の変化などが生じた場合は、適宜見直しを検討することとしております。

本年度の施政方針におきまして、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組を進めていくことをお示ししておりますが、計画策定時点では予想し得なかった社会経済情勢の変化などへの対応のほか、立地適正化計画をはじめとする関連計画との整合を図るとともに、市民の皆様方の意見を踏まえ、持続可能で安全・安心な、未来へつなぐまちづくりを目指して改定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、現在の都市計画マスタープランが策定された平成29年度から、元号令和発祥の地としての取組、さらに予期せぬコロナ禍への対応や厳しさを増す地域公共交通など、本市を取り巻く状況や社会情勢は大きく変化しました。

今後さらに多様に变化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少や少子・高齢化社会などを迎えるに当たり、安全・安心で持続可能な都市構造への転換を図るコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進める必要があるため、昨年10月1日には「太宰府市立地適正化計画」を公表しました。

また、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指して、地域公共交通計画の策定にも取り組んでいるところであります。

以上のような社会情勢の変化も踏まえ、策定時からこれまでの取組に対する現在の都市計画マスタープランの進捗確認作業や関連する業務発注にも着手しており、今後は、現在の都市計画マスタープランの検証及び評価をはじめ、順次取組を進めていく予定としております。

次に、3項目めについてですが、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組として、昨年12月から今年の1月にかけて、18歳以上の市民2,000人を対象に将来のまちづくりに関するアンケートを実施しており、今後はアンケート結果の分析等を行っていくこととしております。

都市計画マスタープランの改定に当たっては、太宰府市まちづくり市民意識調査や将来のまちづくりに関するアンケート、さらには請願なども含めて様々な形で市民の皆様方のご意見、ご意向を拝聴しつつ、都市計画法に基づき条例で定め、識見を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民で構成する太宰府市都市計画審議会におきまして、ご意見をいただくこととしております。

次に、4項目めについてですが、2項目めでご回答しました太宰府市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条において、都市計画マスタープランの一部とみなすとされております。

ご承知のように、立地適正化計画におきましては、西鉄五条駅周辺とともに西鉄都府楼前駅周辺を中心拠点として位置づけておりますが、このようなことも含めまして、第二次太宰府市都市計画マスタープランにおける都市機能の拠点づくりと太宰府市立地適正化計画における拠点の在り方、また市民の皆様方のご意見、ご意向を踏まえながら、今後の改定に向けた取組の中で整合を図ってまいりたいと考えております。

最後に、5項目めについてですが、国の指針にも記されているとおり、都市計画は、その目的の実現については時間を要するものであることから、基本的には中長期的な見通しをもって定める必要があると考えております。

一方で、物価高騰などをはじめとする社会経済情勢や本市を取り巻く環境の変化への対応も必要であるとも考えております。

これまでの取組や将来の見通し、透明性、実効性も踏まえ、市民や議会の皆様をはじめ、都市計画審議会委員の皆様など、様々な方からご意見を伺いながら、まずは、しっかりと第二次

太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組を進め、持続可能で安全・安心な未来につなぐまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。今回の見直しはもちろん2026年、今年中間地点にある見直しの時期だということですが、確認したいんですけども、今後どのような工程でこの見直し作業が進められていくかを教えていただきたいと思います。調査、分析、市民意見の収集、審議会ですね。それから素案の作成、パブリックコメント、計画決定まで、現時点で想定しているスケジュールを教えてくださいませんか。具体的な時期も教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどご回答させていただきましたが、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組として、昨年12月から今年の1月にかけて、18歳以上の市民2,000人を対象に、将来のまちづくりに関するアンケートを実施しており、今後はアンケート結果の分析等を行うこととしております。

また、策定時からこれまでの取組に対する現在の都市計画マスタープランの進捗確認作業や、関連する業務発注にも着手しており、今後は現在の都市計画マスタープランの現状と課題、都市づくりの目標、分野別、地域別方針など、都市計画審議会での審議なども含め、順次取組を進めてまいりたいと考えております。

また、改定の期間としましては、これまでの事例なども踏まえ、着手から策定までおおむね2年程度を要するものと考えているところです。

なお、現時点では今後の工程などについて、個別具体的に時期などをお示しする状況には至っておりませんが、太宰府市まちづくり市民意識調査や将来のまちづくりに関するアンケート、さらには請願なども含めて、様々な形で市民の皆様方のご意見、ご意向を拝聴したいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） 2年ほどかかるということですね。今年度の予算では、この見直しに600万円の予算が計上されております。2年かかるということはこれ年度をまたいで債務負担行為、また次年度の予算、複数年度の事業ということになりますけど、これ総事業として、事業費としてどれぐらいを見ていらっしゃるのでしょうか。金額を教えてくださいませんか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員お見込みのとおり、今年度予算額600万円と令和9年度の債務負担行為900万円を設定させていただいておりまして、令和8年度から令和9年度までの関係する予算額は1,500万円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） 1,500万円ということで、もう単なる見直し、修正、改定というレベルの予算じゃありませんので、何か改めて何かつくるといようなそういう作業が必要になってくると思います。

私は時間や予算をかけることを否定しているわけではありません。むしろ、太宰府市の未来を決める重要な計画である以上、丁寧な議論は必要だと考えています。しかし、市民からは2年ですか、2年かけて何が変わるのか。完成したら何が実現するのか、ここが最も重要な市民の考えだと思います。今回の見直しによって、市民が実感できる変化とはどのようなものでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 都市計画マスタープランは、本市の長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする基本的な方針となるものであり、国の指針にも記されているとおり、都市計画はその目的の実現については時間を要するものであると考えております。

本市の都市計画に関する基本的な方針である第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組は、今後の持続可能で安全安心な未来につなぐまちづくりを進めていく上での大きな道筋になるものと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） 実感できるかどうか、まだつくってないから分からないんですが、集計したものをコンサル会社に丸投げする、計画できたから終わりみたいにならないでいただきたいというのが本当に実感です。

私も昨日、第一次都市計画マスタープランを150ページあります。これ見ました。じっくりもう一回検証してみました。そして第二次マスタープランは106ページ、しっかり読んだらすごいいい計画なんですけども、しっかりそれが実現されているかどうかというのが一番市民が関心があるところだと思いますので、その辺は考えていただきたいと思います。

4 項目めの西鉄都府楼前駅についてですが、先ほども立地適正化計画との整合性を取って、もう一度マスタープランをつくるということでしたが、この西鉄都府楼前駅について地域拠点として位置づけていく考えは理解しましたが、私はこの都府楼前駅周辺については、先ほども言いましたが、今、通過点になっております。通勤とかのですね。地域の魅力を感じられる空間として可能性は感じていますが、この市は都府楼前駅周辺について、将来的にどのような地域像を描いているのか、この辺りをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどのご回答の中でもございましたが、昨年

10月1日に公表した太宰府市立地適正化計画におきましては、西鉄五条駅周辺とともに西鉄都府楼前駅周辺を本市の活力とにぎわい機能を向上させる中心拠点として位置づけ、都市機能誘導に係る施策の方向性として複数の事業と通じて検討することとしておりまして、今後の具体化に向けて活用が想定される事業や制度等を例示しているところであります。

西鉄都府楼前駅周辺をはじめ、各拠点の在り方などにつきましては、市民の皆様方などの様々なご意見、ご意向を踏まえながら、今後の改定に向けた取組の中で整合を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。私自身は都府楼前、通古賀区に住んでおりますけれども、私はこの都府楼前駅を優先してくださいと言ってるわけじゃありませんで、各いろんな拠点を分析していただいて、それでちゃんとその地域の位置づけをしていただきたいというのが私の本音であります。

市長にお伺いします。今回の中間見直しは単なる計画の修正ではなく、1,500万円使って修正され見直しされるわけですけど、この10年の太宰府市の方向性を決める重要な見直しだと考えております。

人口減少や高齢化、防災、地域コミュニティの変化など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、市長はこの10年後の太宰府市をどのようなまちにしていきたいか、どのようにお考えかというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ご質問ありがとうございます。

先ほど担当部長から申し上げましたとおり、今後ですね、先ほど議員からもご指摘ありましたいろいろ多様化する住民ニーズ、そして少子高齢化問題、深刻化する高齢化社会などですね、いろいろの課題は様々抱えております。そのためにですね、この安全安心で持続可能な都市構造への転換を図る、このコンパクトプラスネットワークの都市づくり、これが重要ではないかなというふうに考えております。

昨年10月にはですね、この太宰府市立地適正化計画を公表しました。また、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指しまして、地域公共交通計画の策定に向けた取組も進めているところでございます。

さらに、立地適正化計画をはじめとする関連計画との整合を図るとともに、市民の皆様方の意見を踏まえまして、持続可能な安全安心な未来へつなぐまちづくりを目指しまして、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定にも取組を進めてまいっております。

今後につきましては、施政方針でも述べておりますけど、地域の皆様の声を直接伺う中で、様々な課題や行政がしなければならないことを肌で感じております。市民の皆様や関係者の皆様との対話を通じまして、そして多様な視点を市政運営に取組を今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

この先人から受け継ぎました歴史と緑豊かなこの美しい太宰府を次の世代につなげていくことがですね、この太宰府市のさらなる発展と安全、そして安心して暮らせる、誇りに思えるまちづくりを、そのことも目指してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。この件はここで終わると思ってたんですけども、昨日、第一次と第二次をしっかりと読みまして、ちょっと引かかる案件がありまして、これはやっぱり市長じゃないと変えられないのかなっていう案件です。

それは J R 太宰府駅です。（仮称）と書いてました。第一次マスタープランでは、新規の駅を新設する計画がありますと。J R 太宰府駅周辺の商業施設の盛り上げを図るというような記載がございます。そして、もっと細かく一次には書いてありました。第二次マスタープランには、新設を検討するという項目が入っております。一次が20年、そして今見直しが10年、今30年検討している時期です。ここでこの見直しで J R 太宰府駅をまたスルーしてしまうと、40年間この J R 太宰府駅を検討しているということになってしまいます。

ですので、市長のお考えでもう記載するのであれば、何らかのアクションを起こしていただく。それか具体的な見直しを検討するというような、そういったお考えはいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） J R 太宰府駅についてのご質問ということで、こちらにつきましては今議員ご指摘でございますが、実は以前ですね、J R さんとの覚書も取り交わしをさせていただいておりましたが、その後、水害等が発生いたしまして、平成15年だったと思いますが、そのときにですね約20億以上の財政支出が生じました。本当に本市にとってですね、大規模な災害でございました。人命も失われました。本当にこういう災害は二度とあってほしくないというふうに思っておりますが、その対応で先ほど申し上げましたとおり、多大な財政支出も行いまして、それまでいろんな計画をしていたものがですね、施策がこれが頓挫してしまったという過去の経緯がございます。

その後、佐野土地区画整理事業等もございまして、何とかそちらの事業は進展しましたが、先ほど申し上げました J R 太宰府駅、ちょうど佐野土地区画整理事業と足並みをそろえた時期でこちらを整備する予定でございましたけど、残念ながらそちらについては実現に至りませんでした。

過去30年、40年ですね、たっているということでご指摘いただきましたけど、今後でございますが、まだ可能性は私はゼロではないというふうには思っておりますが、しかしながら、なかなか実現するには相当な費用と、それとやはりこの駅単体ではこれ設置はできないですね。これどうしてもやっぱり面的整備が必要になってきます。ですから、以前からこの佐野東区画整理のお話も出ておりますが、やはりそういったところと合わせてですね、今後検討していかなければならないというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。

では、今回の見直しでどのような位置づけになるかは注目しておきたいと思います。1 件目を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、2 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、本市の水道水は福岡地区水道企業団及び山神水道企業団からの受水と、本市の自己水源で賄われております。水源別構成割合は、令和 6 年度決算値で福岡地区水道企業団からの受水が約 68%、山神水道企業団が約 17%、本市自己水源が約 15% となっております。

また、福岡都市圏全体の水需給構造の課題につきましては、本市を含め福岡都市圏には大きな河川がなく水資源が乏しい一方で、人口の増加や都市化の進展に伴い、水の需要量が増加しており、水源の多くを圏域外の筑後川水系に依存していること等と認識しております。

次に、2 項目めについてですが、五ヶ山ダムは福岡県が事業主体となって那珂川上流に設置され、令和 3 年 1 月に供用開始された多目的ダムでございます。五ヶ山ダムの目的は、洪水調節・流水の正常な機能の維持、水道用水の確保となっております。また、異常渇水対策として、渇水対策容量を有しております。なお、五ヶ山ダムは、本市が構成団体である福岡地区水道企業団の水源の一つであります。当該ダムが設置されたことによって、福岡地区水道企業団から本市への供給量が最大で日量 900 立方メートル増加しております。

次に、3 項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、近年の気象状況の大きな変化により、様々なリスク対応が求められております。

水道事業におきましては、昨年 9 月以降の少雨に伴う渇水対応で、現在も市民の皆様に節水のご協力をいただいていることに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

渇水対応におきましては、単独の市・町のみでは対応が困難であることから、福岡地区水道企業団をはじめとした関係機関等と調整を図りながら取り組んでおります。また、災害等非常時におきましては、本市も会員となっている公益社団法人日本水道協会において、会員相互の応援体制が構築され、職員の派遣、資器材の調達、応急活動等の対応が行われております。

なお、本市独自の取組としましては、災害発生時等を想定し、関係団体と応急対策等に関する協定を締結するとともに、松川浄水場と大佐野浄水場の 2 か所の体制を維持しております。

次に、4 項目めについてですが、水道、道路等は日々の市民生活や経済活動に必要不可欠なインフラでございます。その一方で、老朽化対策は全国的な課題となっており、本市も例外ではないと認識しております。

まず、本市の水道管についてですが、総延長は令和 6 年度末現在で約 337 キロメートルございますが、毎年度計画的に更新工事や漏水調査を行っております。

次に、市が管理する道路につきましては、総延長は同じく令和6年度末現在で約327キロメートルございますが、日常のパトロールによる点検修繕や、舗装の状態を把握した上で、計画的に更新を行っております。また、路面下空洞調査を行い、陥没の発生防止にも努めているところ です。

次に、市管理の橋梁につきましては161橋ございますが、定期的な点検調査及び計画的に橋梁メンテナンスを行っております。今後も、計画的に更新や点検・調査を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

最後に、5項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、市民生活を支える基盤を総合的に捉え、災害が起きる前提で危機管理を進めていくことは重要であると認識しております。現在、本市が直面している渇水対応につきましては、昭和53年や平成6年の大渇水における厳しい経験を踏まえ、以降、福岡都市圏広域で水源の確保に努めるとともに、関係機関との緊密な連携を継続してきた結果、現時点におきまして、断水を回避できているものと考えております。

今後も、気候変動による厳しい渇水や災害が起こり得ることは十分想定されますので、引き続き、中長期視点でインフラの基盤整備や維持管理を行うとともに、広域的視点を持って関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。今、割合を教えてくださいまして、自己水源が15%ということは85%はもうほかの地域からに依存するというような状況だということで、なかなか市だけで頑張ってもなかなか解決しない問題だというのは分かりました。

福岡都市圏の水道は、筑後川から水を引くということなんですけども、これはどういう仕組みになってるかちょっと簡単にご説明いただけますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申し上げましたように、福岡都市圏の水道水の約3分の1は、筑後川の水に支えられております。本市を含む福岡都市圏は、人口の増加や都市化の進展に伴い、水の需要量が増加してきた一方で、大きな河川がなく、水源が乏しい等の問題に対処するために、広域的な取組として筑後川から約25キロメートルの距離を導水しております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） 筑後川から牛頸浄水場まで25キロの水のパイプラインみたいなものを引いてるってことですね。なるほど。蛇口をひねれば当たり前のように水が出てくると思いますが、その裏ではそういったその水のパイプラインによって支えられているということが分かりました。

このパイプラインですけども、例えば警固断層とかその辺の大地震が起きた場合、これが損傷してしまうと何か大変なことになると思いますが、その辺りの何かマネジメントをされてい

ますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 筑後川から福岡都市圏への導水施設、福岡導水につきましては、久留米市から取水し、議員おっしゃった大野城市の福岡地区水道企業団、牛頸浄水場まで導水を行っております。

本市の水道水の大部分が福岡地区水道企業団からの供給によるものであり、議員ご指摘のように、施設停止した場合は断水等、本市の給水に多大な影響が生じることが想定されます。

一方で、福岡導水施設での事故・トラブル等に備えて、導水事業の一環として筑紫野市に調整池が設置されており、緊急時は当該調整池から補給できるようになっております。

また現在、大規模地震対策として、その管路の耐震補強や併設水路の設置等が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。筑紫野市からの補填があるということを聞きましてちょっと安心いたしました。

2 項目めの五ヶ山ダムなんですけど、私も昭和53年ですかね、平成6年の大渇水経験しております。まして、確かこれ300日ぐらいの断水が、給水制限が行われたと私も経験しております。この五ヶ山ダムの完成によって、どれぐらい安心になったのかっていうところ、すごいアバウトに聞いてしまうんですけど、この平成6年と比べるとどれぐらいの五ヶ山ダムの存在というのは安心できる存在になったんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 平成6年の大渇水以降、福岡都市圏におきましては、五ヶ山ダムをはじめ海水の淡水化センター、こちらや大山ダムなどの計画的な水源開発が進められてまいりました。

これらの取組によりまして、福岡地区水道企業団における安定供給量は日量6万立方メートル以上、また同企業団から本市への供給量は日量7,700立方メートル増加しており、本市及び福岡都市圏の渇水体制は大幅に向上したものと評価しております。

その具体的な効果の一例として、現在も対応が続いている渇水において、筑後川流域での昨年10月から本年2月までの5か月間の降水量は平年の46%程度と、江川ダムが管理開始された昭和50年以降で最少を記録していました。

しかしながら、これまでに蓄積された水源開発の成果と関係機関等の緊密な調整によりまして、市民生活に大きな影響を及ぼす断水を回避することができているところでございます。

しかしながら、本市を含む福岡都市圏におきましては、五ヶ山ダムの完成をもってしてもなお、筑後川水系による夏場の流水の正常な機能維持のための用水が不足しているという構造的な課題が残されております。

近年の地球温暖化に伴う気候変動や夏場の一時的な深刻な少雨に対応するためには、単一のダムの効果にとどまらない広域的な水資源のネットワークが不可欠であります。このため本市といたしましても、この残された課題を解決すべく、福岡都市圏と連携し、国や県などの関係機関に対し、筑後川総合開発の推進、とりわけ既存のダムの有効活用する筑後川水系ダム群連携事業の推進につきまして、提言・要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。大分平成6年から考えると、かなり改善されているということを理解いたしました。

この通告を出してからもう3週間ぐらいたって、私が一般質問するときはもう雨の心配はしなくていいのかなと思っていたんですけども、梅雨真っただ中でもなかなか雨が降らなくて、上下水道課の皆さんは気をもんでいると思いますけども、2日前は沖縄、それから東北で大雨によるレベル4の警報が出ました。今、渇水対策で今危機感をあれしてますが、今度はいきなり渇水から洪水とか大雨になったりする可能性もこれからあり得ますね。

この太宰府のこの水行政における最大のリスクは何か。そして上下水道課として現時点で最も危機感を持っている課題は何かをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 水道水の安定供給を維持する上で、インフラの老朽化や激甚化する風水害、地震など、多種多様なリスクへの対応が常に求められているところであります。

そうした中で、現在対応中である渇水も大きなリスクの一つであると認識しているところであります。水は全ての市民生活と経済活動の基盤であり、一たび渇水が進めば住民の皆様の日常生活への不便にとどまらず、商業や医療、教育現場など地域経済全体へ甚大な影響を及ぼすことになります。

以上のことから、渇水も大きなリスクの一つとして捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。

4 項目めですが、今、老朽管の状況について何キロでしたっけ、すごくこれ全部更新するとどれぐらい期間がかかったりするんでしょうか、チェックをすると。また、更新してる間にまた次のが出てきたりするんでしょうかね。どれぐらいの期間で更新できるもんですか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申し上げましたが、本市の水道管の総延長は令和6年度末現在で約337キロメートルでございます。一方で、令和6年度に実施した更新工事、こちらは2,800メートル、総延長の約0.83%となっております。

現在の更新ペースで進めた場合、全ての管路の更新には単純に計算しますと、100年以上を要することとなりますが、浄水場や排水施設など、他の事業と調整しながら計画的に取り組んでいるところでございます。

なおですね、令和5年度の管路更新率、こちらですが全国平均が0.6%、福岡県平均が0.7%となっておりまして、管路の老朽化対策は全国的な課題というようなことになっているところでございます。本市におきまして、管路の老朽化対策は重要な課題であると認識しておりまして、効率的な更新の検討も含め、今後も計画的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） 337キロですからね、これはやっぱりメンテナンスは大変かと思います。やっぱり市民の皆さんもこれは意識しておくべきかと思います。

最後に市長にお伺いします。水というのはふだんは意識しませんが、なくなった瞬間に生活はがらっと変わってしまいます。だからこそ問題が起きてから対応するのではなく、問題が起きる前に備えることが重要だと思ってます。市長のお考えで10年後、20年後、ずっと将来におきましてこの太宰府市の水行政において何を最も重要な課題だと考えているのか、最後にお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） まず、議員におかれましては、このダムの貯水率にご注目をいただいているということで、どうも本当ありがとうございます。私も国交省のサイトのほうを日頃から確認をさせていただいております。

そしてまた私ですけど以前ですね、実は上下水道の担当部長もさせていただいておりました。そのときのことなんですが、実は若干の渇水といいますか、雨不足でちょっと困ったときがございました。それにまた浄水場の改修工事がちょうど重なりまして、ちょっと厳しい状況がございました。そのときに、お隣の宇美町さんのほうにですね、水の融通をお願いに伺ったこともございます。このように、何かのときはやはりお互いに助けていただくような、その広域的なこの連携といいますか、そういったものも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

国におきましてもですね、この件につきましては、広域化については以前からお話も上がっておりますので、今後、10年後、20年後の将来を見据えるとですね、やはりこの広域化というところが一つの鍵になってくるのではないかなというふうに思っております。

議員ご存じかと思いますが、以前実は太宰府市は本当に水に苦労しておりました。以前はある一定戸数の集合住宅にはもう水道を供給しないと、井戸水掘って対応してくれというような時期もございました。幸いにして先ほど筑後川導水の件も出ましたが、筑後川のほうから水を供給していただくことによりまして、この集合住宅への水道の供給も可能ということで、現

在は全てのおうちのほうに水道水を供給することができておりますが、それにしてもですね、やはり太宰府市は水っていうのがやはり貴重な水でございます。正直言って、余裕があるわけではございません。

そういう状況がございますので、先ほど申し上げましたとおり、今後ですけど広域的なところも視野に検討していかなければいけないというふうには思っております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。水はもう本当に大切な資源でありますので、我々も節水に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員の一般質問は終わりました。

ここで17時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 5 時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 5 時25分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔15番 陶山良尚議員 登壇〕

○15 番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、今後の自治会の在り方について質問いたします。

1 項目め、本市自治会の現状について伺います。

現在、全国的に自治会長をはじめ、役員の担い手不足や自治会への加入率低下などの課題が浮き彫りとなり、将来的に自治会運営に支障が出ることが危惧されています。相当以前から私もそのような悩みがあるということを自治会関係者の方たちから聞いており、自治会役員の高齢化やコロナ禍の影響に伴う住民同士のコミュニティの希薄化など、自治会活動を維持していく上では避けて通れない待ったなしの課題ではないでしょうか。

そこで本市の現状とその対応について伺います。

2 項目め、行政区の区域変更について伺います。

本市においては、ここ数年、西鉄都府楼前駅を中心にマンションをはじめ住宅開発が進み、他地域においてもミニ開発等により新たな住宅地が広がっています。それに伴い、行政区の境が曖昧となる地域もあり、新たにその地域に住む住民がどの自治会に属しているのか分かりづらくなることによって、自治会活動への関心が薄れ、そのことが加入率の低下や活動自体に影響を及ぼしているんじゃないかと聞き及んでいます。

また、本市においては44行政区がありますが、中には100世帯未満の自治会から市の人口の1割以上に相当する規模の自治会もあります。自治会の規模については非常に偏りもあり、そ

の規模の大小により自治会長や役員の仕事量や自治会の取組にも影響が及ぶことは必然であり、その負担が自治会役員の担い手不足につながっている可能性もあります。

これについては、本市の歴史的な土地柄や地域性もあり、それを踏まえて以前から自治会の編成が行われてきたものと認識はしていますが、時代も変わり、人口の偏り等も生じていることから規模の是正も考慮し、自治会の再編も検討していく時期ではないかと考えます。難しい課題と認識はしますが、課題の一つとして提起させていただきます。

今申し上げたとおり時代も変わり、従来の行政区割りでは一部現状との乖離が生じていることから、行政区の境界が曖昧な地域においては、県道や河川を境に、行政区の線引き等の見直しや自治会自体の再編など検討する必要があると考えますが、市の見解を伺います。

3項目めは、自治会・校区自治会に対する運営支援について伺います。

施政方針に掲げている施策の一つであります自治会DXの促進について、その詳細な取組内容を伺います。

4項目めは、自治会が果たすべき役割や今後の課題について伺います。

現代においては市民の抱える課題も多様化し、現在の行政組織では課題を解決するための対応が難しい状況もあるのではないかと認識をしております。

そういった中で、一番住民生活に近い組織でもある自治会の活動が非常に重要な存在でもあり、その役割についても期待されているところであります。

ただいま申し上げてきたとおり、自治会の活動については多くの課題があり、今後行政課題も複雑化する中で、自治会との連携もこれまで以上に必要になってくると考えます。まずは各自治会が持つ課題をどのように捉え、市としていかにその課題を共有し、どのように解決していくのか。さらには自治会役員の皆様が動きやすい環境づくりも必要であり、それを踏まえた上で、将来に向けてどのような形で自治会との連携を進めていくのが望ましいとお考えなのか伺います。

あわせて、本市が目指す地域コミュニティのあるべき姿、その方向性について市の見解を伺います。

以上、4項目について回答をお願いいたします。再質問は発言席で行います。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、自治会役員の高齢化、担い手不足、加入率の低下についての課題は、本市のみならず全国的な課題となっております。

高齢化が高い水準で推移することが予想される中、加えて自治会活動の中心を担われている年代が、定年延長をはじめとする働き方の変化に伴い、役員への就任や自治会活動への参加が難しくなっている現状もあります。

会議の回数や役員の職務の多さも原因の一つと考えられるため、隣組の再編やイベントの見

直し・合同開催など、自治会独自で工夫をしながら運営を行っていただいております。

また、自治会加入率につきましては、他の自治体と比較しましても高い水準を保ってはおりますが、まずはこの加入率を維持するためにも広報での自治会活動の紹介や、市役所窓口において転入者に対し加入促進チラシを配布するなどの啓発に努め、自治会加入に対する支援を継続して行ってまいります。

次に、2項目めについてですが、住宅の開発等で行政区域を変更する必要がある際は、太宰府市行政区の設置に関する規則に基づき、隣接する自治会の協議の下、その都度変更を行っております。また、行政区の数につきましては、昭和61年に現在の44行政区となってからは変更されておられません。議員ご指摘のように、人口規模の違いや校区の見直しに関するご意見は、一部自治会からも出されております。

今後、自治協議会全体で各地域の課題を洗い出し、各自治会のご意見等も頂戴しながら、区域の見直し再編などについて自治会とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、3項目めについてですが、各自治会及び各校区自治協議会に対し、地域運営支援助成、地域コミュニティ推進事業支援補助を行い、自治会の運営や事務等に対し財政支援を行うとともに、毎月の各校区役員会への職員参加や、各イベントの企画段階から職員を派遣する等の人的支援を行っております。

また、施政方針で述べました自治会DXに関しましては、自治会を対象にスマホ講座を継続して実施し、スマホの基本的な使い方、LINEの使い方、太宰府市公式アカウントの登録、防災・防犯アプリの登録方法等を、演習を交えて行っております。

さらには、自治会独自のホームページの立ち上げ支援も行っており、アカウントの作り方やデザイン作成等についてアドバイスを行うなどの支援を行っております。

自治会独自で情報を発信することにより、回覧板の電子化、資源回収情報や防災情報等のプッシュ型通知等、効率的で効果的な情報発信が期待できますので、引き続き自治会DXに関する支援を行ってまいります。

次に、4項目めについてですが、自治会長をはじめ役員の皆様におかれましては、地域課題の解決にご尽力いただき、地域を支えていただいていることに対しまして、改めて深く感謝申し上げます。

自治会を取り巻く環境につきましては、様々な課題があると承知しております。地域でのつながりが希薄化する一方で、少子高齢化や災害の頻発化などにより地域のつながりの必要性は以前にも増して高まっております。地域コミュニティ組織の活性化を担うリーダー的人材の発掘や、防災、防犯、福祉、子ども、高齢者など多様な主体が交流、連携できるよう、これからも自治会活動を積極的に支援し、地域コミュニティの活性化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございます。今です回答いただきまして、何か私

質問することがなくなったなと思いながら今聞かせていただいております。

そこですね今回、私この質問に当たりまして、地元自治会長さんから要望をいただいたりですね数名の自治会長さん、または自治会長経験者の方からもいろいろ話を聞かせていただきました。

そうしますとですね、やはりこの自治会というのはなかなか担い手不足等もありましてですね、これはまさに少子高齢化の表れであり、国の縮図であるというふうに考えておりまして、まさに社会構造の変化に伴って非常に自治会も厳しい状況にあると認識をしております。また、ある自治会長さんによってはですね、非常にこれは危機的な状況にあるという話も伺ったところでございます。

そして、また例えば担い手不足の原因として聞きますと、やはりある程度60歳とか65歳以上の方にお願ひしてもですね、例えば親の介護で大変だとかまだ現役で働いているとかですね、まだ孫の世話もしないといけないとか、様々な要因の中でできないという回答もあったという話も聞いております。非常に危機的な状況であるということで、そのような認識で行政のほうも認識をしてあると思ってますけども、まずはそういう認識でよろしいでしょうか。非常に厳しいという危機感があるということで、よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 我々のほうもまさしく議員ご指摘の点をですね、日々自治会長の皆様と会話というかですね、いろんな話をさせていただく機会ございますので、そういった中でやっぱり特に改選時期というかですね、役員の選考時期におきましては非常に頭を悩まされてあったりとか、いろんな課題を聞く機会がございます。我々のほうも非常に重要な問題であるということで認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そうしましたらですね、担い手不足についてはまた4項目めでいろいろお聞きしたいと思っております、まず加入率についてお伺いします。

先ほどですね回答の中で高い数字を保っているという話がありました。まずはですね、現在の本市自治会の加入率、そしてまたよければ高い自治会、また低い自治会等もし教えていただければお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、本市の現在の自治会の加入率の数字でございますけども、91.7%というところでございます。

あと、また自治会によつての高い自治会と低い自治会という形での数字申し上げますと、一番高い加入率の自治会は100%、一番低い加入率の自治会は66.9%という数字になってございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 非常に差があることにもびっくりしまして、100%の自治会もあるということですね、非常にこれはすばらしいなと思ったところでございます。

そういった中で、先ほども回答の中にもありましたが、この加入率を促進するために、まずは広報での自治会活動紹介とかですね、窓口において転入者に対してチラシを配布しているということもありました。それが特に新しい方の加入について効果がどの程度あるのか、何かその辺は確認とかされてるのでしょうか。何か分かれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 特にですね、転入の方に自治会の紹介ということなんですけども、先ほどもちょっと申し上げましたいわゆる啓発チラシというか、ご案内の勧誘のチラシをお配りすると同時に、市役所の窓口だけではなくてですね、各自治会のいわゆる公民館等の窓口でありましたり、我々が持つその公共施設のいわゆる窓口やそのところにいわゆる配架しておくとか置いておくという形ですね、チラシの周知に努めているところです。

またもう一つはですね、自治会の方がやっぱり加入の促進に回られますので、その際のいわゆるアイテムというかですね、ご案内の資料の一つとしてこのチラシ等もご利用いただいているというような状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 加入率についてはですね、高ければいいんですけども、低い自治体なんかはやっぱり区費が上がってこないということで、自治会運営するための予算にもこれは影響があると思ってますんで、また行政のほうでも加入促進については尽力をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それとこの隣組長ですね、隣組の活動とか隣組長の役割についてちょっとお聞きしたいんですけども、私も地元の総会とか隣組長会とか参加させていただく中で、いつも隣組長さんのほうから話が出るのが、やはり特に新しい方なんかは、やっぱり仕事内容がよく分かってないということもありましてですね、例えば加入しない方にどのような説明をしたらいいかだとか、またごみ集積所の問題とかごみの出し方、とか、その辺のマナーの問題とかですね、時には大変な市民の方もいらっしゃるということで、その対応なんかもなかなか悩んでる方もいらっしゃるというふうに思ってるんですね。

そういった中でですね、自治会のほうから自治会のほうで何かあれば対応しますという話はしていただいているんですけども、やはりその辺の意思疎通がどの程度取れているのかって分からないところもございます。私も役員じゃないんですけど。だから、その辺で何か隣組長さんをフォローするような形の取組っていうのは、何か行政のほうで出されてありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まさしくですね議員ご指摘のとおり、隣組長さんのお仕事というか役割として、それぞれの自治会でやっぱり若干違うところは聞き及んでおりますけ

れども、自治会の勧誘でございましたり隣組費の徴収ですね。あとごみ集積所の清掃の関係で皆さんと意思疎通、共有を図る等の問題なども隣組長さんの負担という点につきましても、自治会のほうよりご意見をお聞きすることがございます。

隣組長さんへのいろんなそういうどういった働きやすさというかですね、動きやすさができるかどうかということにつきましては、もちろん先ほど申しましたように地域により状況や課題とかがやっぱりいろいろ違いもあるっていうのも我々も感じておりますので、統一的なこういうふうにやったほうがっていうところまではちょっと難しい面もあるかもしれませんが、何らかの自治会長の皆様とも相談させていただきながら、隣組長さんがよりよく動いていただけるような方策について考えてまいりたいと思っております。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 今、統一的だという話がありましたけども、私は一定のマニュアルを策定してですね、各自治会において役員や評議員さんとか隣組長さんの共有する形で、そういうマニュアルも必要かなと思ってますんで、その辺はいかがでしょうか。提案でございますけども。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） そうですね、マニュアル等があると非常に議員ご提案のよう動きやすさとかですね、隣組長さん代わられますので、そういったところでスムーズな運営が期待できるものかと推察いたします。

そちらにつきましてもですね、また地域によりやっぱりそういう相違点もございますので、自治会長の皆様とかご相談させていただきながら、地域地域にアジャストしたような形の対応ができればなというふうに考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それでは、1項目の最後としてですね、今担い手不足とか加入率についてお聞かせいただきましたけども、それ以外で行政が抱えている自治会が持っている大きな課題、市の自治協議会でも協議されているような課題があれば教えていただければというふうに思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） やはり自治会長の皆様からお聞きするものの中で一番多い相談というところで挙げますと、昨今でいけば役員の高齢化という点、また議員ご指摘の役員の担い手不足ということになるかと思っております。各自治会ともですね同じ悩みを抱えられており、毎月開催される自治協議会の会議の中でも、課題解決に向けた情報共有を行っております。

その中で一例申し上げますと、役員の負担軽減のために自治会の祭りを皆様ご存じかもしれませんが、夏から秋に開催時期を変更したことや、近隣地域での同様の催物を合同で開催し、事業回数を減らすといった事業方法ですね、開催方法の見直しを検討する自治会も出てきてお

ります。

そのほかといたしましては、先ほども少し申し上げましたが、生活や活動の実態に即した校区自治協議会の再編という課題も出てきております。これにつきましては、自治協議会全体の中で各地域の課題を洗い出しながら、各自治会のまたご意見もいただき、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それでは、2項目めに入りますけども、今、区域変更ということでありましたけどもですね、市内自治会においては非常に世帯数も多くて区域が広い自治会もあるわけでございます。

そういった中で、これは昔からの地域であるところも多い、そういう広いところっていうのは、例えば通古賀や国分と吉松ですね。この辺は非常に昔からの地域であるためにですね、隣組も多くて区域も曖昧なところがあるのかなというふうに想定されます。そういった意味で、昔からのやっぱり地域は境界線が昔のままで引かれたままであるためにですね、やっぱり新たな住宅開発が行われた場合はですね、やはりその辺が曖昧な部分もあるということで認識はしております。

例えばですね、区域に新たな宅地開発が行われた場合ですね、その境界線の辺りに建てられた宅地開発については、どのような形でその場所の行政区が決定されているか、まずお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 一例としては、その宅地開発等で行政区域を変更する必要が生じた際には、太宰府市行政区の設置に関する規則というものがございまして、それに基づきまして、いわゆる隣り合わせになる隣接する自治会同士の協議の下で変更するということになりますけれども、また、これまでの例を申し上げますと生活実態でありますとか、あと児童生徒が通学する学校区ですね、小学校・中学校等の区域を勘案しながら、区境を新たに設定するということが考えられます。

そういった様々な課題に対応して総合的に勘案しながら、境目を協議の下で判断するということになります。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 広い自治会の中にはですね、隣組も多いということで先ほど申入れさせていただきましたけども、現在ですね、例えば住宅開発が行われてきれいに区画整理された自治会なんかはですね、隣組の線引きもしやすいところあるんですけども、非常に古い地域なんかは隣組の地域が、隣組が広がってなかなか今高齢化の中で隣組になった方がなかなか動きづらいとかそういうのがあるんですよね。それである自治会長によってはですね、隣組の再編もしたいということで、そういった場合はもう自治会で独自で再編等していいということでよろしいでしょうか。そのルールを教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 隣組の決定というところですね、結論から申し上げますと、自治会の中で協議いただいて決定していただいていいということになります。

実例を申しまして様々な地域によってですね、ポイントで多くするところ、分割するところ、また統合するところというふうにあるというふうに従っておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それでですね、ここで私の住んでいる通古賀区について特出して質問させていただきたいと思いますが、通古賀区においては住居表示でいうと、通古賀1丁目から5丁目、そして都府楼団地や坂本の一部、そして幸都1丁目、非常に広域でありまして、他行政区に入り込んだ地域もありますね、どこの地点でも行政区が曖昧な部分があります。

特に、私が今住んでいる場所なんかもですね、道路挟んで前は都府楼団地なんですよ、自治会、行政区がですね。その前の宅地のところに防災無線のスピーカーなんかがあつてですね、ほとんど都府楼団地の情報しか入ってこないっていうのあるんですよ。本当に入り組んだ地域でもありますね、私の周りでもなかなかどっちの自治会なのかとか、その辺がやっぱり認識が薄いんですよ。

だから昔はですね、通古賀区に住んでも子どもたちが都府楼団地のお祭りにいったりですね、そういった形で前は都府楼団地の自治会の方からもちょっと苦言を言われたこともありましたがですね、そういった意味で曖昧な地域があると思うんですよ。それはもう通古賀区に限らず、ほかの自治会でもあると思いますけども、そういった中でですね、当然さっき質問しました新たにやっぱり区域の再編等も必要かなと思ってます。

それでですね、やはりその一番大事なことは、やっぱり住民がどこの自治会に属しているのかっていうのはせめて分かったら。マンションなんか住んでる方はなかなか回覧板回ってこない、隣組もない。見るのはマンションのロビーで貼ってある回覧板の貼り紙を見るとか、見ていただければまだいいけども、なかなかそれを見ないという方もいらっしゃるんですね、まさに活動に参加しないとかそういう形であるわけでございまして、まさにそういう解消をするためにですね、ぜひですねその辺はなかなか再編等もできてないということでしたけども、ぜひですね、住民にとって分かりやすいようなこの自治会の情報発信をしていただくためにも、ぜひともこの状況を解消していただきたいと思ってましてですね、大変難しい課題かと思っておりますけども、まずはその辺の認識ですね。もうこういう地域が入り組んでいるところが市内全域であるという認識はどの程度まずお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 本日の質問の中でも区画整理等のお話も出しましたが、自治会の区境、先ほど申しましたように、いろんな理由で宅地開発のみならずですね、いわゆる1軒分のいわゆる区境の変更というのも過去の事例ではございます。それはいわゆる道路が接しているところがやっぱり隣の区と同じところで通学していくとかいう、その生活実態

に即した形でそれぞれの隣接する区が協議いただいて、我々のほうにお話しいただいて区境が変更になるというような事例もございます。

なので議員ご指摘のというかですね、入り組んだところを協議の上でですね、いわゆる皆さんが参加しやすいとか皆さんが認識しやすいような区境になるというのは、これから可能性としてはあるのかなと思っておりますので、そういった相談も含めて我々のほうにも情報提供いただきながら、ともに検討していただければなというふうに感じているところでございます。

○議長（小畠真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 最初の回答の中にも校区の見直し等々については一部自治会からも出されているということですので、ぜひですねその辺を踏み込んでいただいて、酌み取っていただいて、ぜひまた地域の再編等も検討していただきたいというふうに思っております。

それと再編についてはですね、やはり44行政区、もう40年近く変わってないわけでございますね、やはり大きな自治会の悩みもあれば小さな自治会の悩みもあると思うんですね。やはり太宰府市地区中心には小さい自治会もたくさんあって、その辺ちょっと事情も私離れますんでよく分かりませんが、やっぱり成り手不足とか高齢化が進んでその影響があると思うんで、その辺はやはり小さな自治会はなるべく地域の歴史の流れがあるかもしれませんけども、やはりできるところは再現しながら予算を削っていくとか、やっぱり住民が生活しやすい環境を、活動しやすい地域コミュニティができるように、その辺はもう一度考えていただきたいなというふうに思ってますので、その辺は再編に向けては少し考えていただければ一番ありがたいかなと思ってますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

もう一度、再編についてちょっと回答をお願いします。

○議長（小畠真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 自治会の再編、またいわゆる校区協議会の再編というところも実は自治協議会のほうで議題、話題というかテーマに上がり始めているところでございます。

そういったところはやっぱり住民の皆様、自治会の皆様、それぞれ課題等お持ちですので、じっくりと全体会において、自治協議会全体の中でやはり課題を洗い出しながら、その解決のためにご意見も頂戴しながら、とにかく自治会とともに検討してまいる問題かなというふうに考えておるところでございます。

○議長（小畠真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 2項目めについては改めて要望したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3項目めでございますけども、いろいろDXについてご説明いただきましてありがとうございました。私が聞きたいのは、やっぱり高齢者のスマホ講座についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

以前は私、先ほど堺議員の回答の中で、先ほども回答の中ではありませんでしたが、職員が出向いて各自治会でですね教えてるっていう話がありました。これ私、以前ですね、携帯会社のショップの方が出向いてやってるかなと思って、今でもそうかなと思って考えてましたけども、こういうやり方のほうが効果があるのかとかですね、その辺は変わったきっかけというか、その辺の理由をちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 数年前ですか、二、三年前になるかと思いますが、やっぱりスマホ講座がやっぱり各地域で盛んに行われた時期がございます。

ちょうど恐らくスマートフォンを普及・促進させるとか、国のデジタル田園国家構想ですかね、そういったいわゆるデジタル普及の一環として、我々のコミュニティ課でやっておりましてのが総務省の補助事業、いわゆるデジタルデバイスを普及・促進させる補助事業において手を挙げまして採択いただき、そこで総務省の費用において各自治会でスマホ講座を実施したという実績がございます。

ただ、やっぱりその補助事業がちょっとなくなってきたという背景もございますが、にもかかわらず、地域においてスマホ講座の開催のご要望というかニーズがあるというふうに把握いたしましたので、今現在は職員によるスマホ講座を実施しているところでございます。

全自治会のほうに呼びかけさせていただいて、職員によるものですので臨機応変に講座を開設できているというふうな現状でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そうしましたら、ちょっと提案したいと思っております、スマホ教室についてですね。私、約2年前に春日のクローバープラザで行われました県の社協主催のきずなフェスティバルっていうのがありまして参加しました。

そういった中で、筑紫女学園のある先生の方のゼミの方が報告をされまして、それは筑紫女学園のゼミと筑紫野市が連携して高齢者のスマホ教室を行ったという実績報告がありました。筑紫野市は筑紫女学園に委託してこの事業を行ったということでございましたけども、話を聞いておりますと、筑紫野市の二日市東地区自治会を中心に、ひと月に1回程度開催されたということでございます。

この事業についてはお互いメリットがあるということで、例えば市とか自治会にとってはスマホ教室だけではなくて、世代間交流の場にもなるし、高齢者にとっても学生と話ができるサロンの場にもなるということでありました。そしてまた、学生もこれゼミの生徒が行っているということで授業の一環としてその授業の評価にもなるし、また個人の学びの場、そして地域社会の課題解決の場として参加しているということで、そういう意識の下ですね成長につなげていけるということで、そういう話がありました。

筑紫女学園と連携してやってありましたので、当然本市は大学もたくさんありますし、他大学とも連携して当然できるのかなと思ったふしはあったんですけども、今後ですねこのような

形で大学と連携しながらスマホ教室、細かい例えばさっきあったようにLINEの使い方、登録とかどこまでするかは別として、サロンのような形でこういったやり方もあるのかなというふうには思っているんですけども、その案に対してはどうかということではちょっとお聞きしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員のご提案ですね、スマホの使い方に限らず、いわゆる多世代交流とかそういった視点も含めて、非常にメリットのあるご提案であると思っております。

先ほど申しました各自治会でスマホ講座を我々の職員のほうで行っているというちょっとお話はさせていただきましたが、実はそのスタッフに太宰府市に太宰府のキャンパスネットワークというのがございますので、そのキャンパスネットワークを通じまして学生の方にぜひボランティアとしてスタッフで来ていただくということをお願いをいたしました。

ただ、実績はどうかというところになると、ちょっといろんな試験等のタイミングもあって、なかなかかなわなかったところがありますので、議員のご指摘もいただきまして今後も続けていくのと、ぜひお願いをして学生の方にも参加いただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そしたら、その件も併せてよろしくお願いしたいと思います。

最後、4項目めに入りたいと思いますけども、最近では、市役所を退職された方が自治会長に就任される機会も非常に増えてまして、非常にこれはすばらしいことかなというふうに思っております。自治会役員も行政経験のある方が自治会長になってもらえれば、これはまた経験もありますし、行政との連携も取りやすいのではないかなというふうに思っております。

そこで、自治会長に限らず、やはり現職の職員の方もその地域に多くの方が住まれていると思います。そこで、やはり地域と市を結ぶようなコーディネーターとして、そこに住んである職員さん、非常に多忙かもしれませんが、そういう形で地元の職員さんがつなげていただいて、経験もありますし縁の下での力持ちという形で活躍していただければ、非常に役員の負担軽減にもつながっていくのかなというふうに思っておりますけども、その辺の考え方に対していかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 市役所職員というところでございますが、行政と自治会を結ぶコーディネーターというところにつきましては、職員ということにつきましては、まず第一義的にそれぞれのいわゆる居住している地域で、いわゆる住民としてまず一定の役割を果たしてもらいたいというふうに考えております。

そうでございますが、まずはこれまでに引き続きまして、先ほども申しましたいわゆる各校

区の役員会等に職員が参加しておりましたり、いわゆる各イベントにおきましては企画段階から職員を派遣するっていうような人的支援を行ってますので、これを続けまして、引き続き今の自治会の皆様の負担軽減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それと、その担い手不足を解消するために、例えばなかなか自治会長さんになる人がいないということも大変な話であって、例えばですよ、各自治会長さんも役員改選のとき非常にやっぱり人材探しで困ってるっていうことも聞いてます。

そういった場合ですね、市で人材バンクみたいな形で、特に行政のほうも様々な団体、様々な方と多分つながっていると思うんですよね。そういった中で、素晴らしい人材がいれば例えば紹介するとか、ある程度人材を把握してあるでしょうから、そういう方を各自治会と連携させながら自治会の会長なり役員さんに、その地域に住んでればですよ、そういう形で行政のほうから推薦するとかそういうことはできないかなと思ってるんですけども、そういう件についてはいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、議員ご指摘のとおりでございますが、地域にはいろんな分野を得意分野として活動される方がいらっしゃるのではないかとというふうに、我々のほうも推察しているところでございます。

まずは、そのような地域コミュニティの活性化を担うリーダー的人材の発掘とか、我々が関係している団体の皆様でも把握というところに努めるところでございますが、多様な主体が連携できるような仕組みづくりを構築するっていうことがやっぱり大変有意義なことでございますので、議員今回ご提案いただきました人材バンクのような制度も含めまして、自治会の課題解決につながる様々な可能性につきましては自治会の皆様とともに、やはり調査研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 担い手不足について提案させていただきましたけども、現在ですねやっぱり非常にこのまま続くと危機的な状況かなと私も思ってます、何よりもやっぱりこれからのまちづくりについて必要な自治会の役割というのはあるわけでございます。

そういった中でやっぱり自治会組織を維持していくために、現時点で市が考えている取組や方針があれば教えていただければというふうに思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 方針というかですね、各自治会での課題とか要望事項がございましたら、まずは毎月実施しております各校区の自治協議会で各自治会長のほうから出てきました情報共有っていうのを市のほうでも行いまして、あと全体会、市、自治協議会の全体的内容まで報告していただき、自治会全体での共有を図るようにしているところでございます。

また、必要に応じまして、課題に応じた市の担当課の職員が自治協議会の会議に入りまして、地域課題について直接自治会長の皆様から現状についてご報告を受けながら、解決方向について自治会の皆様とともに協議させていただいているというような動きをしております。

○議長（小畠真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そうですね、例えばやっぱり一つの自治会が持つてくる課題ありますよね。それをやっぱりその自治会だけに限らずですね、やっぱり市、自治協議会の中で全自治会で共有してもらってということは大事なことでと思いますので、今後もそういった形で様々な協議をしながら、それぞれの自治会が課題解決に向けて動けるような体制をぜひつくっていただきたいというふうに考えておるところでございます。

最後にまとめといたしまして、コロナ禍以降は人のつながりが希薄化し、それが当たり前の社会となり、その結果、自治会での加入率低下や自治会行事への参加者の減少、そして役員等への成り手不足などにつながっているものと想定されます。

取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、これはどこの自治体でも同じじゃないかと考えておりますが、それだけに喫緊の課題でもあります。自治会だけに任せるのではなくてですね、行政とともに考え、知恵を絞り、自治会が働きやすい環境をつくることも必要じゃないかと考えます。当然そこには市民の自治会に対する意識改革や自治会の必要性もとき、市民の協力も促していかなければなりません。

いずれにしても既に人口減少下社会を迎える中で、このまちづくりを今後行っていく上で、自治会の役割ってというのは非常に大きな役割を果たすというふうに思っておるところでございます。そういった意味では今後、自治会の役割を市においてはどう位置づけていくのか、重要な課題であるとともに、最後に市長の目指すまちづくりにおいて理想とする自治会の形、また果たすべき役割についてどのようなお考えをお持ちなのか、市長のほうに伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小畠真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 理想の自治会といいますか地域でございますけど、先ほどまず理事の回答の中でも申し上げましたけど、自治会長をはじめ自治会の役員の皆様方におかれましては、本当に成り手不足の中で自ら手を挙げていただいて、そしてその役員になっていただいて、地域の課題解決にご尽力いただいて、本当に地域のために汗をかいていただいていることに対しまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがたく思っております。

そして、議員ご指摘のとおり、先ほどから出ておりますけど、自治会の加入率の低下や成り手不足の問題とか、本当に自治会の抱える課題はたくさんございまして、これ太宰府市だけじゃなくて全国的な課題であるというふうに認識をしております。

今後でございますが、地域のつながりがやはり少子高齢化、核家族化などもありまして、希薄化する方向にございます。そして、地域のつながりがしかしながら、やはり災害等やはり頻発している状況の中ですね、やはりお互いやっぱり助け合わなければいけないような状況が私

は出てきているんじゃないかなというふうに思っております。遠くの親戚よりも近くの他人という言葉も昔からございますが、やはり何かあったときには近所の方々にやはり助けを求める、こういう地域のつながり、人と人との助け合い、これが大変重要に今後なってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そのためには、やはり日頃から顔の見えるお付き合い、こういうことが大変重要になってくるんじゃないかなと思います。まさにそのためにはですね、やっぱり地域コミュニティが重要になってくると。その中の一番核心がこの自治会、隣組ではないかなというふうに思っております。

市といたしましては、地域の皆様が日頃から顔の見えるお付き合いをしていただくために何が必要かを自治会の皆様とともに一緒に考えて、そして本日いただきましたご提案も参考にしながら、地域コミュニティの活性化を図るための様々な施策を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 答弁ありがとうございました。

本当にさっき市長が言われたとおりですね、本当に自治会長さんはじめ役員の皆様がなかなか休みも取れず頑張っていたいただいていた現状でありますので、もう十分そこはありがたく受け止めたいと、私も本当に住民の一人としてそう思っておるところでございます。だからこそやっぱり地域コミュニティの重要性っていうのは、今後もまちづくりにつなげていかないと思っておりますし、今なかなかこういう自治会も厳しいところがありますので、ぜひですね行政のバックアップもしていただきながら、自治会の皆様が動きやすい環境づくり、これが全てだと思っておりますので、どうぞその点を改めてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月18日午前10時から再開します。

本日は、これをもちまして散会します。

散会 午後6時11分

~~~~~ ○ ~~~~~